国際課税関係資料

財務省主税局参事官室

目　　次

OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」「２つの柱」の進捗状況

（国際課税資料１）経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について…… 3
（国際課税資料２）国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」二本の柱について …… 4
（国際課税資料３）「２本の柱」の全体像 …… 4
（国際課税資料４）「BEPS包摂的枠組み」における「２本の柱」成果声明（2023年７月12日公表）（アウトカム・ステートメント）…… 5
（国際課税資料５）「BEPS包摂的枠組み」における「２本の柱」成果声明（2023年７月12日公表）（アウトカム・ステートメント）（抜粋①）…… 5
（国際課税資料６）「BEPS包摂的枠組み」における「２本の柱」成果声明（2023年７月12日公表）（アウトカム・ステートメント）（抜粋②）…… 6
（国際課税資料７）G20サミット　首脳宣言（仮訳抜粋）（2023年９月９－10日於：インドニューデリー）…… 6
（国際課税資料８）第１の柱　利益Aに関する多数国間条約 …… 7
（国際課税資料９）第１の柱（市場国への新たな課税権の配分）…… 7
（国際課税資料10）利益A（市場国への新たな課税権の配分）に関する多数国間条約交渉の背景・経緯等…… 8
（国際課税資料11）（参考）諸外国におけるデジタル・サービス・タックス等の一方的措置の概要（2023年５月時点）…… 8
（国際課税資料12）利益A　合意の概要（2021年10月）及び新規公表事項（2023年７月）…… 9
（国際課税資料13）ソースルールの原則及び共通ルール…… 9
（国際課税資料14）ソースルール全体像 ……10
（国際課税資料15）二重計上調整・二重課税除去の適用に関するイメージ図……10
（国際課税資料16）税の安定性（Tax Certainty）……11
（国際課税資料17）第１の柱　利益B移転価格税制の執行の簡素化・合理化 ……11
（国際課税資料18）利益B（移転価格税制の執行の簡素化・合理化）について ……12
（国際課税資料19）利益B　具体的な枠組み案（対象取引、価格算定方法、執行方法）……12
（国際課税資料20）利益B　価格算定方法「利益率の適用表（検討中のもの）」……13
（国際課税資料21）（別紙）利益率の適用表（検討中のもの）の産業分類 ……13
（国際課税資料22）経団連　利益Bパブコン意見書概要 ……14
（国際課税資料23）第２の柱……14
（国際課税資料24）第２の柱（グローバル・ミニマム課税）について……15
（国際課税資料25）所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）のイメージ ……15
（国際課税資料26）国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）のイメージ……16
（国際課税資料27）セーフハーバー……16
（国際課税資料28）QDMTTとCFC税制の適用 ……17
（国際課税資料29）グローバル・ミニマム課税に関するAdministrative Guidance（第２弾）及び

GloBE情報申告書に係るドキュメント……17
（国際課税資料30） 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（抜粋①）……18
（国際課税資料31） 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（抜粋②）……18
（国際課税資料32） 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（抜粋③）……19
（国際課税資料33） 外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し（令和５年度改正）……19
（国際課税資料34）（参考）合算課税の対象となる外国子会社の絞込みの効果 ……20
（国際課税資料35） 租税条約上の最低課税ルール（STTR：Subject to Tax Rule）のイメージ…20
（国際課税資料36） 租税条約上の最低課税ルール（STTR）の概要 ……21
（国際課税資料37） BEPS包摂的枠組み（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域 ……21
（国際課税資料38）「暗号資産等報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）」等について……22
（国際課税資料39） MRDP（Model Reporting Rules for Digital Platforms）における報告プラットフォーム事業者による特定手続等……22

OECD/G20「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」「2つの柱」の進捗状況

財務省主税局参事官　西方建一

2023年９月20日

（国際課税資料１）

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について

- 国内に外国法人の支店や工場などの物理的拠点(=PE)がある場合に限り、そのPEに紐づく事業所得に課税することができる。
  ※ PE : Permanent Establishment（恒久的施設）
- しかし、経済の電子化により市場国で課税が行えない事例が顕在化（パターン①）。また、軽課税国から事業を行うことで最低限の課税が行えない事例も発生(パターン②)。

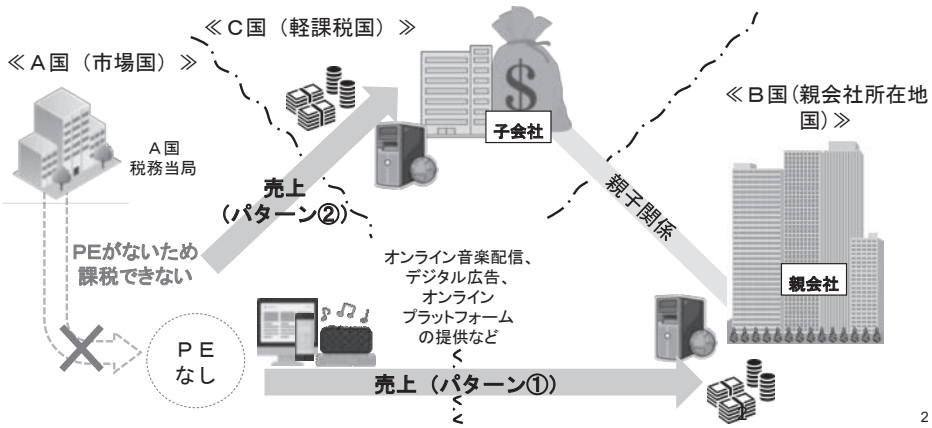

2

（国際課税資料２）

国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」 二本の柱について

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は143か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月８日、2つの柱による解決策に合意。
- 2023年７月12日、交渉成果をアウトカム・ステートメントとして公表（138か国・地域が合意）。

現在の状況

- 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）
  - 多数国間条約に2023年末までに署名式、2025年中に発効が目標。
- 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）
  - 日本においては、令和５年度税制改正において、所得合算ルール（IIR)を法制済。
  - 軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化など残存論点は、令和６年度以降の改正を予定。

3

（国際課税資料３）

「２本の柱」の全体像

「第１の柱」

「利益A」（Amount A）

- 市場国への新たな課税権の配分
- 多数国間条約により実施

「利益B」（Amount B）

- 基礎的なマーケティング・販売活動に対する移転価格税制の執行に係る簡素化・合理化
- 移転価格ガイドライン改訂により実施

「第２の柱」

GloBEルール

- 15%の最低実効税率によるグローバル・ミニマム課税
- 各国国内法により実施

租税条約上の最低課税ルール（Subject to Tax Rule：STTR）

- 軽課税国の関連者に対する支払について源泉地国（途上国が対象）に一定の課税権を認めるもの
- 多数国間条約又はバイ条約により実施

4

（国際課税資料４）

「BEPS包摂的枠組み」における「２本の柱」成果声明（2023年７月12日公表）（アウトカム・ステートメント）

「2本の柱」について、G20議長総括、G7コミュニケ等を踏まえ、これまで交渉されてきた成果を公表。

【「第1の柱」（利益A）多数国間条約】
- 各国の署名準備に必要な重要項目を盛り込んだ条文がとりまとめられた。一部の国が示す特定の懸念事項については、迅速な署名実施を視野に、解決するための努力を継続。
- 締約国は、現時点で導入されているデジタル・サービス税（DST）等の廃止、及び、新規DST等の導入禁止にコミット。
- 2023年末までに署名式を予定。
- 2025年中の発効を目指す（各国における条約の批准、国内法の整備の時間を確保）。

※ 対象グローバル企業グループの最終親会社の60%以上を占める30以上の国・地域による署名を条件にDST凍結措置の期限を本年末から2024年末への延長に合意。条約の発効に向けた十分な進捗を前提に2025年末までの延長も視野。

【「第1の柱」利益B】
- 基礎的なマーケティング・販売活動に対する移転価格税制の執行に係る簡素・合理化のガイダンスの大枠について合意。
- 産業界等の意見を聞くパブリック・コンサルテーションを経て、年内でさらに議論・合意し、2024年1月に最終報告書を公表予定。

【「第2の柱」STTR（Subject To Tax Rule）】
- 途上国向けの租税条約上の最低課税ルールについて合意。多数国間条約を10月に署名開放。

【途上国支援】
- G7コミュニケ等を踏まえ、2本の柱の実施のために途上国支援を強化するプランをOECDが作成。

5

（国際課税資料５）

「BEPS包摂的枠組み」における「２本の柱」成果声明（2023年７月12日公表）（アウトカム・ステートメント）（抜粋①）

Introduction

3. The Inclusive Framework is finalising the work on Pillar One and has completed the work on the development of the Subject to Tax Rule (STTR) and its implementation framework. Amount A of Pillar One will establish a taxing right for market jurisdictions with respect to a defined portion of the residual profits of the largest and most profitable MNEs operating in their markets, prevent the proliferation of Digital Service Taxes (DSTs) and relevant similar measures, avoid double taxation and excessive compliance burdens, and enhance stability and certainty in the international tax system.

Part I – Multilateral Convention on Amount A of Pillar One

6. The Inclusive Framework has delivered a text of a Multilateral Convention (MLC),[1] which will allow the Parties to the MLC to exercise a domestic taxing right (Amount A of Pillar One) with respect to a defined portion of the residual profits of MNEs that meet certain revenue and profitability thresholds and that have a defined nexus to the markets of these Parties.

7. The MLC sets out the substantive features necessary for it to be prepared for signature, including the scope and operation of the permissible taxing right, the mechanisms for relieving double taxation, a process for ensuring tax certainty, the conditions for the removal of existing DSTs and relevant similar measures upon its entry into effect, and the commitment as of the same time not to enact new DSTs and relevant similar measures. The MLC also includes several provisions designed to address the unique circumstances of developing Inclusive Framework members. The MLC will be accompanied by an Explanatory Statement that will set out the common understanding of the MLC.

[1] With efforts continuing on a small number of specific items as mentioned in paragraph 8.

6

（国際課税資料６）

「BEPS包摂的枠組み」における「２本の柱」成果声明（2023年７月12日公表）
（アウトカム・ステートメント）（抜粋②）

8. A few jurisdictions have expressed concerns with some specific items in the MLC. Efforts to resolve these issues are underway with a view to prepare the MLC for signature expeditiously. The MLC will be opened in the second half of 2023 and a signing ceremony will be organised by year end, with the objective of enabling the MLC to enter into force in 2025, allowing for the domestic consultation, legislative, and administrative processes applicable in each jurisdiction.

9. Recognising the progress made and the need to prevent disruption or delay of the ratification of the MLC, and subject to at least 30 jurisdictions accounting for at least 60 percent of the Ultimate Parent Entities (UPEs) of in-scope MNEs signing the MLC before the end of 2023, members of the Inclusive Framework agree to refrain from imposing newly enacted DSTs or relevant similar measures, as defined in the MLC, on any company between 1 January 2024 and the earlier of 31 December 2024, or the entry into force of the MLC. Assuming sufficient progress has been made by that date towards the entry into force of the MLC, members of the Inclusive Framework may agree to extend this commitment to the earlier of 31 December 2025, or the entry into force of the MLC.

Part II – Amount B of Pillar One

13. Once this work is completed, the Inclusive Framework will approve and publish a final Amount B report, content from which will be incorporated into the OECD Transfer Pricing Guidelines by January 2024 with due consideration given to both the needs of low-capacity jurisdictions (which are most often related to the absence of local market comparables), and the interdependence of Amount B and the signing and entry into force of the MLC. The timeline for the smooth implementation of Amount B will take into account those considerations and the time necessary for some jurisdictions to adopt legislative changes to give effect to the revised guidelines as well as to allow business to be prepared.

7

（国際課税資料７）

G20サミット　首脳宣言（仮訳抜粋）
（2023年9月9-10日　於：インド　ニューデリー）

我々は、2本の柱の国際課税パッケージの迅速な実施に対して引き続きコミットしている。**多数国間条約（MLC）の条文のとりまとめ、利益Bに関する作業（国内の基礎的マーケティング流通取引にかかる独立企業原則適用の簡素化・合理化のための枠組み）を含む第一の柱、及び、第二の柱における租税条約上の最低課税ルール（STTR）に関する作業の完了において、大幅な進展があった。**我々は、**「包摂的枠組み」に対し、2023年後半にMLCを署名できるよう準備するため、MLCに関するいくつかの懸案事項を速やかに解決することを求め、2023年末までに利益Bに係る作業を完了させることを求める。**我々は、各国が共通アプローチとしてのグローバルな税源浸食対抗（GloBE）ルールの実施のために講じた措置を歓迎する。

8

（国際課税資料８）

第１の柱
利益Aに関する多数国間条約

9

（国際課税資料９）

第１の柱（市場国への新たな課税権の配分）

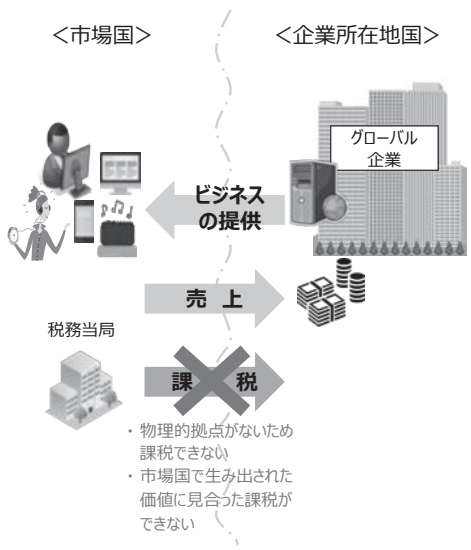

- 「課税対象（scope）」は、売上高200億ユーロ（約3兆円）超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループ（全世界で100社程度）
- 大規模なグローバル企業グループの利益率10%を超える残余利益の25%を市場国に配分

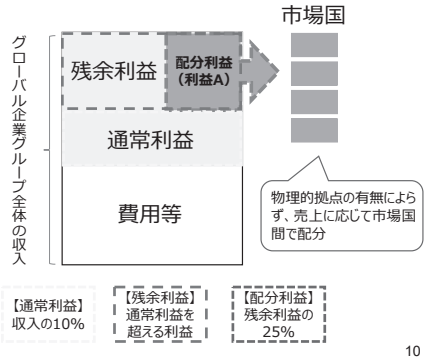

10

（国際課税資料10）

利益A（市場国への新たな課税権の配分）に関する多数国間条約交渉の背景・経緯等

年	利益Ａ関連の動き	ＤＳＴ関連の動き
2015	OECD/G20が、「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意。	
2016		インド：平衡税源泉徴収開始
2017		EU：欧州委員会のレポートにおいて、デジタルビジネスの実効税率が伝統的なビジネスと比べて著しく低いことを指摘。
2018	Inclusive Framework（IF）が「デジタル化から生じる税務諸課題－中間報告」を公表。	EU：「Fair Taxation of the Digital Economy」においてEU統一のDST導入を提案。
2019	IFから「2本の柱」が提案され、「第1の柱」において、課税権の再配分に関する多数国間条約をとりまとめる方針を決定。	英仏伊西墺印土：DSTを課する法律を成立・施行。 EU：EU統一のDST導入を再提案（2020）→実施せず
2020	**IFにおいて、経済のデジタル化に伴う課税上の課題について利益Aの大枠を合意（2021.10）。** **DSTをすでに導入している国は条約締結に伴う廃止、それ以外の国は2023年末までDSTを導入しないこと（凍結）を合意。** **→ 2023年７月成果声明により、DST凍結期限を2024年末まで延長可能（※）。** **（※）2023年末までに対象グローバル企業グループの最終親会社の60%以上を占める30以上の国・地域が多数国間条約に署名することを条件とする。** **なお、十分な進展がある場合には、2025年末まで再延長可能。**	米国：1974年通商法301条に基づく調査を開始。 → 米国企業を不当に差別していると認定（一部国に25%の報復関税を課す旨発表）。 → USTRは二国間協議やOECDでの議論による解決を奨励。
2021		米国：英仏伊西墺印土との間で、第１の柱の制度発効までのDST等の税額を第１の柱の実施による税額と実質的に同水準に留める枠組みの導入を条件として、７か国のDST等に対する制裁関税の発動を取りやめることに合意。

11

（国際課税資料11）

（参考）諸外国におけるデジタル・サービス・タックス等の一方的措置の概要（2023年５月時点）

米国は、2021年10月8日の合意後に英仏伊西墺印土との間で、デジタル・サービス・タックス（DST）等に関して合意。第１の柱の制度発効までのDST等の税額を第１の柱の実施による税額と実質的に同水準に留める枠組み(注)の導入を条件として、７か国のDST等に対する制裁関税の発動を取りやめることとした（７か国は制度発効時まではDST等を廃止する必要はない）。

英国
デジタル・サービス・タックス
- 対象ビジネスの域内売上に２％を課税。
- 2020年４月から施行。

フランス
デジタル・サービス・タックス
- 対象ビジネスの域内売上に３％を課税。
- 2019年７月施行。同措置に反対する米国に配慮し、2020年1月に徴税を2020年末まで延期することを決定。その後徴税を再開。

イタリア
デジタル・サービス・タックス
- 対象ビジネスの域内売上に３％を課税。
- 2020年１月施行。

スペイン
デジタル・サービス・タックス
- 対象ビジネスの域内売上に３％を課税。
- 2020年10月法案が可決。2021年１月施行。

オーストリア
デジタル広告税（Digital Tax）
- 域内のオンライン広告売上に５％を課税。
- 2019年10月法案が可決。2020年１月施行。

カナダ
デジタル・サービス・タックス
- 対象ビジネスの域内売上に３％を課税予定。
- 2021年12月に法案を公表。2023年末までに国際合意に基づく第１の柱の多国間条約が発効していない場合に限り、2024年１月より課税予定。

インド
平衡税（Equalisation Levy）
- 2016年６月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに６％を源泉徴収。
- 2020年４月から新たにeコマースの提供等を行う外国法人の収入に２％を課税。

インドネシア
電子取引税（Electronic Transaction Tax）
- 外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。
- 2020年５月法案が可決。今後、税率等詳細を公表予定。

トルコ
デジタル・サービス・タックス
- 対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。
- 2019年12月公布。2020年３月施行。

ＥＵ
デジタル賦課金（Digital Levy）
- 2020年５月、COVID-19からの復興計画案に関して、財源の一つとしてデジタル賦課金の導入についても検討することを表明したが、2021年12月に発表されたEUの新たな財源案の提案には盛り込まれなかった。

（注）2022年１月（印のみ同年４月）から第１の柱の制度発効日までの間（①）に課されたDST等の税額が、第一の柱導入初年度に課された税額に調整を加えた額（①の期間が２年であれば２倍）を上回っていた場合は、その超過額を第１の柱の税額から控除可能とする（控除しきれない分は繰越可能）。

12

（国際課税資料12）

利益A 合意の概要（2021年10月） 及び新規公表事項（2023年７月）

○**市場国への新たな課税権配分ルール（利益Ａ）** **※赤字は2023年７月新規公表事項**

【課税対象】

- 全世界売上が200億ユーロ（約３兆円）超、かつ、利益率が10%超のグローバル企業グループ。
  ※ 規制された金融機関、採掘事業、**防衛事業、外国事業が僅少で国内メインの企業等**は除外。
- 売上閾値について条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として100億ユーロ（約1.5兆円）に引下げ。

【配分割合】

- 売上の10%を超える残余利益の25%を、ネクサス（課税根拠）を有する市場国に配分。

【ネクサス（課税根拠）】

- 市場国での100万ユーロ（約1.5億円）以上の売上。
  ※ GDPが400億ユーロ（約６兆円）未満の国は25万ユーロ（約3,750万円）以上の売上。

【税の安定性】

- 市場国への新たな課税権配分ルール（利益Ａ）の対象となるグローバル企業グループに、利益Ａに関わる全ての争点について義務的・拘束的な紛争防止・解決メカニズムを提供。

【一方的措置】

- 多数国間条約の締約国は、全ての企業に対する全てのデジタルサービス税及びその他の関連する類似の措置を廃止し、また、将来にわたり導入しないことを定める。

【発効要件】

- Critical Massを満たす国の批准が必要→**対象グローバル企業グループの最終親会社の６０%以上をカバーし、かつ、３０か国以上が批准した後、これらの国が条約発効日を決定。**

13

（国際課税資料13）

ソースルールの原則及び共通ルール

2022年7月
進捗報告書参照

1.ソースルールの適用に当たっての原則

- グローバル企業グループは、全ての収入の源泉地を特定しなければならない。収入の源泉地は、**信頼できる方法**（**①信頼できる指標**又は**②配分キー**）によって特定（第4条第4項）。
- 源泉地は、原則、ソースルール毎に規定された**①信頼できる指標**によって特定。
  例：最終製品の最終顧客への直接販売から生じる収入の場合は、「最終顧客への配達先住所」や「最終顧客に販売する小売店の場所」
- ただし、グローバル企業グループが信頼できる指標を見つけられない場合は、各ソースルールで許容されている限りにおいて、**②配分キー**を利用可能。
  例：部品の販売から生じる収入の場合は、GDP比に基づき収入を各国に配分する「Component Allocation Key」

2.収入の分類（Categorising Revenues）

- 収入の源泉地は収入のカテゴリーに従って特定。収入は、当該収入が生じた取引の通常の性質（ordinary character）又は支配的な性質（predominant character）により区分（別表E§1(A)パラ1）。複数のカテゴリーに該当する収入は、支配的な性質（predominant character）で源泉地を決定（第4条第3項）。
- ソースルールのモデル法又は別表に規定されている収入のどのカテゴリーにも当てはまらない収入は、最も類似した収入のカテゴリーに従って源泉地を特定しなければならない（別表E§1(A)パラ3）。

3.補助的取引からの収入（Revenues from Supplementary Transactions）

- 補助的取引からの収入（Revenues from Supplementary Transactions）は、当該取引が補助する収入に適用されるソースルールに従って源泉地を特定することができる（別表E§1(B)パラ1）。

14

（国際課税資料14）

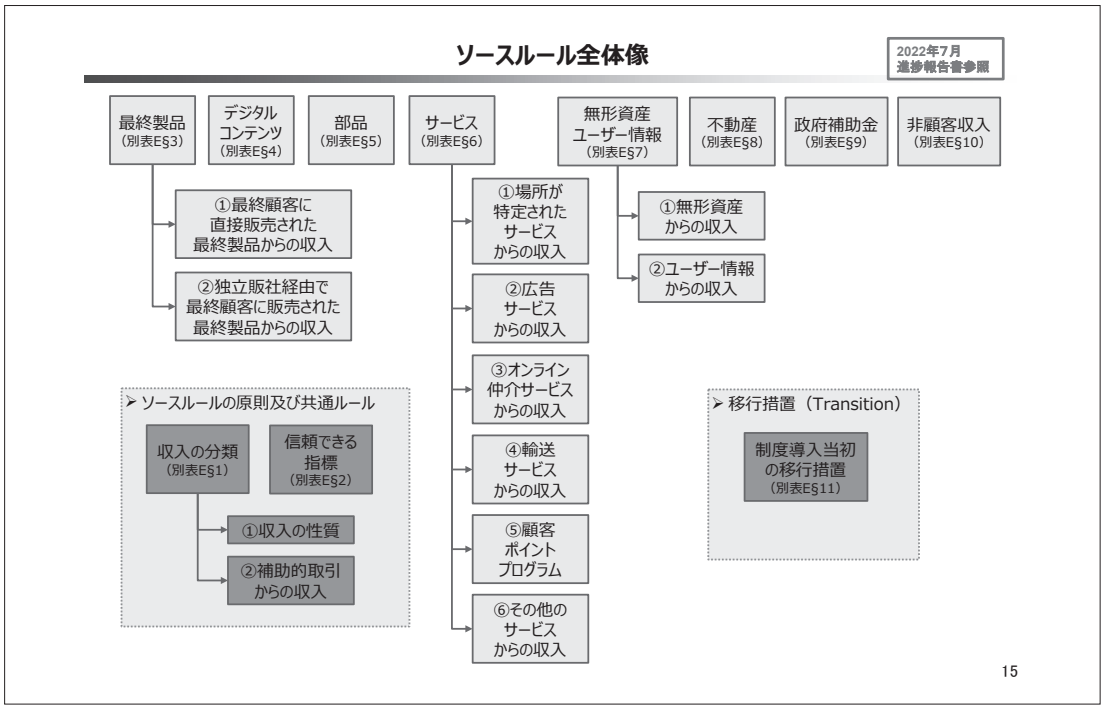

（国際課税資料15）

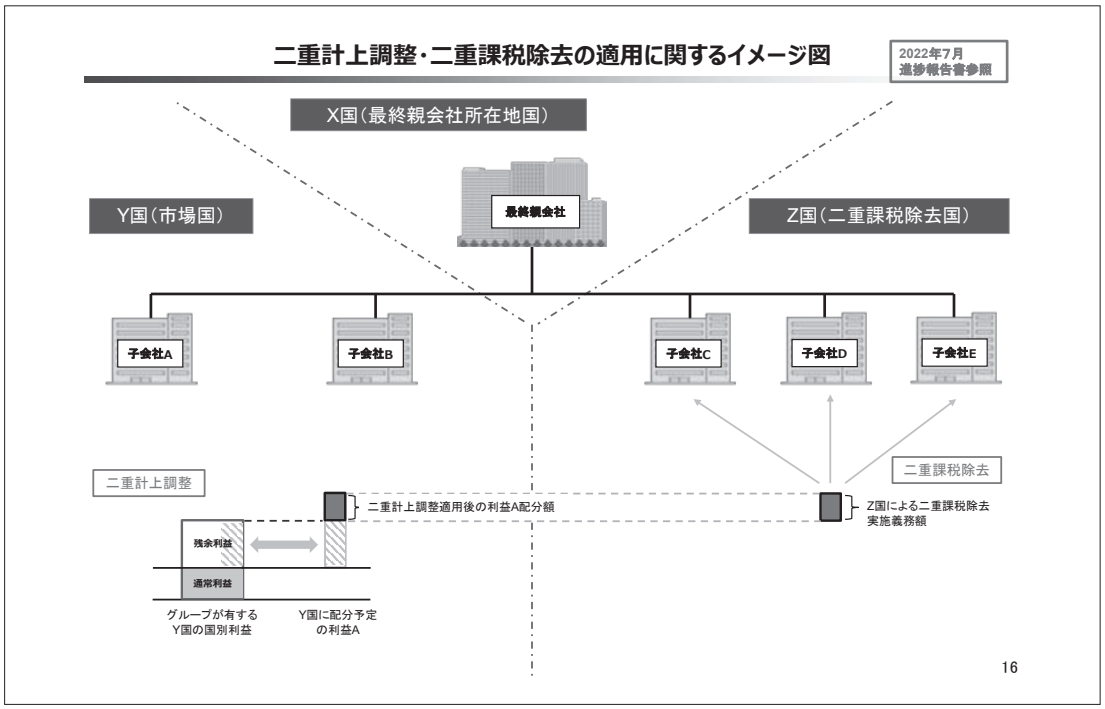

（国際課税資料16）

税の安定性（Tax Certainty）

2022年10月公表
市中協議文書参照

- 利益Aは、関係する国が多く、納税者のｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽｺｽﾄも大きいことから、多国間の紛争を未然に防止するため、以下の安定性メカニズムが用意されている（要請は納税者の任意）

①スコープ安定性プロセス

- ✓ 利益Aの対象外であることの確認を求める企業グループに対し、対象年度については利益Aの適用対象にならないという安定性を提供
- ✓ 審査パネル（7か国で構成）、又は、リード税務当局（単独）による審査

② 包括的安定性プロセス

- ✓ 対象年度の利益Aについて総合的な安定性を提供
- ✓ 審査パネル（7か国で構成）、又は、リード税務当局（単独）による審査

③ 事前安定性プロセス

- ✓ 包括的安定性プロセス・スコープ安定性プロセスにて確認した一部（手法）※の適正性について、納税者の要請に基づき、将来年度にわたり複数年保証
  ※収入源泉地の特定方法と、そのための内部統制枠組み（ITシステムを含む）等
- ✓ 審査パネルによる審査（内部統制枠組みに係る審査は専門家グループが実施し、審査パネルに助言）

  - ➢ 上記3つの安定性プロセスは、いずれも、審査パネルが合意に達しない場合、又は、審査結果に関係国が同意しない場合、裁定パネルにより解決

- 既存の二国間租税条約における紛争（移転価格課税／PE課税）で、利益A制度の適用に影響するもの（利益Aに関連する争点）についても、義務的・拘束的に解決することが必要

④ 利益Aに関連する争点に係る安定性

- ✓ “利益Aに関連する争点”⇒主にPE課税、TP課税に係る紛争＋利益Aの二重課税除去に影響を与えるもの
- ✓ 紛争解決手続は、現行のOECDモデル条約における仲裁規定をベース
- ✓ 例外的に、MAP件数が僅少等の一定の途上国については、紛争解決手続の選択的な適用も認められる

17

（国際課税資料17）

第１の柱
利益B　移転価格税制の執行の簡素化・合理化

18

（国際課税資料18）

利益B（移転価格税制の執行の簡素化・合理化）について

2023年7月公表
市中協議文書参照

○ キャパシティの低い国のニーズに焦点を当てつつ、「基礎的マーケティング・販売活動」について、移転価格税制の執行の簡素化・合理化を目的とした制度。

利益Bによる移転価格税制の適用

① 定量的指標を用いつつ、利益Bの適用となるグループ会社間の国外取引（scope）を簡便的に特定
② 予め策定・公表された利益率の適用表（pricing matrix）に基づいて、当該取引に該当する利益率（利益B）を適用
（※ 具体的執行制度や施行時期については、国際的な議論が継続中）

利益Bの適用例

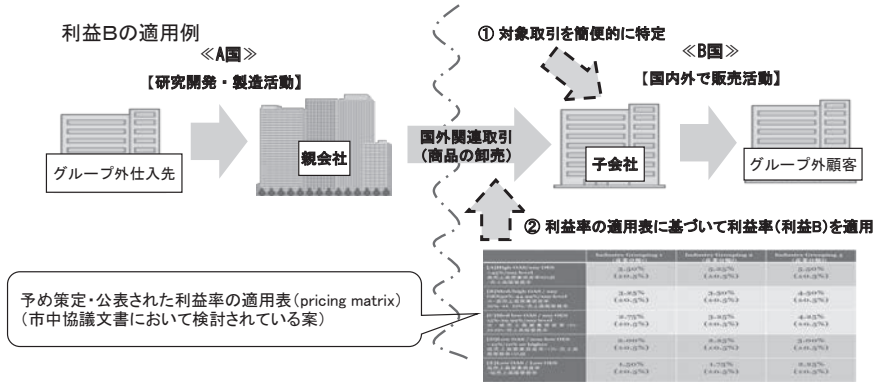

19

（国際課税資料19）

利益B 具体的な枠組み案（対象取引、価格算定方法、執行方法）

2023年7月公表
市中協議文書参照

対象取引：基礎的マーケティング流通取引
（Baseline Marketing Distribution Activities）

・多国籍企業のグループ内企業より商品を購入し、第三者へ販売する売買取引。（※典型的な卸売取引）
又は、
・多国籍企業グループ内の会社による第三者への商品販売に貢献する仲介取引及び委託取引。（※仲介や委託形式による卸売取引）

上記の取引について、更に、右記の定量・定性基準を適用する。（現在、主としてA案とB案が検討されている。）

価格算定方法

利益率の適用表に基づき、算定（次項参照）

執行方法

現在は、納税者による選択制（セーフハーバー）や原則適用等の執行方法が検討されている。
※相互協議において、利益Bの適用は強制ではない。

（定量・定性基準案）
※パブリックコンサルテーション等を踏まえ、以下以外の基準も検討される可能性あり。

- 移転価格の算定手法において、「片側検証」が適切である取引。

AND

- （A案）定量のみ
売上高販管費率が3%以上30%以下の取引

OR

- （B案）定性＋定量
売上高販管費率が50%以下の取引で、基礎的活動を超えた活動を行ってない取引（定性分析で確認）

（注）上記は、2023年7月に公表された市中協議文書の内容を記載している。

20

（国際課税資料20）

利益B　価格算定方法「利益率の適用表（検討中のもの）」

2023年7月公表
市中協議文書参照

※1　カントリーリスクが存在することにより利益率が相対的に高いとされるソブリン債低格付国や、実際のデータから利益率が相対的に高い傾向にある一定の条件を満たす数か国については、当該適用表とは異なる利益率の適用を検討中。
※2　当該適用表の機械的な当てはめにより、過大あるいは過少な利益率が適用されることを防ぐため、当該利益率を適用した結果、売上総利益／販管費の比率が1.05−1.5倍の範囲を超えた場合、1.05倍の水準まで引上げ、又は1.5倍の水準まで引下げる措置も検討中。
※3　産業分類については、次項に記載。また、別途、産業分類に関するインストラクションが作成される予定。

	Industry Grouping 1 （産業分類1）	Industry Grouping 2 （産業分類2）	Industry Grouping 3 （産業分類3）
[A]High OAS/any OES 売上高営業資産率 >45% /売上高販管費率　基準なし	3.50% (±0.5%)	5.25% (±0.5%)	5.50% (±0.5%)
[B]Med/high OAS / any OES 売上高営業資産率 30%−44.99% /売上高販管費率　基準なし	3.25% (±0.5%)	3.50% (±0.5%)	4.50% (±0.5%)
[C]Med low OAS / any OES 売上高営業資産率 15%−29.99% /売上高販管費率　基準なし	2.75% (±0.5%)	3.25% (±0.5%)	4.25% (±0.5%)
[D]Low OAS / non-low OES 売上高営業資産率<15% /売上高販管費率　10% or >10%	2.00% (±0.5%)	2.25% (±0.5%)	3.00% (±0.5%)
[E]Low OAS / Low OES 売上高営業資産率<15% /売上高販管費率<10%	1.50% (±0.5%)	1.75% (±0.5%)	2.25% (±0.5%)

21

（国際課税資料21）

（別紙）利益率の適用表（検討中のもの）の産業分類

2023年7月公表
市中協議文書参照

Industry Grouping 1 （産業分類1）	Industry Grouping 2 （産業分類2）	Industry Grouping 3 （産業分類3）
● 生鮮食料品 ● 動物用飼料 ● 農作物 ● 食料雑貨品 ● 家庭用消耗品 ● 酒類・タバコ ● ペットフード ● 建設用資材 ● 配管用資材 ● 金属 ● 製紙・梱包材	● 国産車 ● ITハードウェア・ソフトウエア・IT部品 ● 電子部品・消耗品 ● 衣服・アパレル用品 ● 繊維製品、皮革、毛皮 ● 宝石 ● プラスチック・化学製品 ● 潤滑剤 ● 染料 ● 家庭用品、家電製品 ● 家具 ● 家庭用・オフィス用消耗品 ● 印刷物 ● 混合剤 ● 複数の品目 ● Industry Group 1、3のリストにないもの	● 医療用機器 ● 調剤 ● 医薬・ヘルスケア製品 ● 産業機械・部品 ● 工業・農業用車両 ● 中古車両・オートバイ・部品

22

（国際課税資料22）

経団連　利益Bパブコン意見書　概要

1. 実施に係る考慮
   - セーフハーバーとして位置づけられるべき。
   - 強制適用となった場合は、レンジ外になった時の調整が必要。二重課税回避のため、税の安定性を確保するための方策とセットで利益Bを導入することが不可欠。

2. 代替案Aおよび代替案Bについて
   - 代替案A（定量的な基準）が望ましい。

3. 価格マトリックス
   - 利益水準として1％台も含めた数字とすることは不可欠。
   - 低い水準のOAS、OESに対応すべく、「[E]Low OAS/low OES OAS<15% / OES<10%」の欄を維持すべき。

4. レンジ
   - レンジはある程度幅を持たせることが不可欠。
   - +/-0.5%という水準を広げていくことが望ましい。

5. 裏付けメカニズム
   - ベリー比がcap and collarとともに適用可能とされたことを評価。

6. 税の安定性
   - 利益B の対象となった場合に発生する二重課税解決のためのルール（紛争解決ルール）を明確化すべき。
   - 既存のAPAやMAPのみでは、有効な解決策として機能しない可能性があり、また、租税条約が結ばれていない国で利益Bが適用された場合、救済策が存在しないことになる。

23

（国際課税資料23）

第２の柱

24

（国際課税資料24）

第２の柱（グローバル・ミニマム課税）について

○　年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,100億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

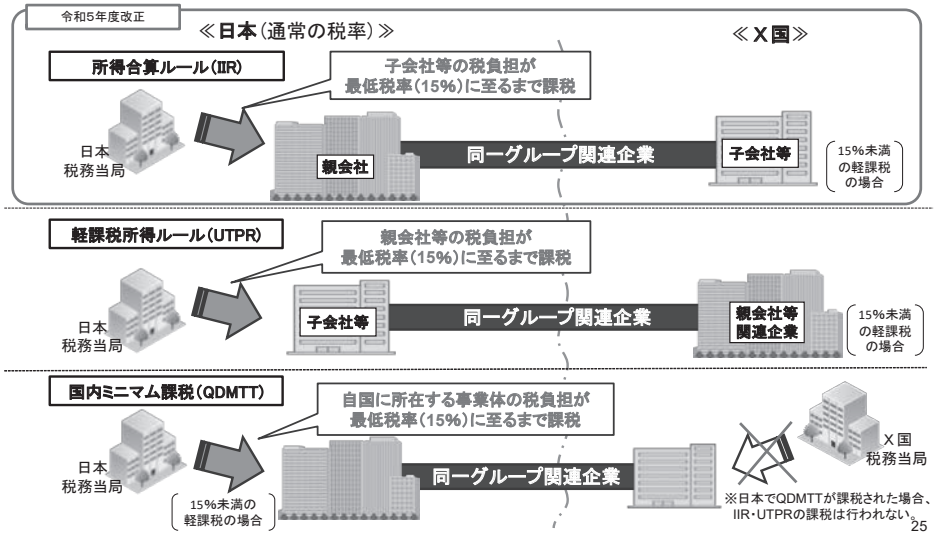

25

（国際課税資料25）

所得合算ルール (IIR: Income Inclusion Rule) のイメージ

○　軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度

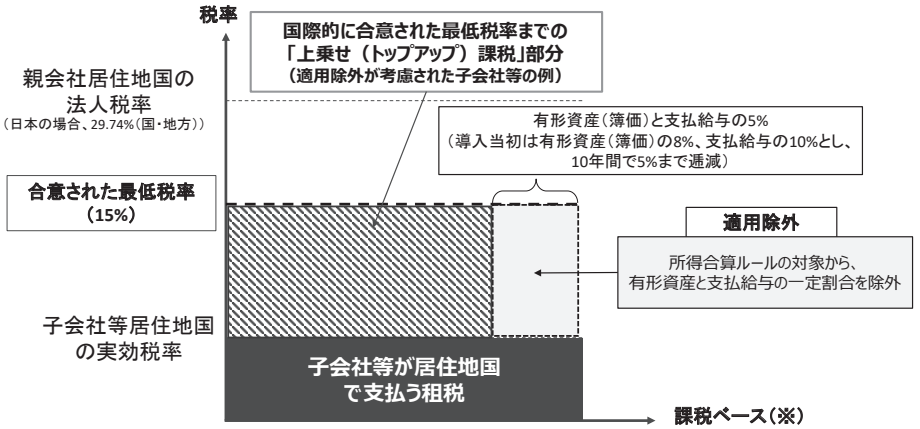

（※）所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用

26

（国際課税資料26）

国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）のイメージ

○ 自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国において上乗せ課税されるのを防ぐため、各国が導入できる制度。
○ 日本においては、国税の租税特別措置の税額控除等の適用により各企業グループの実効税率が15%を下回った場合に、QDMTTにより実効税率を15%まで引き戻す効果がある。

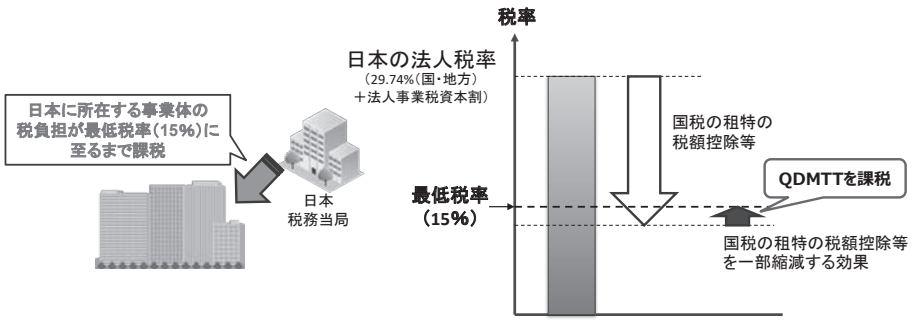

※ QDMTTの税額の計算においては、課税ベースとなる所得から、有形資産（簿価）と支払給与のそれぞれ5%に相当する額が控除される。（適用除外）

27

（国際課税資料27）

セーフハーバー

- セーフハーバーには、①グローバル・ミニマム課税導入後の一定期間のみ暫定的に適用できる移行期間CbCRセーフハーバーと、②恒久的に適用できる恒久的セーフハーバーとして簡素化計算セーフハーバー等が存在。移行期間CbCRセーフハーバーは、令和８年12月31日以前に開始し、令和10年６月30日以前に終了する会計年度のみ適用可。
- 移行期間(暫定的)CbCRセーフハーバーについては、令和5年度改正において措置済み。
- 移行期間(暫定的)CbCRセーフハーバーでは、国別報告事項に係る情報（CbCR:多国籍企業グループの国別の所得、納税額の配分等、多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報）を計算の一部で使用。

簡素化計算セーフハーバーの枠組み

次の要件のいずれかを満たした国又は地域の国際最低課税額を零とする。

デミニマス要件

次の要件の全てを満たすこと。
- 「簡素な計算」に基づく国別平均収入が1,000万ユーロ未満
- 「簡素な計算」に基づく国別の平均所得・損失額が100万ユーロ未満

簡素な実効税率要件

次の式で計算される簡素な実効税率が15%以上であること。

$$\text{簡素な実効税率} = \frac{\text{「簡素な計算」に基づく国別調整後対象租税額}}{\text{「簡素な計算」に基づく国別グループ純所得の額}}$$

通常利益要件

「簡素な計算」に基づく国別グループ純所得の額が実質ベースの所得除外額以下であること

※「簡素な計算」については、将来の執行ガイダンスで提示予定

令和5年度改正で措置済み

移行期間(暫定的)CbCRセーフハーバー

次の要件のいずれかを満たした国又は地域の国際最低課税額を零とみなす。

デミニマス要件

次の要件の全てを満たすこと。
- CbCRにおける国別の総収入金額が1,000万ユーロ未満
- CbCRにおける国別の税引前当期利益の額が100万ユーロ 未満

簡素な実効税率要件

次の式で計算される簡素な実効税率が15～17%以上であること。

$$\text{簡素な実効税率} = \frac{\text{連結等財務諸表に係る法人税等及び法人税等調整額の国別合計額}}{\text{CbCRにおける国別の税引前当期利益の額}}$$

通常利益要件

CbCRにおける国別の税引前当期利益の額が、実質ベースの所得除外額以下であること。

28

（国際課税資料28）

QDMTTとCFC税制の適用

【概要】

○ QDMTTとCFC税制の適用順序に関して、2023年2月公表の執行ガイダンスにおいて、QDMTTが優先適用されることを明確化。

→親会社に対してその所在地国のCFC税制によって課された租税であって、GloBEルールArticle 4.3.2(c)に基づいて子会社（CFC）にプッシュダウンされるものについては、QDMTTの計算上は除外することとされた。

（注）本店に対してその所在地国の国外支店課税制度に基づいて課された租税であって、GloBEルールArticle 4.3.2(a)に基づいて支店(PE)にプッシュダウンされるものについても、同様の取扱い。

○ QDMTT導入国に所在する構成事業体（CFC／PE）に関して、当該QDMTT導入国が第一次課税権を行使できる。

設例①（Y国がQDMTTを導入していない場合）

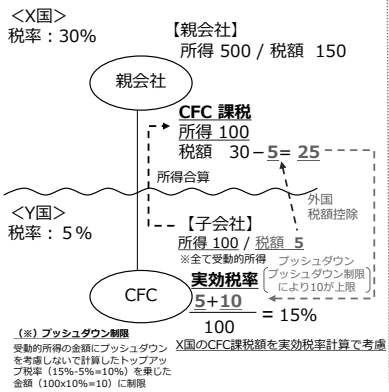

設例②（Y国がQDMTTを導入している場合）

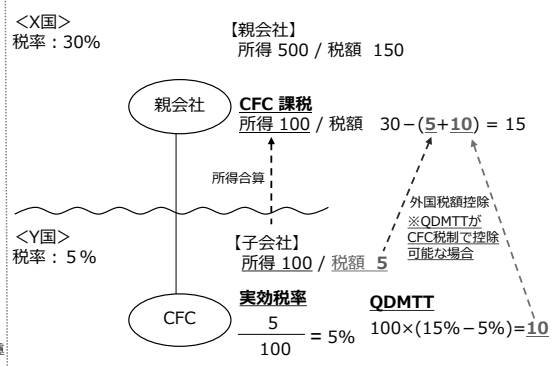

（国際課税資料29）

グローバル・ミニマム課税に関するAdministrative Guidance（第２弾）及びGloBE情報申告書に係るドキュメント

2023年7月17日、OECD事務局は、Inclusive Frameworkの承認を経て、ピラー２（グローバル・ミニマム課税制度）に関して、Administrative Guidanceの第２弾及びGloBE情報申告書（GIR:GloBE Information Return）に係るドキュメントを公表。主な内容は以下のとおり。

１．Administrative Guidance（第2弾）

⑴ 税額控除の取扱いに関するガイダンス

市場性のある譲渡可能税額控除（Marketable Transferable Tax Credit)について、実効税率の計算上、GloBE所得（＝分母）の増加として扱うことを示す。

※ モデルルールでは、適格還付可能税額控除（QRTC: Qualified Refundable Tax Credit）は分母の増加、非適格還付可能税額控除(Non-QRTC: Non-Qualified Refundable Tax Credit)は対象租税（＝分子）の減少と取り扱われることが定められていたが、その他の税額控除については、取扱いが不明確であった。

⑵ Transitional UTPRセーフハーバー

最終親会社（UPE）法域において20%以上の（名目）法人所得税率が適用される場合、UPE法域のUTPRトップアップ税額は、移行期間（2025年12月31日以前に開始する各事業年度）においてゼロとみなすことを示す。

⑶ QDMTTセーフハーバー

一定の基準を充足した適格国内ミニマム課税（QDMTT）制度を持つ法域のトップアップ税額をゼロとみなすことを示す。

※ QDMTT自体の追加ガイダンスも発出され、QDMTT自体の適格性基準の更なる明確化が図られている。

⑷ その他

① General Currency Conversion Rules
→ 多国籍企業グループがGloBEルール上の計算を行うにあたっての為替換算ルールを示す。

② Substance-Based Income Exclusion
→ クロスボーダーの被雇用者の支払給与や有形資産の簿価に係る実質ベース所得除外の各法域への配分方法等を示す。

２．GloBE情報申告書（GIR:GloBE Information Return）

GIRの様式、GIR報告の簡素化措置及びGIR情報を一部切り分けた上で他国へ共有するルールを示す。

（国際課税資料30）

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題　－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（抜粋①）
（令和5年6月30日）[抄]

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等
第２部　個別税目の現状と課題
Ⅴ．国際課税
４．経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応
（１）新たな国際課税ルールの背景

BEPSプロジェクトの行動１（デジタル経済の発展への対応）については、経済のデジタル化に伴う課税上の課題として、消費課税上の課題（BEPS最終報告書において見直しを提言）とともに、法人課税上の課題も議論されてきましたが、平成27（2015）年のBEPS最終報告書においては、後者については合意に至らず、引き続き議論を継続することとされました。平成28（2016）年に立ち上げられたOECD／G20「BEPS包摂的枠組み」において途上国やオフショアセンターとされる国・地域を含めた議論が行われ、令和３（2021）年10 月に、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する「２本の柱」の解決策に関する合意が実現しました。新型コロナへの対応で各国の財政状況が更に悪化したことが、合意に対する後押しの一つとなったと考えられます。約140 カ国・地域が本合意に賛成を表明し、制度のグローバルな実施に向けた取組みが続けられています。国際課税ルールの見直しの背景として議論されてきた課題は、「国際課税を取り巻く経済環境の変化」の節において既に述べた課題のうち、大きく以下の２点であり、それぞれが「第１の柱」・「第２の柱」に対応しています。

・ 経済のデジタル化に伴い、市場国に恒久的施設（PE）を置かずにビジネスを行う企業の増加がみられます。典型的には、オンラインでの動画・音楽配信や、オンライン書籍の販売等は、店舗などのPEがなくとも市場国の消費者にサービスを提供することができます。現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのＰＥの事業から生じた所得への課税が可能なため、こうしたビジネスから得られた所得に対しては、市場国で適切に課税が行えない問題が顕在化してきました。

・ 低い法人税率や税制上の優遇措置によって外国企業を国内に誘致する動きがみられる中で、1980 年代以降、各国の法人税が継続的に引き下げられ、各国の法人税収基盤が弱体化してきています。また、こうした軽課税国を利用する企業とそれ以外の企業との間で、税制面において企業間の公平な競争条件が阻害される事態が生じてきました。

31

（国際課税資料31）

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題　－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（抜粋②）
（令和5年6月30日）[抄]

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等
第２部　個別税目の現状と課題
Ⅴ．国際課税
４．経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応
（４）新たな国際課税ルールの意義

（国際的に共通の課税ルールの導入）

これまでの国際課税のルールにおいては、各国における課税の制度設計（課税ベースの設定、申告・納税などの執行のあり方）については、各国の課税権のもと各国が自由に設定することができる一方、二国間の租税条約において個別に、源泉地国において配当・利子・使用料に課される税率の制限等が規定されてきました。

こうした中、BEPSプロジェクトにおいて15 の行動計画が提言されましたが、その多くは、国際的なベスト・プラクティスの提示や、OECD移転価格ガイドラインなどの既存の国際基準の改正により対応するものであり、課税ルールの設定における各国の裁量は広く認められていました。他方、租税条約の濫用防止や移転価格税制に係る文書化制度の整備など、一部の行動はミニマム・スタンダードとして各国が遵守すべきものとされるとともに、多数国間条約であるBEPS防止措置実施条約が策定されました。

経済のデジタル化に伴う課題に対する２本の柱からなる解決策においては、こうした流れを更に進めて、国際的に統一されたルール（課税ベース、申告・納税などの執行のあり方）に基づいて、新たな課税制度を構築するものです。「第１の柱」においては、多数国間条約や国内法において、新たな課税に必要なルールが詳細に規定され、各国は、多数国間条約への参加及び国内法制の制定を通じて、共通の課税ルールを実施することとなります。「第２の柱」においては、先述のとおり、各国の国内法で導入可能であるものの、各国が制度を導入する場合は国際的に合意されたルールに沿った形での制度の導入が必要となります（コモン・アプローチ）。課税ベースや税率の設定、申告・納税などの制度の執行に至るまで、税制全体の制度設計に国際的に合意し、実施するという点で、画期的な取組みであると考えられます。このため、制度の実施に際して、国家間の紛争防止・解決プロセスを含め、各国税務当局間の今まで以上の緊密な協働が求められます。また、今後、各国における制度の実施状況をモニターしつつ、国際的に協調された制度の実施に向けて我が国としても貢献していくべきと考えられます。

32

（国際課税資料32）

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題　－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（抜粋③）
（令和5年6月30日）[抄]

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等
第２部　個別税目の現状と課題
Ⅴ．国際課税
４．経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応
（４）新たな国際課税ルールの意義

（「第１の柱」の考え方）

（略）デジタル・サービス税等については、各国において柔軟な制度設計が可能である一方、OECD／G20「BEPS包摂的枠組み」における議論では、事業者から見るとデジタル・サービス税と法人所得課税との間で実質的な二重課税が生じているのではないか　との指摘や、外国企業をターゲットとする場合には上述のような報復措置を誘発するおそれがあるといった指摘がされており、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対しては、「第１の柱」による多国間で協調した解決策により対応する方が望ましいとされてきました。

（「第２の柱」の考え方）

「第２の柱」は、経済のデジタル化・グローバル化やビジネスにおける無形資産の重要性の増大に伴って生じた「法人税引下げ競争」に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした制度です。多国籍企業グループの拠点が所在する 国・地域の多くで本制度が導入されれば、実質的に世界全体において最低税率（15%）以上の課税が確保されることになります。これまでアグレッシブにタックス・プランニングを行ってきた多国籍企業が低税率国を利用することが難しくなることにより、ひいては、我が国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものと評価できます。（略）

33

（国際課税資料33）

外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し（令和５年度改正）

○ グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の導入により追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制（CFC税制）について、①特定外国関係会社（ペーパーカンパニー等）の適用免除要件である租税負担割合の閾値引下げ（30%→27%）、及び②書類添付義務の緩和等の措置を講じた。
（※）上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用。
（※）外国子会社合算税制は、国際ルール上も、「第2の柱」と並存する仕組みとされており、外国子会社を通じた租税回避を抑止する観点から、引き続きその役割は重要。

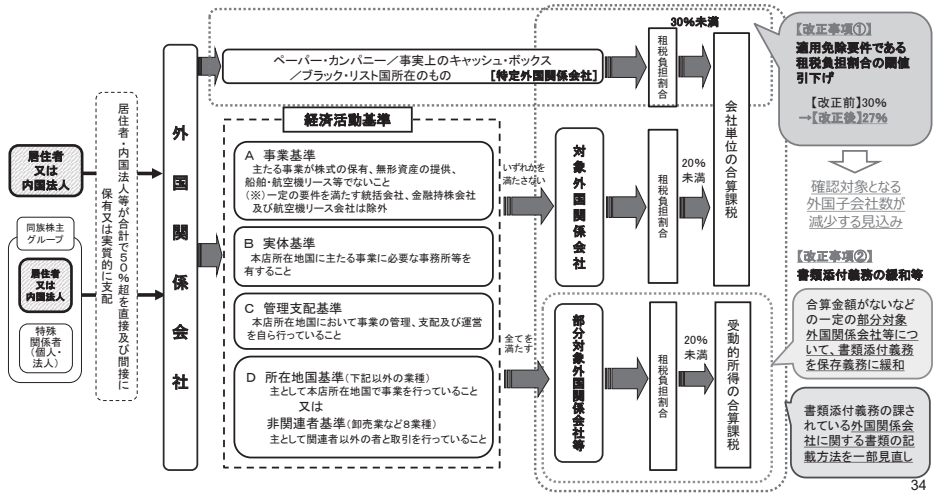

34

（国際課税資料34）

（参考）合算課税の対象となる外国子会社の絞込みの効果

2022年12月23日
経済産業省 経済産業政策局
企業行動課
「令和５年度税制改正について」
より抜粋

合算課税の対象となる租税負担割合を30%から27%に引き下げる措置によって、確認作業に係る企業の事務負担が軽減。

- 法定税率が27～30%の範囲には、**日本企業が多数進出しているドイツ、韓国、米国のカリフォルニア州やニューヨーク州などが含まれる。**こうした国・地域の外国子会社を確認対象から除外できれば、**事務負担が軽減される可能性。**

（注）外国子会社が現地で減税措置を利用することにより、実効税率が閾値を下回っている場合には、合算課税の対象となりうる。

- アンケートに基づく機械的な試算では、外国子会社合算税制の対象となっている一定の外国子会社（※）のうち、**約4割は除外可能となる見込み。**

（※）本邦親会社が事業の管理を行い、かつ、現地に事務所や工場等を持たない外国子会社や、収入の大半が配当や利子といった受動的所得で占められる外国子会社

【日本企業の進出先である外国子会社にもたらす影響】

閾値の引下げ

合算対象	法定税率	国・地域名
×	30%	オーストラリア、メキシコ
○→×	29.0～29.9%	ドイツ（956社）、イリノイ州（295社） 等
○→×	28.0～28.9%	ニュージーランド（120社）、カリフォルニア州（1,034社） 等
○→×	27.0～27.9%	イタリア（271社）、韓国（966社）、ニューヨーク州（388社） 等
○	25.8%	フランス、オランダ
○	25.2%	インド
○	25%	中国、スペイン
○	20%	タイ、ベトナム

（出典）米国以外の法人税率：OECD Stats(Corporate Income Tax Rate)、米国の法人税率：「Combined Federal and State Corporate Income Tax Rates is 2022」(Tax Foundation)、
外国子会社の数：「2022年海外進出企業総覧（企業別）」（東洋経済新報社）

35

（国際課税資料35）

租税条約上の最低課税ルール（STTR: Subject to Tax Rule）のイメージ

○　軽課税国の関連者に対する支払について、「最低税率（9%）」と「対象となる支払に対して支払先の国で適用される税率」の差分まで、源泉地国に課税権を認める。
○　対象となる支払は、利子・使用料・その他一定の支払。
○　STTRは二国間条約に導入され、他の規定が定める租税条約上の特典（免税・限度税率）にかかわらず、適用される。

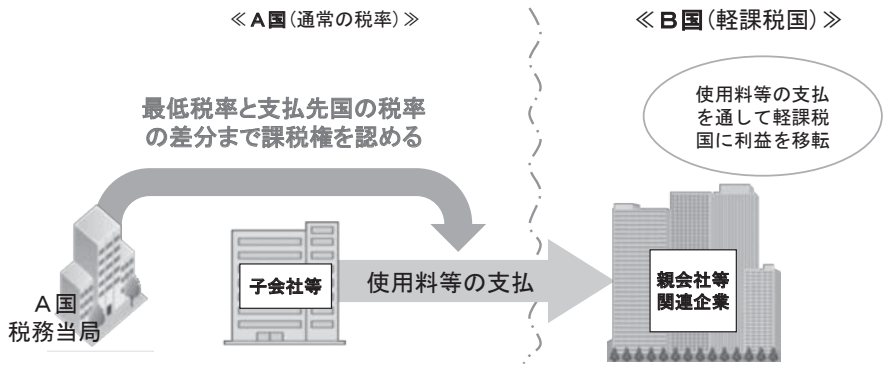

36

（国際課税資料36）

租税条約上の最低課税ルール（STTR）の概要

【概要】

- 軽課税国の関連者に対する支払について、「最低税率（9%）」と「対象となる支払に対して支払先の国で適用される税率」の差分まで、源泉地国に課税権を認める。

【対象所得】

- ①利子、②使用料、③販売権の使用料、④保険料、⑤金融保証料、⑥設備使用料、⑦サービス提供の対価を「対象所得」とする。

【マークアップ閾値（低収益除外）】

- 対象所得（利子・使用料を除く）のグロス収入金額が、対象所得の費用に8.5%を加算した金額を超えない場合には、STTRを適用しない。

【重要性の閾値】

- 対象所得の年間支払額（他の関連者による支払・受取も合算）が100万ユーロ（約1.5億円）を下回る場合、STTRを適用しない。

※ GDPが400億ユーロ（約6兆円）未満の国の場合は、25万ユーロ（約3,750万円）。

【事後年間課税】

- STTRの課税は、支払時ではなく、課税年度の終了後に、年間ベースで行われる。

37

（国際課税資料37）

BEPS包摂的枠組み（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域

メンバー国・地域　143カ国・地域

OECD加盟国		OECD非加盟国 ＝ BEPS Associate				
		従来から参加していた国	京都会合及び会合後に参加した国・地域			
		アルゼンチン	【京都会合で参加】			
オーストラリア	●カナダ	ブラジル	ベナン	ブルネイ	ブルガリア	ブルキナファソ	カメルーン
◎フランス	ドイツ	インド	コンゴ	クロアチア	キュラソー	D.R.コンゴ	エジプト
イタリア	●日本	★中国	ガボン	ジョージア	ガーンジー	ハイチ	香港
★英国	米国	インドネシア	マン島	ジャージー	ケニア	リベリア	リヒテンシュタイン
韓国	メキシコ	(ロシア)	マルタ	モナコ	★ナイジェリア	パキスタン	パプアニューギニア
トルコ		サウジアラビア	パラグアイ	ルーマニア	サンマリノ	セネガル	シエラレオネ
G20メンバー		南アフリカ	シンガポール	スリランカ	ウルグアイ		
			【京都会合後に参加】				
ニュージーランド	チリ		アンドラ	アンゴラ	ベリーズ	バミューダ諸島	ボツワナ
ノルウェー	アイスランド		BVI	ケイマン諸島	バルバドス	コートジボワール	ジブチ
イスラエル	オランダ		マカオ	◎ジャマイカ	タークス・カイコス	カザフスタン	マレーシア
ベルギー	ルクセンブルク		モーリシャス	モンセラト	パナマ	ペルー	セーシェル
フィンランド	スウェーデン		タイ	ウクライナ	ベトナム	オマーン	モルディヴ
オーストリア	デンマーク		セントクリストファー・ネイビス		カタール	チュニジア	トリニダード・トバコ
スペイン	ポルトガル		グレナダ	バハマ	ザンビア	モンゴル	セルビア
ギリシャ	●アイルランド		アンギラ	セントルシア	バーレーン	アラブ首長国連邦	北マケドニア
チェコ	ハンガリー		アルバ	ドミニカ共和国	ドミニカ国	カーボベルデ	クック諸島
ポーランド	スロバキア		アンティグア・バーブーダ		セントビンセント及びグレナディーン諸島		モロッコ
エストニア	スロベニア		フェロー諸島	グリーンランド	アルメニア	ジブラルタル	エスワティニ
スイス	ラトビア		ボスニア・ヘルツェゴビナ		アルバニア	ナミビア	ヨルダン
リトアニア	コロンビア		モンテネグロ	ホンジュラス	サモア	(ベラルーシ)	トーゴ
コスタリカ			モーリタニア	アゼルバイジャン	ウズベキスタン		
計38カ国		計8カ国					計97カ国・地域

注1：メンバー国・地域は、対等な立場（equal footing）で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。
ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。
注2：下線はBEPS包摂的枠組運営会合メンバー（2023年）の出身国を、◎は議長出身国、★は議長代理出身国、●は副議長出身国をそれぞれ指す。

38

（国際課税資料38）

「暗号資産等報告枠組み（CARF: Crypto-Asset Reporting Framework）」等について

○ 分散型台帳技術を使用するCrypto-Asset（暗号資産等）を利用した租税回避等のリスクが顕在化したことを受け、OECDにおいて、Crypto-Assetの取引や移転に関する自動的情報交換の国際標準を策定。
○ 租税条約等に基づく情報交換のうち、いわゆる自動的情報交換の一つとして行われる。
○ 2022年８月末、最終的なルール及びコメンタリーがOECD租税委員会（CFA）で承認。
○ 2023年４月末、各国で統一的に適用されるための実施細目等がCFAで承認。
○ ニューデリーG20サミット首脳宣言（2023年9月）では、多くの国の願望を踏まえ、2027年までにCARFによる情報交換を開始できるタイムラインを策定することがグローバル・フォーラムに要請されている。

（※）CRS（共通報告基準。非居住者に係る金融口座情報の自動的な交換のための報告制度。）についても、一定の電子マネー等を取り込むなど報告事項を拡充する改訂が併せて承認された。

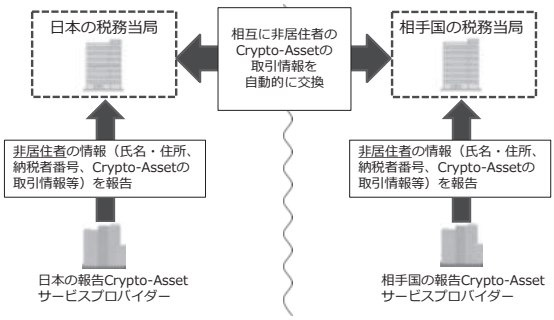

○ CARFの概要
- 事業者に非居住者のCrypto-Asset取引情報等の報告義務を課し、キャピタルゲインを把握する枠組み。残高情報は含まれない。
- 報告対象の「Crypto-Asset」には、典型的な暗号資産（ビットコイン等）だけでなく、トークン化された金融商品（セキュリティトークン等）やNFT等が含まれ得る。

39

（国際課税資料39）

MRDP（Model Reporting Rules for Digital Platforms）における報告プラットフォーム事業者による特定手続等

○ 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。
○ 報告プラットフォーム事業者は、国内法施行後の最初の報告対象年度から税務当局等に対する報告を求められるが、施行前にプラットフォームに登録していた売主については、プラットフォーム事業者の負担軽減の観点から特定手続や報告が1年間猶予されているため、施行した年の次の報告対象年度から報告開始。
○ 税務当局等に対する報告期限は、記入済み申告書への利用を想定し、報告対象年度の翌年の1月末。

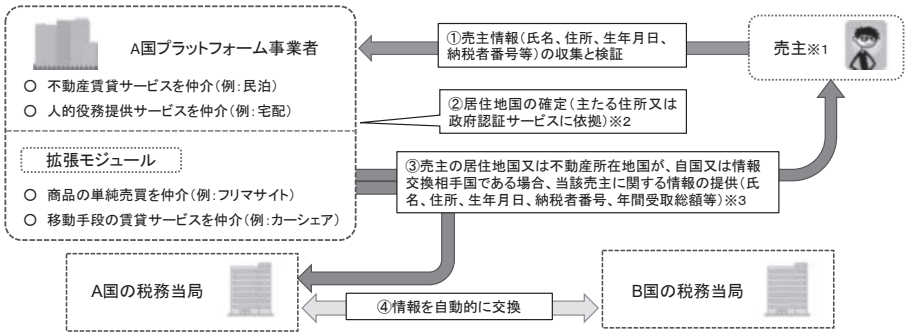

※1 除外売主（上場事業体など4類型）については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
※2 報告プラットフォーム事業者は、過去3年以内に売主の主たる住所が収集・検証されている等の一定の場合に限り、過去の特定手続（売主情報の収集と検証を含む）に依拠できる。
※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。

40

税制関係資料

財務省主税局

目　　次

税制の現状と今後の課題

（1ページ）目次……26
（2ページ）1．総論……27
（3ページ）租税の役割……27
（4ページ）租税の分類とタックス・ミックス……28
（5ページ）租税制度の基本原則……28
（6ページ）世代を超えた公平と租税の十分性……29
（7ページ）租税原則の関係性、税と社会保険料……29
（8ページ）経済社会の構造変化……30
（9ページ）個別税目の現状と課題……30
（10ページ）経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）……31
（11ページ）2．所得税……31
（12ページ）わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……32
（13ページ）近年の個人所得課税の主な見直し……32
（14ページ）個人所得課税の見直し（令和5年度改正）……33
（15ページ）「こども未来戦略方針」（抄）……33
（16ページ）扶養控除の見直しについて（平成22年度改正）……34
（17ページ）扶養控除・児童手当・高校無償化の変遷……34
（18ページ）わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……35
（19ページ）退職年齢別の退職手当支給額の推移（モデルケース）……35
（20ページ）各国の私的年金税制等について（原則的な扱いを示したもの）……36
（21ページ）主要国における公的年金税制の概要……36
（22ページ）令和5年度税制改正大綱（抄）……37
（23ページ）3．相続税・贈与税……37
（24ページ）わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……38
（25ページ）相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比、年代別金融資産保有残高……38
（26ページ）令和5年度税制改正のイメージ（赤字部分を改正）……39
（27ページ）令和4年度税制改正大綱（抄）……39
（28ページ）4．法人税……40
（29ページ）わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……40
（30ページ）法人税率と法人税収の推移……41
（31ページ）令和4年度税制改正大綱（抄）……41
（32ページ）企業収益の動向について……42
（33ページ）平均賃金の国際比較……42
（34ページ）令和6年度税制改正に関する主な要望（法人税関係）……43
（35ページ）5．国際課税……43
（36ページ）わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……44

(37ページ) 国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」二本の柱について ……44
(38ページ)「２本の柱」の全体像 ……45
(39ページ) ６．消費税……45
(40ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……46
(41ページ) インボイス制度への対応状況等……46
(42ページ) インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策……47
(43ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……47
(44ページ) 国内インターネット・コンテンツ別市場規模……48
(45ページ) ７．納税環境整備……48
(46ページ) わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）……49
(47ページ) ８．財政・税制に対する国民の意識……49
(48ページ) 経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査
（2022.11東京財団）① ……50
(49ページ) 経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査
（2022.11東京財団）② ……50
(50ページ) 経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査
（2022.11東京財団）③ ……51
(51ページ) さいごに……51

参考資料

働き方やライフコースの多様化①……52
働き方やライフコースの多様化②……53
働き方やライフコースの多様化③……53
働き方やライフコースの多様化④……54
働き方やライフコースの多様化⑤……54
働き方やライフコースの多様化⑥……55
働き方やライフコースの多様化⑦……55
働き方やライフコースの多様化⑧……56
働き方やライフコースの多様化⑨……56
経済のグローバル化・デジタル化①……57
経済のグローバル化・デジタル化②……57
経済のグローバル化・デジタル化③……58
経済のグローバル化・デジタル化④……58
経済のグローバル化・デジタル化⑤……59
経済のグローバル化・デジタル化⑥……59
経済のグローバル化・デジタル化⑦……60
経済のグローバル化・デジタル化⑧……60
格差を巡る状況の変化①……61
格差を巡る状況の変化②……61
格差を巡る状況の変化③……62

格差を巡る状況の変化④……62
格差を巡る状況の変化⑤……63
格差を巡る状況の変化⑥……63
人口減少・少子高齢化①……64
人口減少・少子高齢化②……64
人口減少・少子高齢化③……65
人口減少・少子高齢化④……65
人口減少・少子高齢化⑤……66
地域社会の変化……66
我が国財政の構造的な悪化①……67
我が国財政の構造的な悪化②……67
我が国財政の構造的な悪化③……68
我が国財政の構造的な悪化④……68
我が国財政の構造的な悪化⑤……69
我が国財政の構造的な悪化⑥……69
我が国財政の構造的な悪化⑦……70
我が国財政の構造的な悪化⑧……70

税制の現状と今後の課題

２０２３年9月２０日

青木孝徳

（1ページ）

目次

1. 総論 …… P. 2
2. 所得税 …… P. 11
3. 相続税・贈与税 …… P. 23
4. 法人税 …… P. 28
5. 国際課税 …… P. 35
6. 消費税 …… P. 39
7. 納税環境整備 …… P. 45
8. 財政・税制に対する国民の意識 …… P. 47

（2ページ）

1．総論

（3ページ）

租税の役割

税とは何か

私たちの日々の生活は、様々な公的サービスによって成り立っています。警察や消防、道路や水道といった社会インフラ、そして教育や福祉など、公的に提供されているサービスは、家計や企業の働きを支え、広く社会の構成員全体の利益に適う役割を果たしており、私たちは日々その便益を享受しています。税とは、そうした社会に必要とされる公的サービスの費用負担を皆で分かち合うものであり、「社会共通の費用を賄うための会費」と言うことができます。

税制の機能

- 財源調達機能：公共サービスを提供するための財源を調達する
- 所得再分配機能：社会保障制度と並び、所得や資産に応じた累進的な課税を行うことにより、所得や資産の再分配を図る
- 経済の安定化機能：好況期には税収が増加することで総需要を抑制する方向に作用する一方、不況期には税収が減少することで総需要を刺激する方向に作用することで、景気の変動幅を小さくし、経済を安定化する（ビルトイン・スタビライザー）

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

（４ページ）

租税の分類とタックス・ミックス

幅広い分野にわたる公的サービスの費用を賄うためには、通常、それぞれの税が持つ特徴を踏まえて複数の税を組み合わせることにより、全体としてバランスのとれた税体系を構築していくことが求められます。

現代社会では、生産活動は主として労働や資本を投入した事業活動によってなされますが、どの局面に租税の負担能力（担税力）を求めるかに応じて、租税の分類が決まります。具体的には、所得課税、消費課税、資産課税に分類されます。

	税収 （令和５年度予算 :兆円）	特徴
所得税	２１．０	・担税力に応じて、累進的に負担を求めることが可能 ・勤労世代（現役世代）が主として負担 ・各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能 ※ 資産性所得（利子、配当、株式や土地の譲渡益等）への課税については、 • 主に（累進課税ではなく）比例税率の分離課税を適用 • 勤労世代に限らず資産性所得を得ている者が負担
法人税	１４．６	・その国での企業の活動に応じて負担を求めることが可能。 ・成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要 ・税収が景気の動向に比較的左右されやすい
消費税	２３．４	・勤労世代など特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担 ・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的 ・経済活動に対しても比較的中立
相続税	２．８	・格差の固定化防止、機会の平等を図る役割 ・経済活動に比較的中立的

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

4

（５ページ）

租税制度の基本原則

負担の公平性

「公平・中立・簡素」の中でも、税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要なものは、税負担の「公平」です。これは、租税が、必ずしも反対給付による受益が明確なものではなく、また、国民一人ひとりの納得感の下に成立するものであるからです。「公平」の原則といった場合、経済力が同等の人々は等しく負担すべきである（「水平的公平」）と大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきである（「垂直的公平」）という二つの概念があります。また、近年では、少子高齢化の進展とともに、どの時代に生まれたかによって生涯を通じた税負担の水準に不公平が発生する可能性があることを背景に「世代間の公平」という視点も重要になってきています。

納税者の選択への中立性

経済の国際化・成熟化が進展する中、納税者の選択への「中立」、つまり、租税制度が職業選択、資産移転、企業立地などの納税者の選択を歪めないようにすることも一層重要になってきています。特に、近年では、後述するような働き方の多様化などに伴い、就業形態などに対する中立性を確保していくことが今まで以上に求められるようになってきています。

なお、租税制度のあり方を考える際には、「中立」に関連する概念として、経済的効率性という視点も求められます。

制度の簡素性

税制を理解しやすいものにし、国民の納税手続きの負担を軽減することに加え、税務当局の徴収コストを抑え、租税回避行動を誘発しないためにも、制度の「簡素」も税制を検討する上での重要な要請です。特に、近年では、後述するような働き方の多様化に伴い、雇用的自営・副業者など多くの個人が確定申告を行っていることもあり、簡便な方法で申告・納付ができる納税環境の整備を進めることが不可欠です。なお、税制の簡素性について検討する際には、納税手続きのデジタル化等により、国民や税務当局の負担が抑制されることにも留意が必要です。

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

5

（6 ページ）

世代を超えた公平と租税の十分性

「世代間の公平」には、①現在世代の中の現役世代（勤労者）と引退した世代（退職者）とのバランスと、②現在世代と将来世代との世代を超えたバランスという二つの意味が含まれていると考えられます。特に、世代を超えた負担のバランスについては留意が必要です。先述のとおり、現在において租税のあり方を選択することは、同時に将来世代の受益と負担に関することも少なからず決めてしまっている面があります。租税法律主義に基づく民主主義的な決定プロセスの下では、この２種類の「世代間の負担バランス」のうち、投票権を持たない将来世代までも含む「世代を超えた公平」が、現在世代の関心事項である「現在世代内の公平」よりも、どうしても劣後する傾向にあると言えます。また、現在から将来にかけて時間を通じた税負担をできる限り平準化した方が、資源配分の歪みを小さくできる との考えもあります。先進国の中で最も厳しい状況にある我が国財政の現状を踏まえれば、当調査会としては、租税制度の「公平・中立・簡素」を考える上での前提として、租税の「十分性」も、これらの３原則と並んで重要なものと位置付けるべきだと考えます。

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、数が少なくなっていく将来世代一人ひとりの負担の重さに従来以上に配意し、財政の持続可能性を損なわないために必要な負担を、能力に応じて広く分かち合う必要があります。ただし、公的サービスの内容や水準についても、租税を負担する国民が納得のいくものでなければなりません。こうした観点から、現在の税制が、果たして私たち現在世代と将来世代の間でバランスを確保できているのか、その状態が将来にわたって維持できるのかという不断の点検が求められます。

民主主義の歴史とは、国民が自らの税金をどのように集め、どのように使うかを自己決定するプロセスを構築するための歴史です。租税の「十分性」に配慮することは、次の世代に「自らの税金をどう使うか」の選択肢をつなぐことでもあるのです。

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

6

（7 ページ）

租税原則の関係性、税と社会保険料

租税原則の関係性

「公平・中立・簡素」は、相互に重なり合う部分もあるとともに、常に全てが同時に満たされるとは限りません。上述のように、税制に対する国民の納得感を確保する上では、税負担の「公平」が最も重要な原則であることは間違いありませんが、他方で、いずれか一つの原則を重視すれば、他の原則をある程度犠牲にせざるを得ないというトレード・オフの関係にある場合もあります。

税と社会保険料

税と同様に、公的サービスの財源として負担するものとして、社会保険料があります。

社会保険料は、加齢に伴う稼得能力の減退や疾病といった国民生活の安定を損なう様々なリスクに対して、事前に費用（保険料）を出し合って必要な場合に構成員で助け合う仕組みである社会保険の財源です。保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にあり、保険料負担の見返りに給付を受けるという点において、給付の権利性が強いことが、税との大きな違いと言えます。他方、社会保険料は、税と並んで、公的サービスの提供に係る国民の負担のあり方を左右するものであることから、税制を検討するに当たっては、社会保険料との関係も念頭に置く必要があります。

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

7

（8 ページ）

経済社会の構造変化

○　税とは「社会共通の費用を賄うための会費」です。公的サービスを提供するために必要で「十分」な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するため、社会の様々な問題・課題をしっかり把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要です。

働き方やライフコースの多様化
- 雇われない働き方の拡大などの働き方の多様化、ライフコースの多様化
- 共働き世帯の増加や世帯構成の変化、外国人労働者などの増加

経済のグローバル化・デジタル化
- プラットフォーマーの台頭やWeb3.0等の技術による環境の変化、暗号資産の普及
- 産業の新陳代謝促進、スタートアップ・エコシステム構築などが重要

格差を巡る状況の変化
- 非正規雇用や貧困などの格差に加え、シングルマザーや孤独・孤立への対応も必要
- 教育と格差の固定化なども踏まえ、税や社会保障による再分配が重要

エネルギー・環境問題などの変化
- SDGs、気候変動問題への対応や環境対応自動車の促進が課題
- ロシアのウクライナ侵略により我が国のエネルギー問題が浮き彫りに

安全保障環境の変化
- 経済安全保障確保の観点から、新たな企業戦略が必要
- 経済力・財政基盤の強化も含めた国力としての防衛力の強化が課題

人口減少・少子高齢化
- 人口減少・少子高齢化が進展する中、社会保障制度の持続可能性の確保が課題
- 若者・子育て世代の所得向上など、こども・子育て政策の強化が必要

地域社会の変化
- 社会保障サービスの提供など地方公共団体の対応課題は増加
- 持続可能な地方税財政基盤の構築が必要

我が国財政の構造的な悪化
- 財政はコロナ禍への対応としての財政出動により一段と深刻な状況
- 将来世代へ負担を先送りせず、租税の財源調達機能を果たしていく必要

（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和５年６月）

8

（9 ページ）

個別税目の現状と課題

個人所得課税

(1)働き方などの選択に中立的な税制の構築
- 30年度改正（特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト）に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討
- 企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討
- 給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意
- 個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意

(2)所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討
- 総合課税と分離課税分を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討
- 29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討

(3)税制の信頼を高めるための取組み
- デジタル技術を活用した納税者の利便性向上（正確な記帳を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税）
- 公平性確保に向けた取組み（暗号資産取引やプラットフォーム取引、租税特別措置）

消費課税

(1)消費税
- 更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要
- 国境を越えた役務提供への課税（プラットフォーム事業者を通じた課税の実現）
- 地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要

(2)酒税・たばこ税
- 同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討

(3)自動車・エネルギー関係諸税
- 自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し
- 石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的・財政需要等に留意しつつ、あり方を検討

国際課税
- 「２本の柱」からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分（「第１の柱」）、グローバル・ミニマム課税（「第２の柱」））の実施に向けた取組みが最重要
- 国際課税ルールや経済構造の変化に対応した、租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充
- 個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進も図っていく必要

資産課税等

(1)相続税・贈与税
- 経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割
- 課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考え方なども踏まえ、幅広い観点から議論する必要
- 相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえつつ検討

(2)固定資産税等
- 市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要
- 税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要

法人課税

(1)法人税
- 所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要
- 「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要

(2)租税特別措置
- 必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則
- 適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要（EBPM）

(3)地方法人課税
- 社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討
- 分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討

納税環境整備
- 記帳水準の向上や第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進
- ｅＬＴＡＸを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進
- 適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方を検討
- 税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討

9

（10ページ）

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）

令和５年６月16日
閣　議　決　定

第４章 中長期の経済財政運営

１．中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

（税制改革）

経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

骨太方針2022等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備と適正・公平な課税の実現の観点から制度及び執行体制の両面からの取組を強化するとともに、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

10

（11ページ）

２．所得税

11

（12ページ）

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－　（抄）

令 和 5 年 6 月
税 制 調 査 会

第１部　基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ．経済社会の構造変化

10．経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

個人所得課税については、所得の稼得段階で累進的に課税を行い、所得に応じて公的サービスの財源を支え合うための基幹税として、引き続き、財源調達機能と所得再分配機能を適切に発揮していくことが重要です。このため、人口減少・少子高齢化問題の進展、働き方や所得の稼得手段の多様化、家族のあり方の多様化などを踏まえ、所得の性質に応じた課税方式や各種控除のあり方を含め、納税者利便や税務執行の効率性にも留意しながら、バランスの取れた体系となるよう必要な見直しを検討していく必要があります。

12

（13ページ）

近年の個人所得課税の主な見直し

H25改正
- ○ **所得税の最高税率の引上げ　（H27分～）** 所得再分配
  - ・所得税の最高税率を40%から45% へと引上げ（課税所得4,000万円超の場合）
- ○ **上場株式等の配当・譲渡益への本則税率適用　（H26分～）** 所得再分配　金融所得
  - ・上場株式等の配当・譲渡益に適用されていた10%の軽減税率の特例を廃止し、20%の本則税率を適用
- ○ **NISAの創設　（H26分～）** 金融所得
  - ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（投資上限：120万円×５年間）

H26改正
- ○ **給与所得控除の見直し　（H28分～）** 所得再分配
  - ・給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,500万円から1,000万円に引下げ

H27改正
- ○ **個人型確定拠出年金制度の加入対象者の拡大(名称：iDeCo)　（H29.1～）** 働き方等への中立性
  - ・企業年金加入者、公務員等共済加入者、第三号被保険者を加入対象者に追加 等

H29改正
- ○ **配偶者控除等の見直し　（H30分～）** 働き方等への中立性　所得再分配
  - ・配偶者特別控除が満額適用される上限の配偶者の給与収入を150万円に引上げ
  - ・配偶者控除等の控除額につき、合計所得金額900万円から逓減し、1,000万円で消失
- ○ **つみたてNISAの創設　（H30分～）** 金融所得
  - ・非課税口座内の一定の公募等株式投資信託に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（投資上限：40万円×20年間）

H30改正
- ○ **給与所得控除等から基礎控除への振替　（R2分～）** 働き方等への中立性
  - ・給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替え
- ○ **各種控除の適正化　（R2分～）** 所得再分配
  - ・給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,000万円から850万円に引下げ
  - ・公的年金等控除の適正化（公的年金等収入が1,000万円超の場合の控除額に上限導入、年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者の控除額の引下げ）
  - ・基礎控除の適用制限の導入（所得2,400万円超から控除額が逓減し、2,500万円で消失）

Ｒ５改正
- ○ **NISA制度の抜本的拡充・恒久化（R6分～）** 金融所得
  - ・年間投資上限額の拡充（「つみたて投資枠」：120万円、「成長投資枠」：240万円）
  - ・一生涯にわたる非課税限度額（1,800万円）の設定（うち「成長投資枠」は、1,200万円）
  - ・非課税保有期間の無期限化等
- ○ **スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設（R5分～）** 金融所得
  - ・保有する株式の譲渡益を元手に創業した等の場合に、出資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設（上限20億円）
- ○ **極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入（R7分～）** 所得再分配　金融所得
  - ・基準所得金額から3.3億円を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が基準所得税額を超過した差額の追加的な申告納税を求める措置の導入

13

（14ページ）

個人所得課税の見直し（令和５年度改正）

○ 「資産所得倍増」「スタートアップ育成」のための抜本的な税制措置を講じつつ、いわゆる「１億円の壁」の問題にも対応しています。

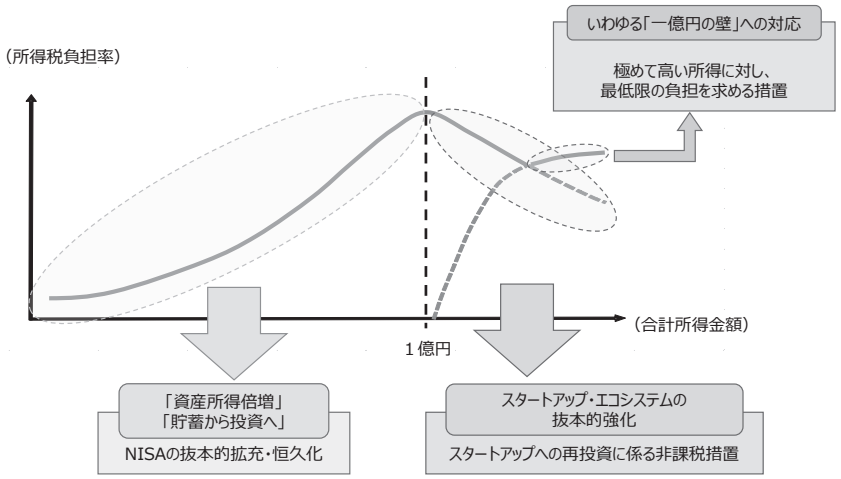

14

（15ページ）

「こども未来戦略方針」（抄）

令和５年６月13日
閣　議　決　定

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（１）児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する（注）。

児童手当の多子加算については、こども３人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども３人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第３子以降３万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

（注）その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

（財源の基本骨格）

① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。

歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

15

（16ページ）

扶養控除の見直しについて（平成22年度改正）

○ 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止。
○ 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止
※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

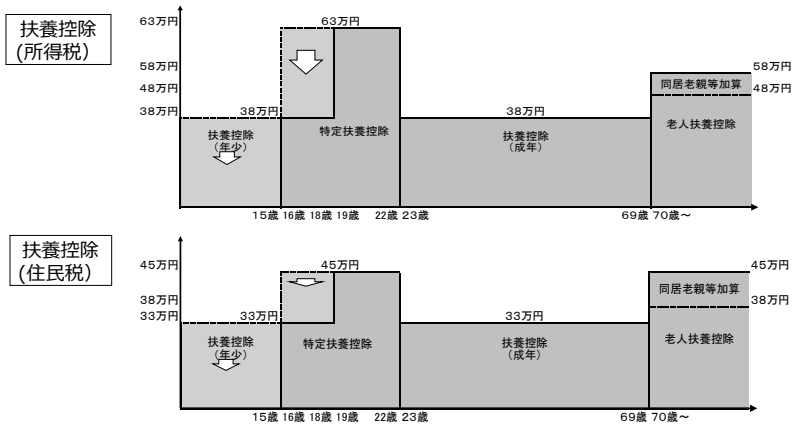

16

（17ページ）

扶養控除・児童手当・高校無償化の変遷

扶養控除

～H22年分	H23年分～	
【扶養控除】 0歳～15歳：38万円 【特定扶養控除】 16歳～22歳：63万円	【扶養控除】 16歳～18歳：38万円 【特定扶養控除】 19歳～22歳：63万円	【平成22年度税制改正】 ・ 子ども手当の創設とあいまって、15歳までの扶養控除を廃止 ・ 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止

手当

～H21年度	H22年4月～H23年9月	H23年10月～H24年3月	H24年度～	
児童手当	子ども手当		児童手当	
【0歳～3歳未満】 月額10,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円	【0歳～中学生】 月額13,000円	【0歳～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円	【0歳～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円	
<所得制限あり> 年収860万円～： （被扶養配偶者・児童2人世帯） 支給対象外	<所得制限なし>	<所得制限なし>	<所得制限あり> 年収960万円～： （被扶養配偶者・児童2人世帯） 特例給付 月額5,000円	年収1,200万円～： （被扶養配偶者・児童2人世帯） 支給対象外 （R4年10月分～）

高校無償化

～H21年度	H22年度（制度創設）～	H26年度～	R2年度～
	【公立高校】 授業料無償化 【私立高校】 高等学校等就学支援金： 年額118,800円 ※ 年収350万円未満は加算 （被扶養配偶者・高校生１人・中学生１人世帯、以下同様） <所得制限なし>	・所得制限の導入 年収910万円～： 支給対象外 ・支援金の加算の拡充 ・高校生等奨学給付金制度の創設	・支援金の上限引上げ （年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化）

17

（18ページ）

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－　（抄）

令和５年６月
税制調査会

第２部個別税目の現状と課題

Ⅰ．個人所得課税

１．個人所得課税の概要

（２）所得分類・課税方式

［補論］各所得分類に関するこれまでの経緯と留意点

② 退職所得

退職金の支給形態を退職金の支給形態を、退職一時金から確定給付企業年金法等に基づく年金方式に移行する動きも増えていますが、退職者が、退職時に一時金として受け取れば、「みなし退職所得」として退職所得課税が行われており、確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、依然として相当数が一時金受給を選択しているのが実態となっています。

現行の課税の仕組みは、勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したものとなっていますが、近年は、支給形態や労働市場における様々な動向に応じて、税制上も対応を検討する必要が生じてきています。

２．個人所得課税の課題

（１）働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

様々な働き方に対応して、老後の生活の糧となる資産形成に向けて、退職金以外の企業年金、個人年金等の多様な商品が整備されてきています。働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制についても、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があります。この点において、各種私的年金に共通の非課税拠出枠や個人退職勘定の制度を設けることについて、退職一時金を当該勘定に拠出する際や、当該勘定から引き出す際の課税の扱いとあわせ、中長期的な視野に立って段階的に検討・見直しを行っていくことも重要です。

また、税制が、給与・退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスにも留意しつつ、引き続き、中立的な税制のあり方を検討していく必要があります。

18

（19ページ）

退職年齢別の退職手当支給額の推移（モデルケース）

○ 勤続年数２０年を軸としたＳ字カーブの構造は以前ほど顕著ではなくなっている。

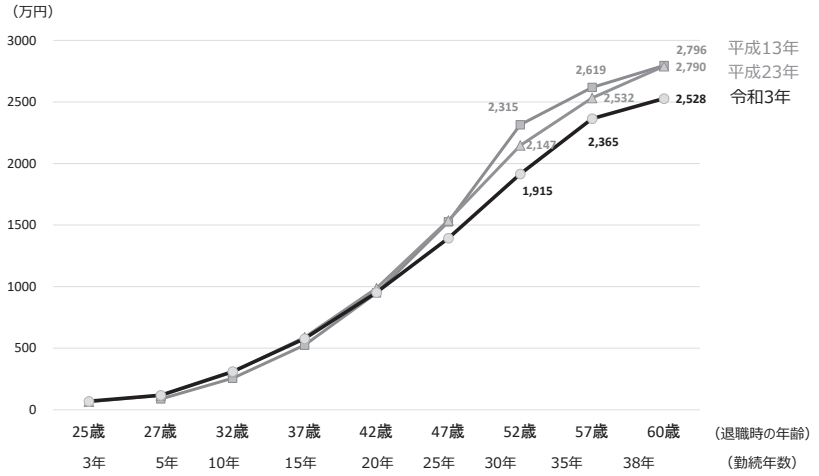

（注）上記は、大学卒、事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職のモデルケースでの退職支給額（調査産業計）の数値。
平成13年及び平成23年の数値は男性のみ、令和3年の数値は合計。
（出所）中央労働委員会「令和3年 退職金・年金及び定年制事情調査」より作成。

19

（20ページ）

各国の私的年金税制等について（原則的な扱いを示したもの）

○ 日本の私的年金に関する税制は、働き方や勤務先の企業が採用している企業年金の形態によって取扱いが異なっています。

○ 一方、諸外国においては、働き方や年金の形態によらず、一人一人の個人に対して共通の非課税枠を設定している国もあり、こうしたことを参考に私的年金に対する税制全体のあり方を検討する必要があります。

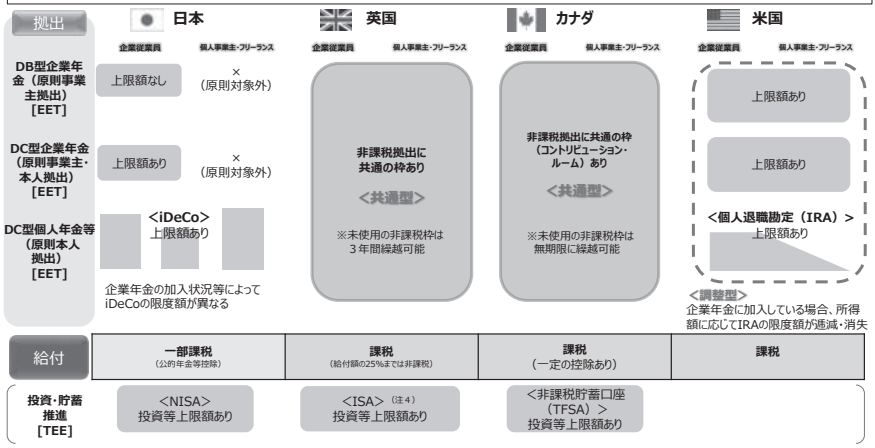

（注１）上記における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定（IRA）等も含む。
（注２）米国では、DC型企業年金及びIRAの一種類として、TEEのロス（Roth）型も存在。
（注３）EはExempt（非課税）、TはTaxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。
ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。
（注４）中途引出し制限等つきのライフタイムISAあり。
（注５）2019年政府税調海外出張調査時の現地ヒアリングを元に作成。

20

（21ページ）

主要国における公的年金税制の概要

（2023年１月現在）

			日本	米国	英国	ドイツ	フランス
制度類型			EET	TET	TET	EET	EET
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり（1／2）	控除なし	全額控除	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	全額控除	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税（注２）	一部課税（注３）	課税	一部課税（注４）	一部課税（注５）

（注１）TはTaxed（課税）、EはExempt（非課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。
（注２）給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。
（注３）給付額の一定部分が課税対象となる（給付額の50%とその他の所得の合計額が、25,000ドル超34,000ドル以下の場合は、㋐給付の50%、㋑25,000ドルを超える部分の50%、のうち少ない方の金額（※）が課税対象。当該合計額が34,000ドル超の場合は、㋒給付の85%、㋓「34,000ドルを超える部分の85%＋（※）で計算された額又は4,500ドルのうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象（単独申告の場合））。
（注４）受給が開始された年に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる（受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇（2023年は83%。2040年に100%となる予定））。また、当該部分について、他の類型の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。
（注５）年金額に対する10%の控除（年金受給者一人あたり最低控除額422ユーロ、世帯あたり控除限度額4,123ユーロ）が認められる。

21

（22ページ）

令和５年度税制改正大綱（抄）

令和４年12月16日
自由民主党
公明党

Ⅱ．防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和９年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和９年度において、１兆円強を確保する。 具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率４～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率１%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を１%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

３円／１本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和６年以降の適切な時期とする。

22

（23ページ）

３．相続税・贈与税

23

（24ページ）

わが国税制の現状と課題　－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令和５年６月
税制調査会

第１部　基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ．経済社会の構造変化

10．経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

資産課税については、相続税・贈与税では、近年の税制改正で、課税ベースの拡大を含む税率構造の見直しや、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われてきました。これらの改正の影響を見極めつつ、経済のストック化の進展や老後扶養の社会化などの経済社会の構造変化や税制全体を通じた再分配機能が適切に確保されているかといった観点を踏まえ、引き続き、相続税・贈与税のあり方を考えていく必要があります。

（25ページ）

相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比、年代別金融資産保有残高

○　被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。
○　年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は約1.5倍に増加。
○　足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が65%（約1,200兆円）の資産を保有。

相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比

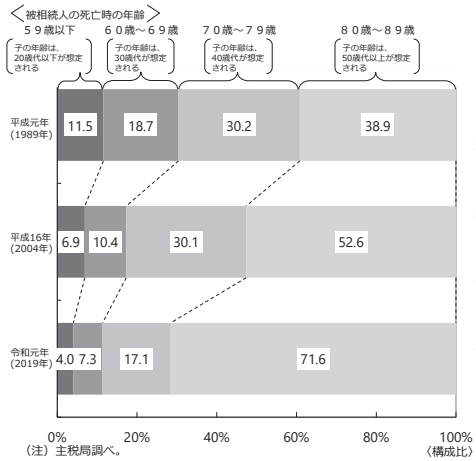

（注）主税局調べ。

年代別 金融資産残高の分布の推移

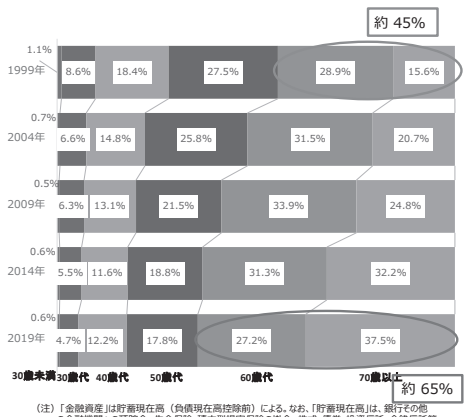

（注）「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。
（出所）総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

（26ページ）

令和5年度税制改正のイメージ（赤字部分を改正）

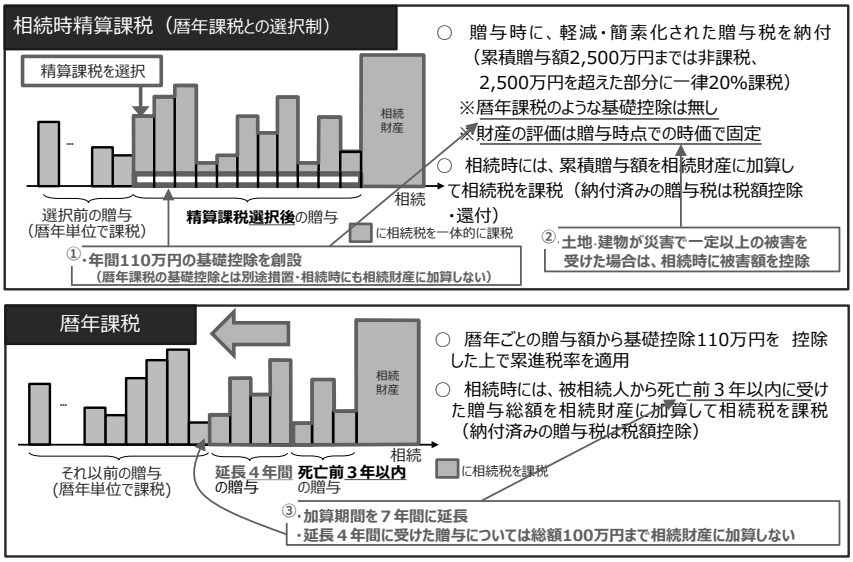

26

（27ページ）

令和４年度税制改正大綱（抄）

令和３年12月10日
自由民主党
公明党

第一　令和４年度税制改正の基本的考え方

１．成長と分配の好循環の実現

⑺　中小・小規模事業者の支援

（略）

法人版事業承継税制については、平成30年１月から10年間の特例措置として、令和５年３月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。今般の感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、**特例承継計画の提出期限を令和６年３月末まで１年間延長する。**この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、**令和９年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。**事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待する。

27

（28ページ）

４．法人税

28

（29ページ）

わが国税制の現状と課題　－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令和５年６月
税制調査会

第１部　基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ．経済社会の構造変化

10．経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

法人課税については、企業活動が我が国経済において大きな比重を占める中で、個人所得課税、消費課税とともに基幹税として、政府の安定的な財源としての役割を果たすことが求められています。これまで「成長志向の法人税改革」等、社会情勢にあわせた対応を行ってきましたが、期待された成果につながるものであったのか、今後、客観的・実証的な検証が求められます。なお、法人実効税率の国際的な引下げ競争は、世界的な最低税率導入の合意を受けて、一定の歯止めがかかったものとなっています。また、公平・中立といった租税原則の例外である租税特別措置等については、その必要性・有効性について、ＥＢＰＭの観点も踏まえた不断の効果検証を行い、真に必要なものに限定する必要があります。

29

（30ページ）

法人税率と法人税収の推移

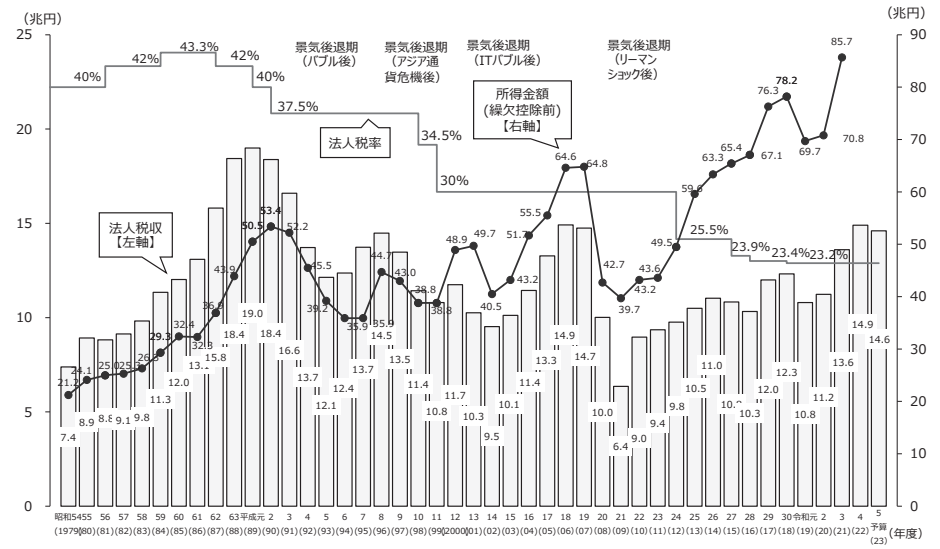

（注）1.法人税収は、令和４年度までは決算額、令和５年度は予算額による。
2.所得金額（繰欠控除前）は、国税庁「会社標本調査」による。なお、平成17年度までは2/1～1/31、平成18年度以降は4/1～3/31に終了した事業年度を対象としている。

30

（31ページ）

令和４年度税制改正大綱（抄）

令和３年12月10日
自由民主党
公明党

１．成長と分配の好循環の実現

（３）未来への投資等に向けた経済界への期待

令和４年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じている。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところである。こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい。

近年、企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。しかしながら、わが国の賃金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷している。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にある。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてしまってきた。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現する。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められる。

このような認識の下、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。

31

（32ページ）

企業収益の動向について

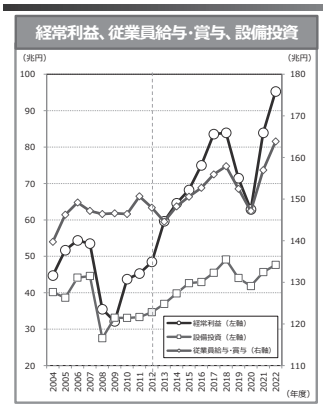

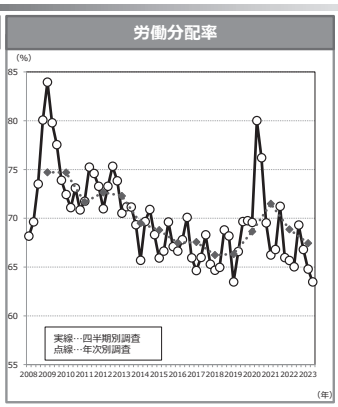

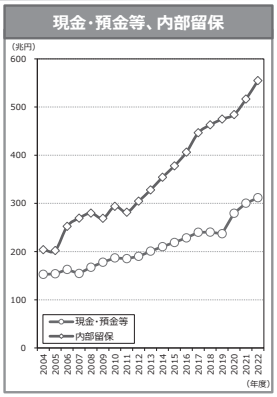

	フロー（兆円）			ストック（兆円）	
（年度）	経常利益	従業員給与・賞与	設備投資	内部留保	現金・預金等
2012	48.5	147.9	34.6	304.5	190.1
2021	+46.8 83.9 +11.4	+15.9 157.0 +6.8	+13.1 45.7 +2.0	+250.3 516.5 +38.3	+121.6 300.3 +11.4
2022	95.3	163.8	47.7	554.8	311.7

（注１）現金・預金等は、現金・預金と有価証券（流動資産）の和
（注２）設備投資はソフトウェアを含む
（注３）労働分配率の年度別・四半期別の計数は、サンプル数の相違等の要因で接合しない
（出所）財務省「法人企業統計調査」
（注４）四捨五入の関係上、各年度と差額の数値が一致しないことがある
（注５）グラフ中括弧内の数値は、前年度（四半期別調査の場合は前年同期）との差（上段）、及び増減率（下段）

32

（33ページ）

平均賃金の国際比較

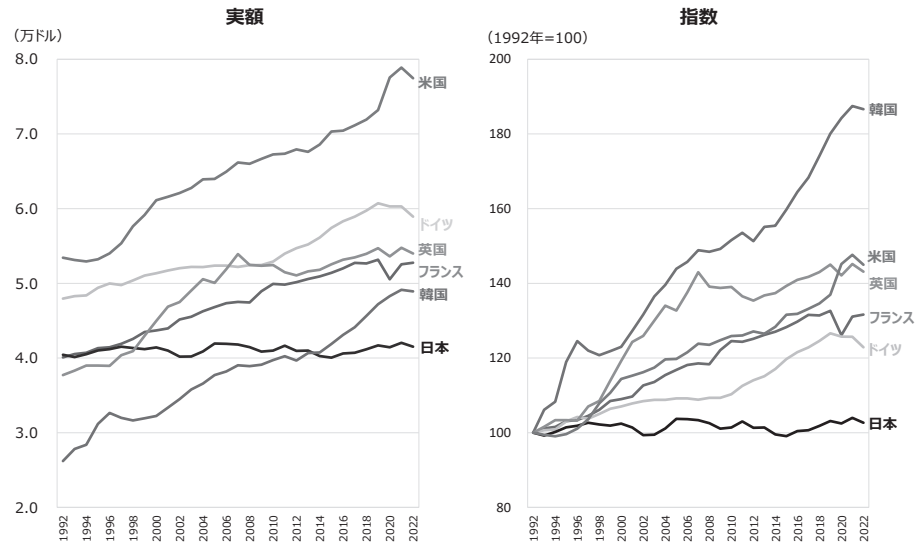

（注）購買力平価実績ベース。
（出所）OECD database

33

（34ページ）

令和６年度税制改正に関する主な要望（法人税関係）

	「新しい資本主義実行計画2023」（令和５年６月16日閣議決定）	経済産業省の要望内容
戦略物資生産基盤税制の創設	半導体・蓄電池・バイオものづくり・データセンターといった戦略分野を中心とした投資は、国内に大規模な立地・投資を計画する必要があり、事業のランニングコストも巨額に上る。このため、民間事業者にとっては、中長期にわたって十分な予見可能性が確保されていることが重要である。 以上のような諸点を踏まえ、世界に遜色ない水準で、税制面、予算面の支援を検討する。	• GX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産活動に応じて、事業投資全体に対する支援を行うため、戦略物資生産基盤税制を創設する。
イノベーションボックス税制の創設	利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。	• ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の無形資産投資を後押しする観点から、イノベーションボックス税制（国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率の付与）を創設する。
賃上げ促進税制の拡充・延長	中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。	• 政府の長期的な方針を明確にするとともに、賃上げに関する企業の計画的な検討を促すため、租特期間を長期化する。 • 赤字の状況等でも賃上げに取り組む中堅・中小企業を対象とした繰越控除措置の創設。 • 仕事と子育ての両立や、女性活躍への支援を行う企業に対する支援措置を講ずる。

（出所）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」（令和５年６月16日閣議決定）、経済産業省「令和６年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント」

34

（35ページ）

５．国際課税

35

（36ページ）

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令和５年６月
税制調査会

第１部　基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ．経済社会の構造変化

10．経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

国際課税については、経済のグローバル化・デジタル化が進む中、法人税・消費税にわたり、全体として適切な課税を行うという視点が重要になっています。その際、まずは、ＯＥＣＤ／Ｇ20の「ＢＥＰＳ（Base Erosion and Profit Shifting; 税源浸食・利益移転）包摂的枠組み」の「２本の柱」に基づく国際課税ルールの見直しの着実な実施が求められます。

36

（37ページ）

国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」 二本の柱について

- **市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業**の増加
  - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、**市場国で課税が行えない問題**が顕在化。
- **低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き**
  - **法人税の継続的な引下げ**により各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において**企業間の公平な競争条件を阻害**。

- **OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」**（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、**2021年10月８日、2つの柱による解決策に合意**。
- **2023年７月12日、これまでの交渉成果をまとめたアウトカム・ステートメントが公表（138か国が合意）**。

現在の状況

- **第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）**
  - 多数国間条約に2023年末までに署名、2025年中に発効が目標。
- **第2の柱（グローバル・ミニマム課税）**
  - 日本においては、令和５年度税制改正において、所得合算ルール（IIR)を法制済。
  - 残存論点は、令和６年度以降の改正を予定。

37

（38ページ）

「２本の柱」の全体像

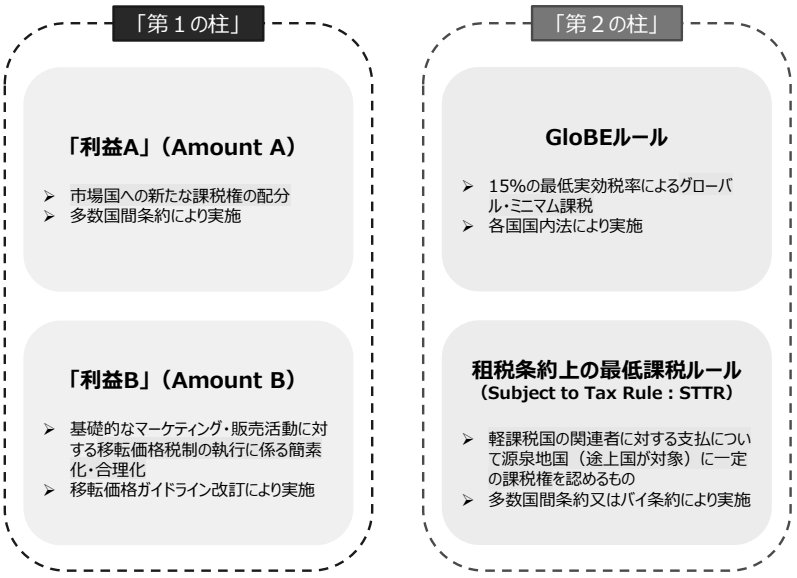

38

（39ページ）

６．消費税

39

（40ページ）

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令 和 5 年 6 月
税 制 調 査 会

第１部　基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ．経済社会の構造変化

10．経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

消費税（国・地方）については、日本の社会保障制度においては、社会保険制度が基本であり、それを賄う財源は、原則、社会保険料となりますが、それを補完する財源としては、特定の世代に偏らず幅広い国民が負担を分かち合うことができ、税収の変動が少ない消費税がふさわしいものと言えます。更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要です。また、経済のグローバル化・デジタル化が進展する中、国内外の経済主体の競争条件に中立的であるとの消費税の特徴は、その意義を増してきていると考えられます。

（41ページ）

インボイス制度への対応状況等

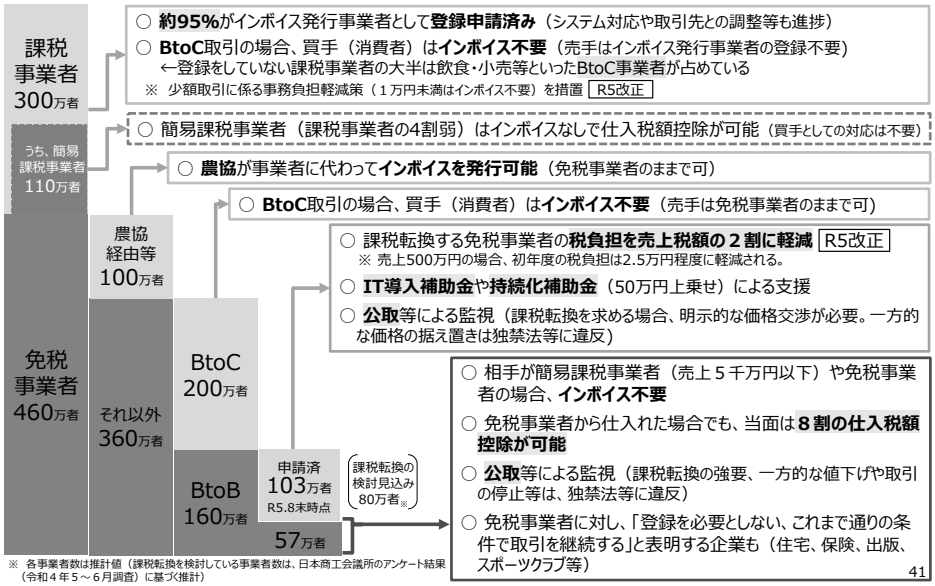

※ 各事業者数は推計値（課税転換を検討している事業者数は、日本商工会議所のアンケート結果（令和４年５～６月調査）に基づく推計）

（42ページ）

インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策

相談体制の強化

- 事業者の相談に対して丁寧に対応できるよう、**インボイスコールセンター**を設置
- **中小企業へ経営支援**を行っているよろず支援拠点、商工会議所、商工会等の**支援機関の経営相談体制を抜本的に強化**し、相談対応を実施
- **免税事業者からの相談受付窓口**を設置し、相談内容に応じ、**税理士**（税務相談）や、**支援機関等**（経営相談、補助金の案内）が対応する枠組みを、中企庁補助事業にて立ち上げ
- **税務署**において、各事業者の事業実態を聴取し、登録要否の検討をサポートする**相談会を開催**
- 関係各省庁において、**所管業界に対する周知広報計画**を策定の上、きめ細かく事業者をサポート
- **地銀、信金、信組**において、取引先企業に対する**セミナーの開催**

税制措置

- 課税転換する免税事業者の**税負担を売上税額の２割に軽減**（R5改正）
- 少額取引に係る**事務負担軽減策**（１万円未満はインボイス不要）を措置（R5改正）
- 免税事業者から仕入れた場合でも、当面は**８割の仕入税額控除が可能**

予算措置

- **IT導入補助金**：大企業も含む発注者が取引先の中小企業等に受発注ソフトを利用させる場合にも対象拡大
- **持続化補助金**：課税転換した場合に**50万円**上乗せ

取引環境の整備

- **独禁法等のQ＆A**の公表、**6,000を超える業界団体**への法令遵守要請を実施
- **下請けGメン**や**書面調査**による状況把握や**発注者側への注意喚起**等を実施

42

（43ページ）

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

第２部　個別税目の現状と課題
Ⅲ．消費課税
＜参考：国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し＞

令和５年６月
税制調査会

消費税は国内で行われる取引を課税対象としていますが、国境を越えた取引が「国内」で行われたかどうかの判定については、取引の内容に応じて基準（内外判定基準）が定められています。平成27年度税制改正前は、役務の提供が行われた場所が明らかでない国境を越えた電子商取引に係る内外判定基準については、役務の提供を行う者の事務所等の所在地に基づくこととされていました。このため、電子書籍・音楽・広告の配信などの役務の提供について、国内事業者が行う場合については課税される一方で、国外事業者が行う場合は課税されず、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じていました。

平成27年度税制改正において、国境を越えた電子書籍、音楽、広告の配信等の電気通信利用役務の提供について、国内外の競争環境の公平性を確保する観点から、その課税地を「役務の提供者」の所在地から「役務の受領者」の所在地に見直しました。その上で、執行管轄が及ばない国外事業者への適正な課税を担保するため、事業者向け取引(BtoB取引）については、納税義務を売り手から買い手に転換し、買い手である国内事業者が申告納税を行うリバースチャージ方式、消費者向け取引(BtoC取引）については、国外事業者が我が国の税務署に申告納税を行うとともに、登録を受けていない国外事業者からの仕入については仕入税額控除を認めない登録国外事業者制度を採用しました。

一方、平成27年度税制改正以降、オンラインゲームを中心に、モバイルアプリの市場規模が年々拡大しています。電子書籍や音楽・動画配信等のコンテンツについては、プラットフォーム事業者自身が販売することが一般的であり、消費税の申告・納税も当該事業者が行っています。他方で、モバイルアプリについては、通常、プラットフォーム事業者は取引の仲介を行うのみであり、サプライヤーが消費者に対してコンテンツを提供することとなるため、当該コンテンツに係る消費税の納税義務は、サプライヤーに課されることとなります。しかし、こうしたサプライヤーには、国外に所在し、かつ、小規模な事業者も数多く含まれることから、適正な課税を行う上では、執行上の課題があります。この点、EUをはじめ、多くの諸外国においては、プラットフォームを介した役務提供について、プラットフォーム事業者に対して、付加価値税の納税義務を課しています。こうした状況を踏まえ、国内外の競争条件の公平性も考慮しつつ、国境を越えた役務提供に係る消費税の適正な課税の確保に向けて検討していくことが必要と考えられます。

43

（44ページ）

国内インターネット・コンテンツ別市場規模

○ インターネット市場におけるコンテンツ別規模は、ネット広告（２兆7,052億円）とオンラインゲーム（１兆6,780億円）が突出している。
○ ネット広告は原則、BtoB取引であり、リバースチャージが適用される一方、オンラインゲームは市場規模が大きく、大小・多数の国外事業者が市場参入しており、執行上の課題が存在する。

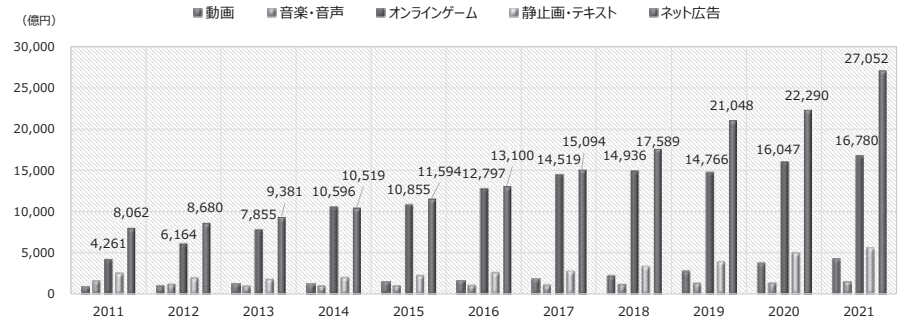

（出所）ネット広告については「2022年 日本の広告費(2023年2月24日)」（株式会社電通）、
それ以外のコンテンツについては「デジタルコンテンツ白書 2022」（一般社団法人デジタルコンテンツ協会)より引用）
※2011年のネット広告以外のコンテンツについてのみ「デジタルコンテンツ白書2021」より引用

44

（45ページ）

7．納税環境整備

45

（46ページ）

わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－（抄）

令和５年６月
税制調査会

第１部　基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ．経済社会の構造変化

10．経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

納税環境の整備については、経済社会のデジタル化とそれに伴うグローバル化、経済取引や働き方の多様化を踏まえ、税務手続のデジタル化等を通じて納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行えるよう利便性と申告内容の適正性を同時に向上させ、適正・公平な課税・徴収を実現していくことが求められます。

46

（47ページ）

８．財政・税制に対する国民の意識

47

（48ページ）

経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査（ 2022.11　東京財団）①

日本の財政赤字についてどのようにお考えですか。

		経済学者	国民
1	財政赤字は大変な問題	44.3%	40.4%
2	財政赤字はある程度問題	42.2%	25.1%
3	どちらともいえない	5.7%	10.3%
4	財政赤字はあまり問題ではない	6.0%	8.9%
5	財政赤字はまったく問題ではない	0.7%	2.7%
6	わからない	1.1%	12.6%

財政赤字の原因は何だと思いますか。（２つまで）

		経済学者	国民
1	社会保障費	72.0%	17.5%
2	公共事業	19.5%	12.5%
3	高い公務員の人件費	1.8%	40.4%
4	政治の無駄遣い	41.1%	71.5%
5	その他	14.5%	4.6%
6	わからない	2.5%	9.8%

（出所） 加藤創太（東京財団研究主幹）「財政問題について経済学者と国民の意識はどう乖離するのか「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」の紹介」https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4263 より （N=282（経済学者）/1,000（国民））

48

（49ページ）

経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査（ 2022.11　東京財団）②

消費税に対するイメージとしてあてはまるものを選んでください。（２つまで）

		経済学者	国民
1	逆進的で不公平	17.0%	23.8%
2	景気に悪影響	14.9%	44.1%
3	世代間で公平	34.0%	18.3%
4	投資や雇用への歪みが少なく効率的	35.1%	6.7%
5	安定財源	60.3%	22.0%
6	その他	4.3%	1.7%
7	わからない	2.1%	15.9%

他の条件が変わらないとした場合、日本は今後、消費税率を引き上げるべきだと思いますか。

		経済学者	国民
1	廃止する	2.8%	14.3%
2	5%に戻す	3.9%	20.8%
3	8%に戻す	1.8%	6.6%
4	現状維持（10%）	30.9%	40.9%
5	15%に引き上げる	31.9%	5.4%
6	20%に引き上げる	16.3%	1.7%
7	20%以上に引き上げる	8.5%	0.7%
8	わからない	3.9%	9.6%

（出所） 加藤創太（東京財団研究主幹）「財政問題について経済学者と国民の意識はどう乖離するのか「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」の紹介」https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4263 より （N=282（経済学者）/1,000（国民））

49

（50ページ）

経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査（ 2022.11　東京財団）③

国民負担と歳出改革との関係について、今後政府はどのような方針で臨むべきだと思いますか。

		経済学者	国民
1	歳出は現状維持で負担増	20.9%	4.7%
2	歳出を増やして負担増	15.3%	11.0%
3	歳出を抑えて負担回避	34.4%	57.2%
4	歳出を抑えて負担増	23.1%	6.8%
5	歳出を増やす一方、負担回避	6.4%	20.3%

社会保障等、今後の財政支出の財源をどこに求めるのが適切だとお考えですか。（２つまで）

		経済学者	国民
1	消費税	59.6%	21.2%
2	所得税	30.1%	26.4%
3	法人税	25.5%	49.2%
4	社会保険料	24.8%	10.9%
5	相続税	22.7%	12.7%
6	環境税	10.3%	8.2%
7	国債（財政赤字）	5.0%	17.4%
8	その他	8.2%	7.9%

（出所） 加藤創太（東京財団研究主幹）「財政問題について経済学者と国民の意識はどう乖離するのか「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」の紹介」https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4263 より （N=282（経済学者）/1,000（国民））

50

（51ページ）

さいごに

本日はご清聴いただきありがとうございました。
財務省では、税に対する理解をさらに深めていただくため、様々な取組を行っております。
以下、主なものをご案内させていただきます。

税制メールマガジン

メルマガ登録はコチラから

税制の最新動向や主税局職員によるコラムなどのコンテンツを配信しています。ぜひご登録ください。

税制に関するパンフレット・動画

パンフレット・動画

財務省主税局×うんこドリル

冊子・ゲーム

※財務省HPにて「冊子」と「ゲーム」公開中

学習まんが「税金のひみつ」

税金のひみつ

51

参 考 資 料

働き方やライフコースの多様化①

○　平成の時代に入り、全体の雇用者数が緩やかな増加を続ける中、そのペースを上回って非正規雇用が増大しました。
○　特に近年、女性の社会進出や団塊の世代の高齢化に伴い、女性や高齢者が非正規の形で労働参加をすることで、非正規雇用の増大に拍車がかかっています。

雇用者数の推移

（万人、%）	1987	1992	1997	2002	2007	2012	2017	2022
総人口	12,223	12,456	12,615	12,748	12,803	12,759	12,691	12,494
雇用者総数	4,327	5,030	5,349	5,337	5,572	5,530	5,824	6,032
非正規雇用者総数	711	958	1,152	1,451	1,735	1,816	2,040	2,101
非正規雇用割合	17.6	20.5	23.2	29.4	33.5	35.2	37.3	36.9

非正規雇用割合（女性・高齢者）の推移

(%)	1988	1992	1997	2002	2007	2012	2017	2022
女性	35.1	38.3	41.7	49.3	53.5	54.5	55.5	53.4
高齢者	48.6	50.9	54.7	62.1	67.3	68.8	74.4	76.4

（出所）総務省「人口推計」「労働力調査」
（注）　2001 年以前は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002 年以降は「労働力調査 詳細集計」

1

働き方やライフコースの多様化②

○ 新型コロナの感染拡大を受け、政府からの累次の要請も繰り返される中で、リモートワークは飛躍的に拡大しました。

テレワーク実施率の推移

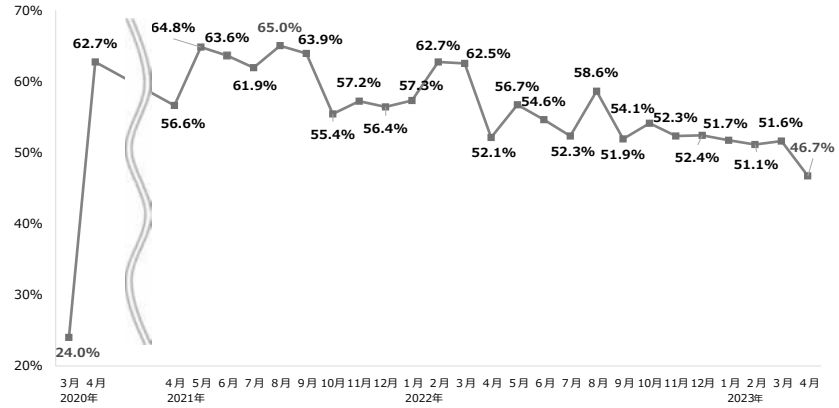

（出所）東京都「テレワーク実施率調査」

働き方やライフコースの多様化③

○ 自営業者等においては、伝統的な自営業者数が数を減らしている一方、雇用者でないにもかかわらず、使用従属性が高い働き方をする者（フリーランス）の割合が上昇しています。これらの動きにより、雇われない働き方が拡大し、雇用全体の流動化も進んでいます。

フリーランス割合の推移

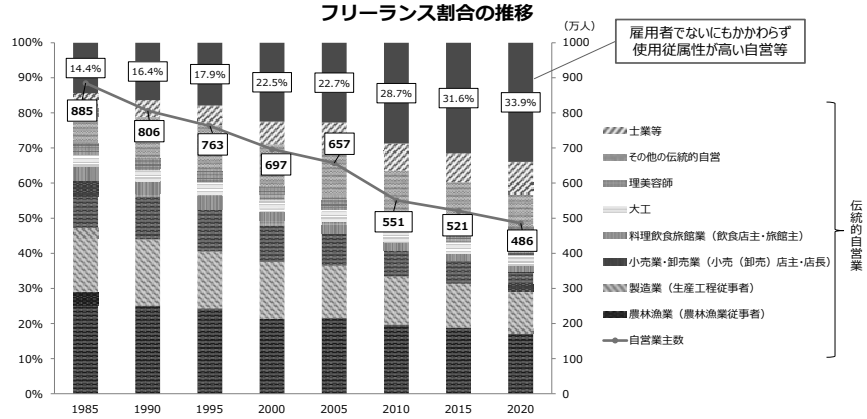

（出所）総務省「国勢調査」
（注１）山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」（平成27年9月3日 政府税制調査会資料）の区分によると、「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいう。「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいう。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等」とは、建築技術者やＳＥ、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。
（注２）「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

働き方やライフコースの多様化④

○ かつて、女性は結婚を契機に離職をし、子育てを終えてから復職するケースが多く、女性の年齢別労働力率は真ん中（20代後半～40代前半）が凹んだいわゆる「M字カーブ」と呼ばれる状態でした。しかし、女性の就労拡大や結婚・出産時期の分散に伴い、そのカーブは緩やかになり、その傾向は、若い世代ほど顕著となっています。

女性の労働力人口比率の変化

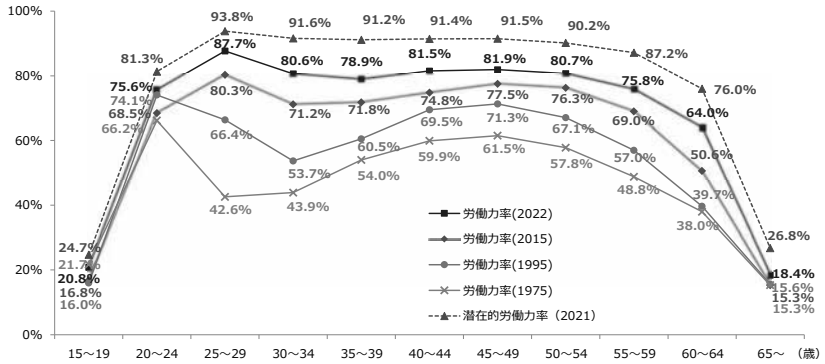

（出所）総務省「労働力調査」
（注）労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口（労働力人口＋就業希望者）の割合。

働き方やライフコースの多様化⑤

○ かつて、一般的な家庭では、夫はサラリーマンとして会社で働き、妻は専業主婦として家庭で家事・育児を担うという姿が多く見られましたが、1980年代後半には４割程度であった共働き世帯の比率は、年々増加し、現在では７割を超えるなど、一般的なものとなりつつあります。

共働き世帯数の推移

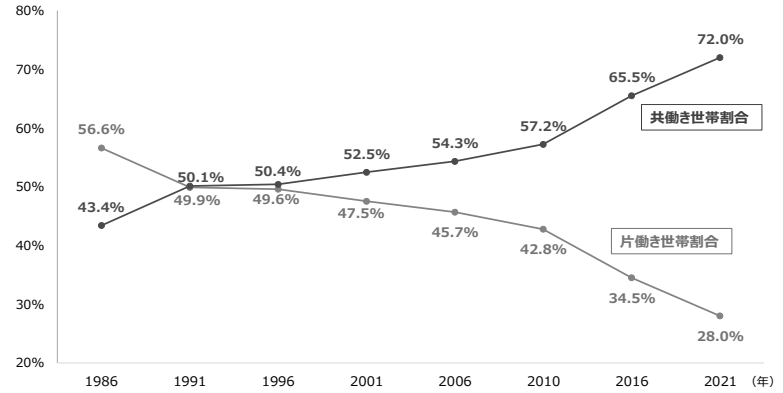

（出所）内閣府男女共同参画局「令和4年版 男女共同参画白書」

働き方やライフコースの多様化⑥

○ 世帯構成については、平成２（1990）年以降、少子化や高齢化、未婚化や晩婚化などを背景に、「夫婦と子供世帯」は減少し、高齢者を含む「一人世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と子供世帯」が増加しました。平成22（2010）年には、「一人世帯」が「夫婦と子供世帯」を抜いて世帯数の最も多い類型となり、近年、世帯構成の多様化と小規模化が一層加速してきています。

世帯構成の推移

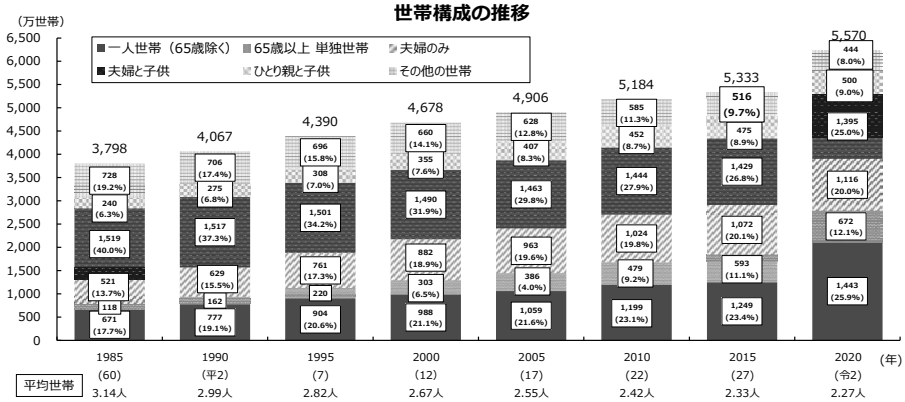

（出所）総務省「国勢調査」
（注１）世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
（注２）一人世帯とは、上記の調査・推計における単独世帯を指す。

働き方やライフコースの多様化⑦

○ 高度外国人材については、平成24（2012）年に導入したポイント制において優遇措置が講じられ、現在では主に中国国籍の方々が専門的な技術・知識などを生かして様々な分野で活躍しています。
○ 「技能実習制度」は、実質的に低賃金労働者として扱っているといった問題が指摘されたことを受け、累次の制度改正により技能実習生の保護が図られてきました 。令和元（2019）年には、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる「特定技能制度」が創設され、製造業や介護、建設などの人手不足分野での受入れが進んでいるとともに、その対象分野も拡大されています。

在留資格別でみた外国人数の変化（平成24（2012）年から令和４（2022）年）

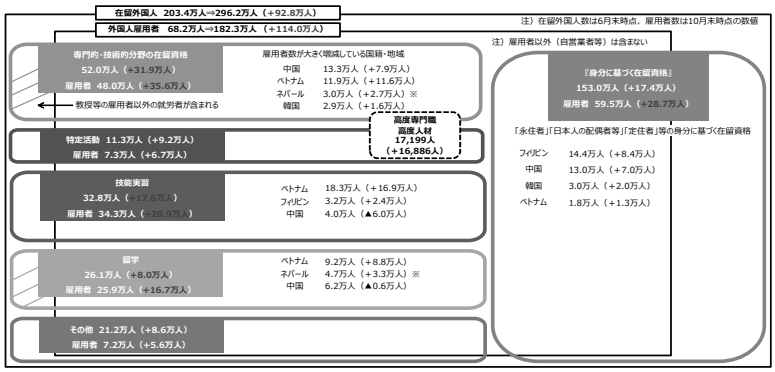

（注１）専門的・技術的分野の在留資格：「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「特定技能」の合計
（注２）特定活動：ワーキングホリデー、外交官等の家事使用人、EPA等。高度人材（2012）は在留資格「特定活動」の数値。
（注３）その他：文化活動、研修、家族滞在、等。 ※ネパールは2014年から個別集計されたため、2014年からの増加人数。
（出所）法務省「在留外国人統計」、厚生労働省「外国人雇用状況報告」

働き方やライフコースの多様化⑧

○ 外国人労働者数は、令和４（2022）年10月末時点で182.3万人となり、10年前（平成24（2022）年）の68.2万人から大きく増加し、過去最高を記録しました。

外国人労働者数の推移

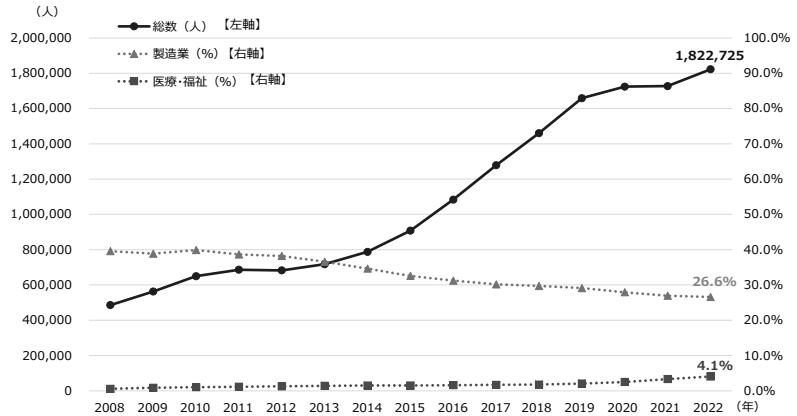

（注１）各年10月末現在。
（注２）産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。
（出所）厚生労働省「外国人雇用状況」

働き方やライフコースの多様化⑨

○「日本の将来推計人口（令和５年推計）」では、日本の総人口は50年後に現在の７割に減少（約8700万人）する一方、総人口に占める外国人の割合は10.8%に増加すると推計されています。

日本の総人口の推移

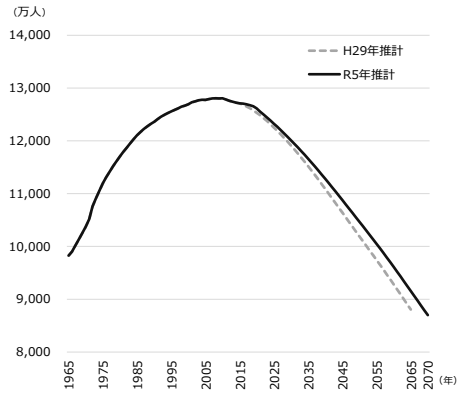

日本総人口に占める外国人の割合

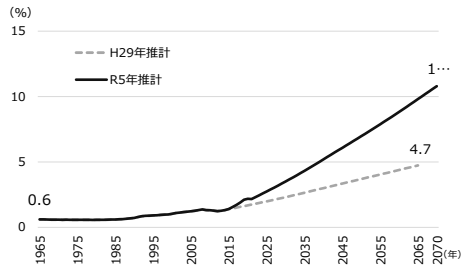

（千人、%）	2020	2050	2070
総人口（①）	126,146	104,686	86,996
日本人総数（②）	123,399	97,395	77,606
外国人総数（①-②）	2,747	7,291	9,390
外国人割合（①-②）/①	2.18%	6.96%	10.8%

（注）令和5年推計の「外国人入口」は、2040年までの間、2016～2019年の「外国人入国超過数」の平均値で推移すると仮定し、それ以降は年齢別の外国人入国超過数割合を一定として延長（平成29年推計は、2035年までの間、1970年以降の社会経済事象・災害等の影響により一時的に大きく変動したとみなされる年のデータを除いた平均値で推移すると仮定）
（出所） 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

経済のグローバル化・デジタル化①

○ 製造業の生産拠点の海外移転や資源価格の高騰の影響もあり、令和４（2022）年の貿易収支が赤字に転じた一方、過去の経常黒字を背景とする対外投資の蓄積により、海外からの利子・配当等である第一次所得収支の黒字が拡大し、経常収支全体では黒字を維持しています。
○ 海外現地法人を通じた海外での設備投資や海外企業に対するM＆Aが著しく増加した結果、国際収支統計によると、我が国の企業が対外直接投資から得る収益は年々増加しており、令和４（2022）年度は約13兆円となっています。

経常収支の推移

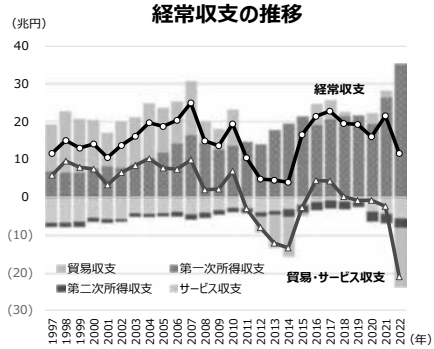

（注）第一次所得収支：投資収益（直接投資収益、証券投資収益（配当金、債券利子等））等
第二次所得収支：官民の無償資金協力、寄付、贈与の受払等
（出所）財務省「国際収支統計」

対外直接投資の推移

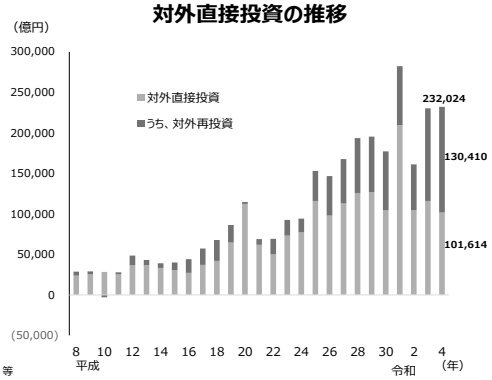

（出所）財務省「国際収支統計」

経済のグローバル化・デジタル化②

○ デジタル・プラットフォーム等を通じたインターネット取引は、あらゆる世代の消費者でその割合が増加しており、顧客のニーズに合ったサービスを展開し、業績を大きく伸ばしている企業も見受けられます。

BtoCのEC市場規模の推移

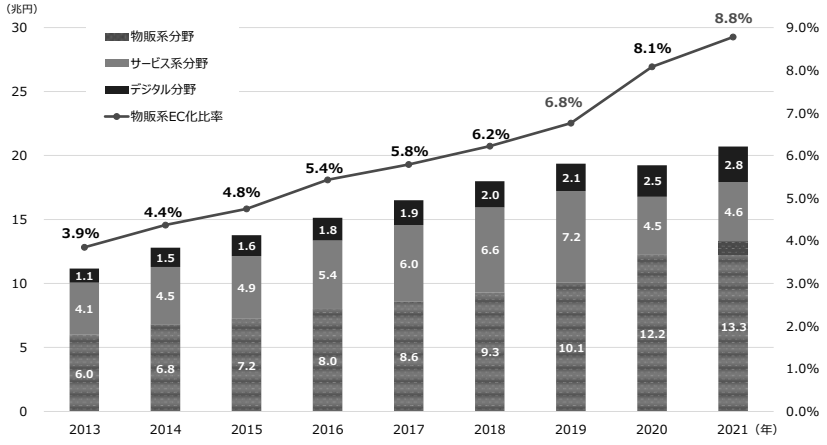

（出所）経済産業省「令和３年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」

経済のグローバル化・デジタル化③

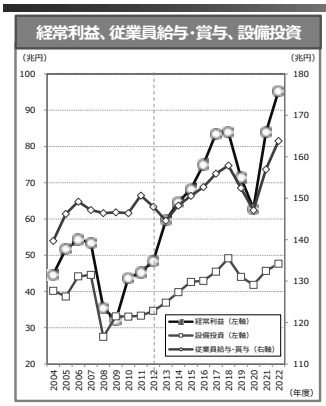

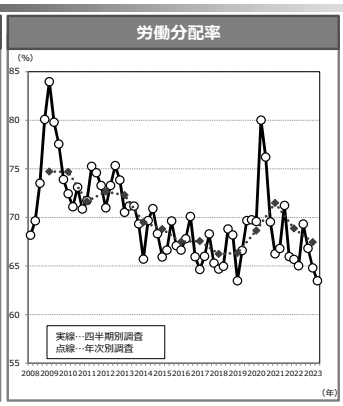

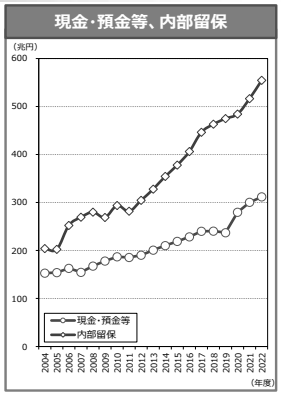

	フロー			ストック	
（年度）	経常利益	従業員給与・賞与	設備投資	内部留保	現金・預金等
2012	48.5	147.9	34.6	304.5	190.1
2021	+46.8 83.9 +11.4	+15.9 157.0 +6.8	+13.1 45.7 +2.0	+250.3 516.5 +38.3	+121.6 300.3 +11.4
2022	95.3	163.8	47.7	554.8	311.7

（兆円）　（兆円）

（注１）現金・預金等は、現金・預金と有価証券（流動資産）の和
（注２）設備投資はソフトウェアを含む
（注３）労働分配率の年度別・四半期別の計数は、サンプル数の相違等の要因で接合しない
（出所）財務省「法人企業統計調査」

（注４）四捨五入の関係上、各年度と差額の数値が一致しないことがある
（注５）グラフ中括弧内の数値は、前年度（四半期別調査の場合は前年同期）との差（上段）、及び増減率（下段）

経済のグローバル化・デジタル化④

○　設備投資は、全体として増加しているものの、内訳を見ると、海外の設備投資が増加傾向である一方、国内設備投資は横ばいとなっています。

全産業

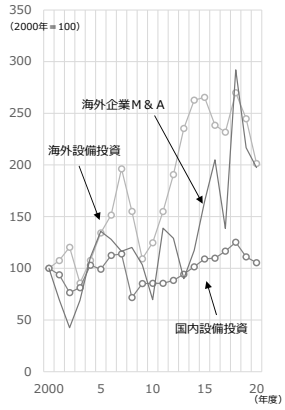

製造業

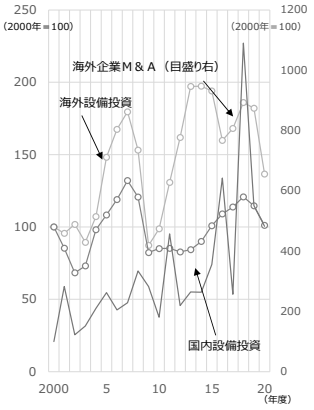

非製造業

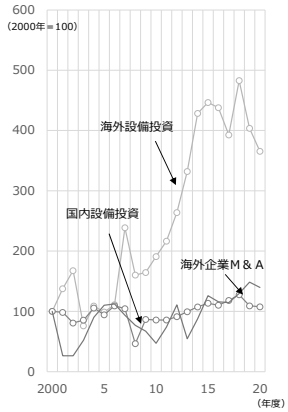

（注１）経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人企業統計年報」、Bloombergにより作成。
（注２）国内設備投資＝土地を除く有形固定資産の増減額＋減価償却費＋特別減価償却費
（注３）Ｍ＆Ａは日本企業による外国企業の買収が対象。
（出所）内閣府「令和４年度　年次経済財政報告」

経済のグローバル化・デジタル化⑤

○　賃金水準は実質的に見て30年間横ばい状態で、伸び率は他の先進国に比して低迷しています。

平均賃金の国際比較

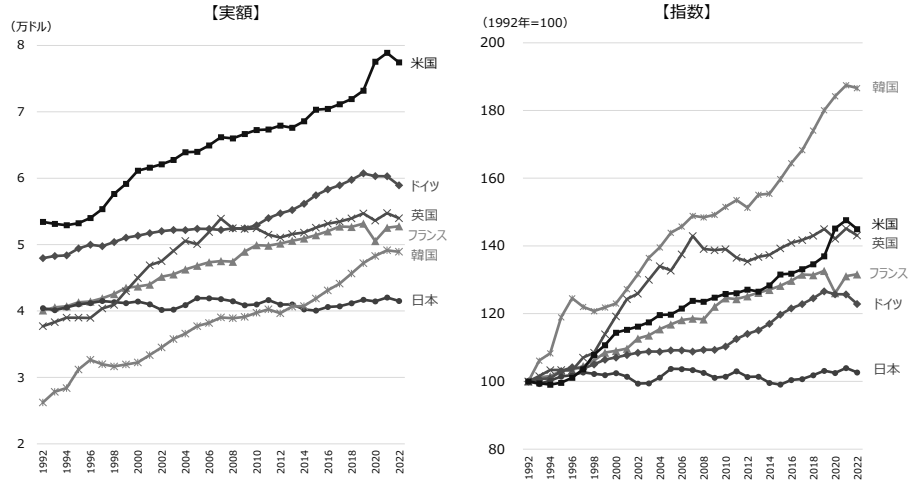

（注）購買力平価実績ベース。
（出所）OECD database

経済のグローバル化・デジタル化⑥

○　人的投資等の無形資産投資が必ずしも十分に行われていないことも指摘されています。無形資産投資全体の水準は、諸外国に比べて低水準で、特に、人的投資を含む「経済的競争力投資」（無形資産投資のうち、ブランド資産、マーケティング力、企業独自の人的資本形成の取組み、組織改革等）は、非常に低位で推移しています。

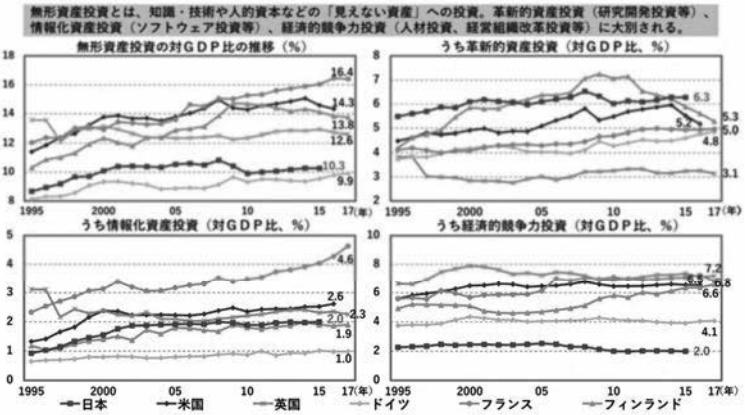

（注）日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Invest により作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピューターソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。
（出所）内閣府「選択する未来2.0 参考資料」（2021年６月４日）

経済のグローバル化・デジタル化⑦

○　我が国における開業率や倒産・廃業率（その年に開業した事業所数や倒産・廃業した事業所数を、全体の事業所数で除した指標）は、いずれも諸外国に比べて低い水準にあります。そうしたこともあって、人的資源や資金が、生産性の高い企業に移動せずに生産性の低い企業に滞留してしまっているのではないかと考えられます。

開廃業率の国際比較

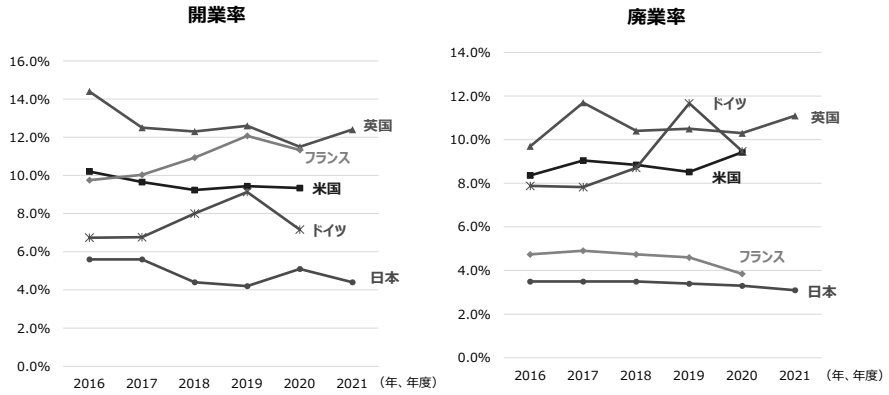

（注）　国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。
（出所）日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国：英国国家統計局「Business demography」、ドイツ・フランス：eurostat

16

経済のグローバル化・デジタル化⑧

○　日本経済を牽引する新しいグローバル産業を創出すべく、新たな技術を用いたり、革新的なビジネスモデルを実践したりするスタートアップ企業を支援していく必要があります。
○　スタートアップ企業に対するベンチャーキャピタル（ＶＣ）投資について、日本は、アメリカに比べて、10分の１未満にとどまっています。その他にも起業家マインドや多様な才能を持つ若者の育成や出口戦略なども含めた、スタートアップ・エコシステム全体の底上げが不可欠と考えられます。

ベンチャーキャピタル投資の国際比較(令和元(2019)年、対GDP比)

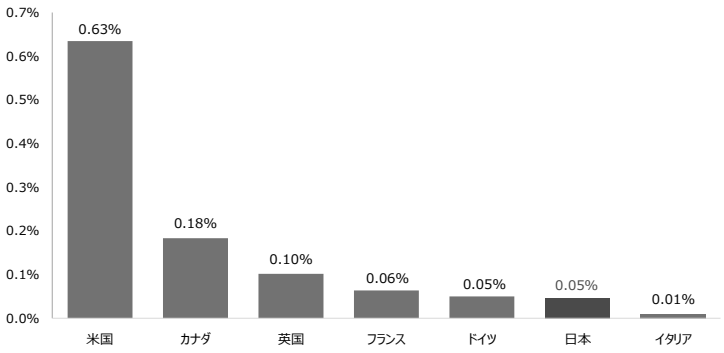

（出所）OECD. Stat

17

格差を巡る状況の変化①

○ OECD38カ国（2018年ベース）中で、日本の人口１人あたりのGDPは21位。一方で、相対的貧困率は29位、「子どもの貧困率」は26位（2018年）。
○ 特に、ひとり親世帯の貧困率は35位（2018年）。

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の貧困率						人口1人あたりGDP（2018年）			
						計			大人が一人			大人が二人以上			
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	ドル	日本=100
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	3.5	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0	1	ルクセンブルク	116,335	275.3
2	チェコ	6.1	2	デンマーク	4.9	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8	2	アイルランド	84,824	200.7
3	デンマーク	6.4	3	アイスランド	5.4	3	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5	3	スイス	70,689	167.3
4	フィンランド	6.5	4	スロベニア	5.9	4	アイスランド	4.5	4	イギリス	22.3	4	チェコ	3.6	4	ノルウェー	70,253	166.2
5	アイルランド	7.4	5	チェコ	6.4	5	スロベニア	5.1	5	ノルウェー	23.4	5	スロベニア	4.0	5	アメリカ	62,450	147.8
6	スロベニア	7.5	6	ポーランド	7.4	6	チェコ	5.4	6	ハンガリー	23.5	6	スイス	4.1	6	オランダ	57,825	136.8
7	スロバキア	7.7	7	アイルランド	8.0	7	ノルウェー	6.7	7	ラトビア	23.7	7	アイルランド	4.5	7	デンマーク	57,479	136.0
8	オランダ	7.8	8	ノルウェー	8.1	7	ポーランド	6.7	8	ポーランド	23.8	7	ノルウェー	4.5	8	アイスランド	57,208	135.4
9	ベルギー	8.2	9	ハンガリー	8.6	9	アイルランド	7.0	9	フランス	24.1	9	スウェーデン	5.0	9	オーストリア	56,956	134.8
10	ノルウェー	8.4	10	スウェーデン	8.8	10	スウェーデン	7.4	10	スロベニア	24.5	10	ベルギー	5.3	10	ドイツ	55,196	130.6
11	フランス	8.5	11	ベルギー	9.2	11	ベルギー	8.0	11	スウェーデン	25.1	11	フランス	6.0	11	スウェーデン	53,522	126.6
12	ハンガリー	8.7	12	オーストリア	9.6	12	オーストリア	8.6	12	ギリシャ	26.8	12	オランダ	6.3	12	オーストラリア	52,991	125.4
13	スウェーデン	8.7	13	オランダ	9.9	13	ハンガリー	8.8	13	ドイツ	27.2	13	ポーランド	6.4	13	ベルギー	52,531	124.3
14	オーストリア	9.4	14	エストニア	10.3	13	ラトビア	8.8	14	アイルランド	27.5	14	ドイツ	6.7	14	カナダ	49,993	118.3
15	ドイツ	9.8	15	ラトビア	10.5	15	オランダ	8.9	14	ポルトガル	27.5	15	ニュージーランド	7.3	15	フィンランド	49,573	117.3
15	ポーランド	9.8	16	スイス	10.8	16	エストニア	9.4	16	チェコ	28.4	16	オーストリア	7.5	16	イギリス	47,219	111.7
17	ポルトガル	10.4	17	ドイツ	11.1	16	フランス	9.4	17	エストニア	29.1	16	エストニア	7.5	17	フランス	46,337	109.6
18	スイス	10.5	18	カナダ	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	16	ラトビア	7.5	18	イタリア	43,428	102.8
19	ルクセンブルク	11.4	19	フランス	11.7	19	カナダ	10.3	18	オランダ	29.5	19	ハンガリー	7.7	19	韓国	43,044	101.8
20	イギリス	11.7	20	ポルトガル	12.2	20	スロバキア	10.6	20	オーストリア	31.0	20	カナダ	8.3	20	ニュージーランド	42,334	100.2
21	カナダ	11.8	21	韓国	12.3	21	ポルトガル	11.1	21	トルコ	31.2	21	オーストラリア	8.8	21	日本	42,265	100.0
22	ギリシャ	12.1	22	スロバキア	12.4	22	イギリス	11.2	22	イタリア	33.4	22	リトアニア	9.5	22	チェコ	41,157	97.4
23	オーストラリア	12.4	22	イギリス	12.4	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	イギリス	9.6	23	スペイン	40,777	96.5
24	ニュージーランド	13.7	24	オーストラリア	13.3	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7	24	イスラエル	40,247	95.2
25	イタリア	14.2	25	ギリシャ	13.9	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	スロバキア	10.2	25	スロベニア	39,008	92.3
25	スペイン	14.2	26	日本	14.0	25	日本	13.1	26	ルクセンブルク	40.2	26	韓国	10.7	26	エストニア	36,489	86.2
27	トルコ	14.4	27	ニュージーランド	14.9	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	日本	11.4	27	リトアニア	36,377	86.1
28	リトアニア	15.5	28	ルクセンブルク	16.0	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1	28	ポルトガル	34,929	82.6
29	日本	15.7	29	リトアニア	16.5	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2	29	ハンガリー	31,909	75.5
30	メキシコ	15.9	30	イタリア	18.0	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9	30	ポーランド	31,662	74.9
31	エストニア	16.3	31	メキシコ	19.2	31	イタリア	17.2	31	カナダ	43.0	31	メキシコ	15.3	31	スロバキア	31,374	74.2
32	チリ	16.5	32	スペイン	19.3	32	スペイン	17.6	32	アメリカ	45.7	32	イタリア	15.8	32	ラトビア	30,892	73.1
33	韓国	16.7	33	アメリカ	21.1	33	イスラエル	18.2	33	ニュージーランド	46.1	33	スペイン	16.4	33	ギリシャ	29,618	70.1
34	イスラエル	16.9	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	韓国	47.7	34	チリ	16.7	34	トルコ	28,281	66.9
35	ラトビア	17.5	35	イスラエル	22.2	35	トルコ	18.4	35	日本	48.1	35	イスラエル	17.7	35	チリ	25,496	60.3
36	アメリカ	18.1	36	トルコ	22.7	36	チリ	18.9	36	コスタリカ	49.6	36	トルコ	18.2	36	コスタリカ	21,313	50.4
37	コスタリカ	20.9	37	コスタリカ	28.4	37	コスタリカ	23.6	—	コロンビア	—	37	コスタリカ	21.2	37	メキシコ	20,561	48.6
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	コロンビア	—	38	コロンビア	15,815	37.4
	OECD平均	11.7		OECD平均	12.8		OECD平均	11.0		OECD平均	31.8		OECD平均	9.2		OECD平均	46,009	108.9

（注1）「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」の出典はOECD "Income Distribution Database"、「子どもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database "Child poverty"。いずれも2023年3月23日閲覧。
（注2）「相対的貧困率」、「子どもの貧困率」及び「子どもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく2018年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。なお、当該改定前の所得定義に基づく数値は、相対的貧困率15.4%、子どもの貧困率13.5%、子どもがいる世帯の貧困率12.6%（うち大人が一人の世帯48.1%、大人が二人以上の世帯10.7%）。
（注3）基本的に2018年の数値であるが、「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」のニュージーランドは2014年、チリ及びアイスランドは2017年、コロンビアは数値なし。「子どもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、コロンビアは数値なし。
（注4）人口1人あたりGDPはOECD.stat による2018年の数値、購買力平価ベース。
（注5）各項目のOECD平均は、37カ国（「子どもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36カ国、「人口1人あたりのGDPについては38カ国」）の単純平均。

※日本のデータについては、2018年からOECD新基準に切り替え

格差を巡る状況の変化②

○ 1985年に12.0%であった相対的貧困率は、2018年には15.4%へ上昇。1985年に10.9%であった子どもの貧困率も、2018年には13.5%へと上昇。
○ 特に、ひとり親世帯の貧困率は、全世帯平均と比較して約３倍高い水準で推移。
○ 女性のひとり親世帯は、男女の賃金格差などを背景に、平均年間収入で見ても、 父子世帯の父自身が518万円であるのに対して母子世帯の母自身は272万円と低い水準。

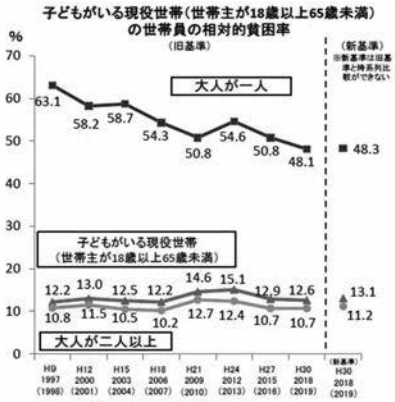

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※ 2018年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

ひとり親世帯における年間平均収入（自身の収入）

年	2020
母子世帯（自身）	272
父子世帯（自身）	518

（万円）

（出所）厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（令和３年度）」

格差を巡る状況の変化③

◆日本の高校卒業後の予定進路（両親年収別）

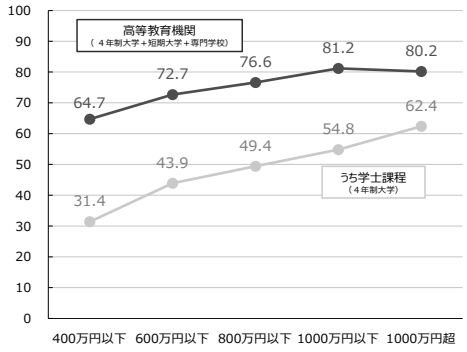

(注1)日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。
(注2)両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例：「500～700万円未満」なら600万円)、合計したもの。
(注3)無回答を除く。専門学校には各種学校を含む。
(出所)東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

◆高校等の入学難易度別・世帯収入別　大学進学希望率

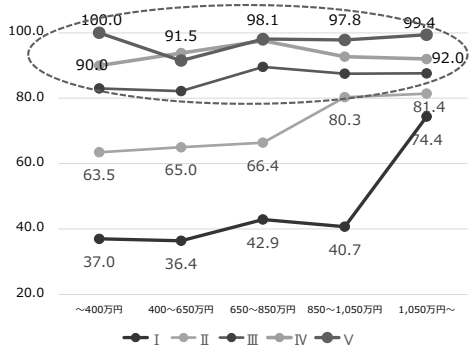

（注１）「大学進学希望率」は、国公立大学・私立大学への進学希望者から計算しており、短期大学、専門学校等への進学希望者を除いている。
（注２）Ⅰ～Ⅴの表記は、左記の参考文献による調査対象高校の偏差値情報による。Ⅰ：偏差値45以下、Ⅱ：46～51、Ⅲ：52～57、Ⅳ：58～62、Ⅴ：63～
（出所）濱中義隆、朴澤泰男　令和元年度「高校生の進路に関する保護者調査」の概要より、財務省作成

20

格差を巡る状況の変化④

○　大学・大学院卒男性（約2.7億円）と高校卒男性（約2.1億円）で比べると、生涯賃金に約6,000万円の差。
○　家庭の社会経済的背景を示す指標であるSES（Socio-Economic Status: 家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標）が学力に影響。

男性の生涯賃金
（引退まで、退職金を含む、2017年）

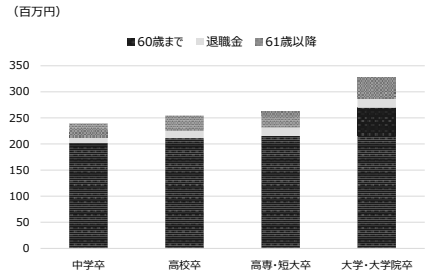

（出所）労働政策研究・研修機構『ユースフル労働統計2019』

家庭の社会経済的背景（SES）と学力の関係
SESが高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向にある。

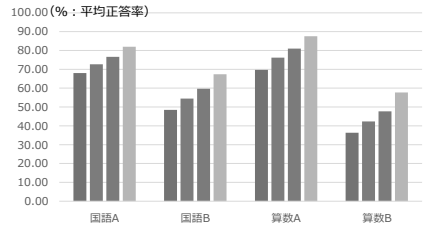

	国語A	国語B	算数A	算数B
Lowest SES	68.00	48.44	69.68	36.29
Lower middle SES	72.69	54.45	76.21	42.29
Upper middle SES	76.59	59.68	81.00	47.68
Highest SES	81.99	67.36	87.58	57.69

（出所）文部科学省・教育課程部会（令和元年12月4日、資料2-2）
『家庭の社会経済的背景（SES）が困難な児童生徒への支援について』

21

格差を巡る状況の変化⑤

○ 資本所得の分布について分析を行ったデータによると、全体では約1,764万人が約7.4兆円の資本所得を得ており、そのうち上位0.3%の者（資本所得1,000万円以上を保有する者）が総額のうち53%（約3.9兆円）を得ているといった偏りの状況がみられます。
○ 100万円弱から100億円前後の範囲では、所得の分布に大きな格差が認められます。

資本所得の分布状況

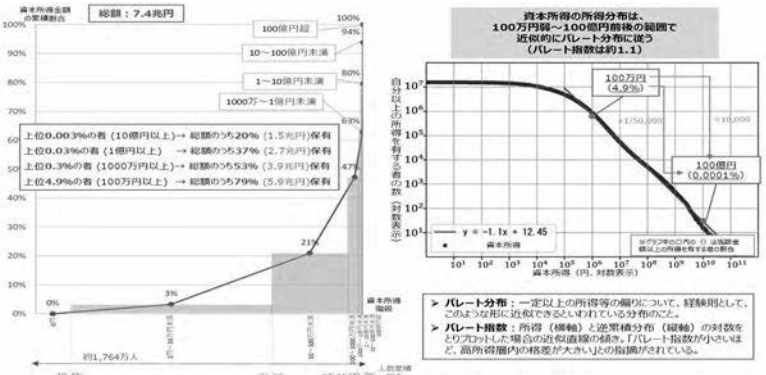

（注１）令和元年分の確定申告書や特定口座年間取引報告書、配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書のデータをもとに、財務省において作成。
（注２）「資本所得」には、上場株式、非上場株式、公募投資信託、特定公社債等の収益分配、配当所得、利子所得等のうち、以下のものが含まれる。一方、預貯金の利子や非上場株式等の配当、少額投資非課税制度（NISA制度）の非課税口座における配当・譲渡益等は含まれていない。
・特定口座内の源泉徴収により発生したもの　　一般口座のみの上場株式の売却により発生したもの
・その他の取引により発生したものでも確定申告が不要となっているもののうち、確定申告がされたもの（公募投資信託及び特定公社債の配当・利子所得を除く）
（注３）横軸は各資本所得階級であり、各資本所得階級毎の人数割合を基に横軸幅を設定（分布人数が少ないほど横グラフの横軸の幅が広い）。折れ線グラフは、各資本所得階級の人数の中央値をプロットしたもの。

格差を巡る状況の変化⑥

○ ジニ係数は、平成２（1990）年の再分配前で0.43、再分配後で0.36から、単身世帯や高齢者世帯の割合の上昇等を背景に、平成29（2017）年には再分配前で0.56、再分配後で0.37と長期的には拡大しています。
○ 近年はその傾向に改善の動きが見られるとともに、個人所得課税の見直しなどで再分配による格差の改善幅も大きくなっています。

再分配政策によるジニ係数の変化

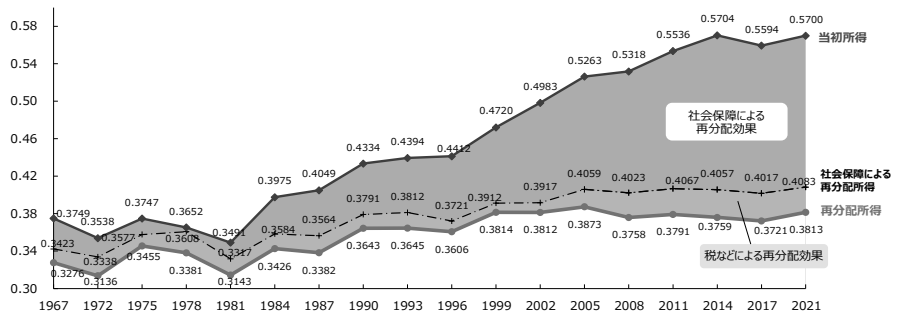

（注１）「当初所得」は、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額）の合計額であり、公的年金等社会保障給付金は含まれていない。
（注２）「社会保障による再分配所得」は、2002年以前は当初所得に現物給付、社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたものであり、2005年以降は当初所得に社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたものである。
（注３）「再分配所得」は、当初所得から税金・社会保険料を控除し、社会保障給付（現金・現物）を加えたものである。
（出所）厚生労働省「所得再分配調査」

人口減少・少子高齢化①

○ 我が国では、戦後最低の出生率となった「1.57ショック」を契機に「少子化」が政策課題として認識され、2003年には「少子化社会対策基本法」が制定されるなど、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになりました。その後も、社会保障と税の一体改革による安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められました。

○ 出生率は2005年の1.26をボトムに一定程度回復しましたが、近年、コロナ禍の影響もあり、再び低下してきています。

合計特殊出生率、完結出生児数、婚姻率の推移

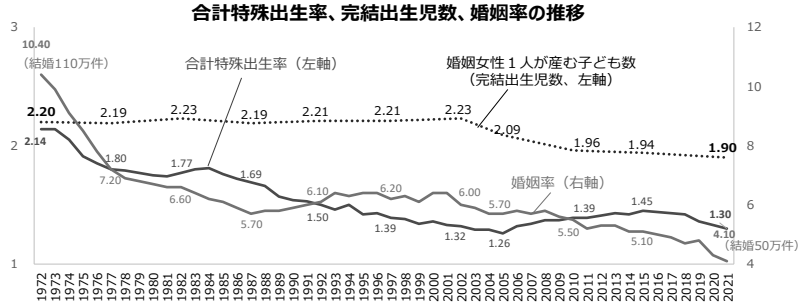

合計特殊出生率（その年における15～49歳の女性について年齢ごとの出生率を積み上げたもの）の算定式

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{出生数（母親}_{15\text{歳}}\text{）}}{\text{女性人口（}_{15\text{歳}}\text{）}} + \frac{\text{出生数（母親}_{16\text{歳}}\text{）}}{\text{女性人口（}_{16\text{歳}}\text{）}} + \cdots + \frac{\text{出生数（母親}_{49\text{歳}}\text{）}}{\text{女性人口（}_{49\text{歳}}\text{）}} = \frac{\text{既婚女性数（}_{15\text{歳}}\text{）}}{\text{女性人口（}_{15\text{歳}}\text{）}} \times \frac{\text{出生数（母親}_{15\text{歳}}\text{）}}{\text{既婚女性数（}_{15\text{歳}}\text{）}} + \cdots$$

≒ 15～49歳女性の婚姻率 × 15～49歳の既婚女性１人の出生率

≒ 女性の婚姻率（人口千人当たりの婚姻数） × 既婚女性１人が産む子どもの数（完結出生児数）

（出所）厚生労働省「令和３年人口動態統計（確定数）の概況」（令和４年９月）、国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（令和４年９月）など

人口減少・少子高齢化②

○ 50歳時の未婚割合は、1980年に男性2.60%、女性4.45%でしたが、直近の2020年には男性28.25%、女性17.81%に上昇しています。この傾向が続けば、いずれ、男性で３割近く、女性で２割近くになると推計されています。

50歳時の未婚割合の推移

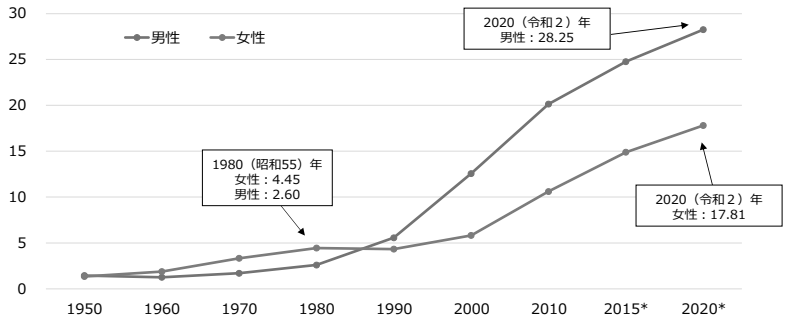

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」。
注：総務省統計局『国勢調査報告』により算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。
注： * 配偶関係不詳補完結果に基づく。

人口減少・少子高齢化③

○ 男性の有配偶率を見ると、非正規は正規の３分の１程度にとどまっています。
○ 夫婦の完結出生児数は、1970年代から2002年まで2.2人前後で安定的に推移していましたが、2005年から減少傾向となり、直近の2021年には過去最低である1.90人となりました。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率

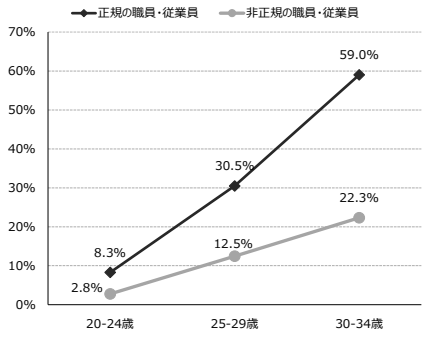

（出所）総務省「平成29年就業構造基本調査」
（注）数値は、未婚でない者の割合。

夫婦の完結出生児数

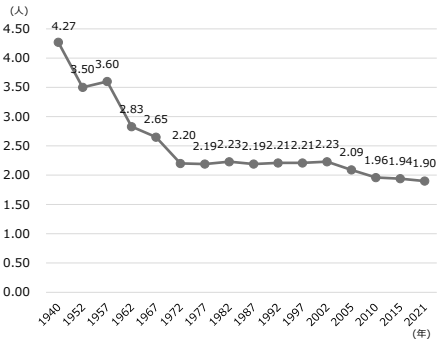

（出所）国立社会保障・人口問題研究所
「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）
（注）対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。
各調査の年は調査を実施した年である。

人口減少・少子高齢化④

○ 少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っています。

理想の数の子どもを持たない理由

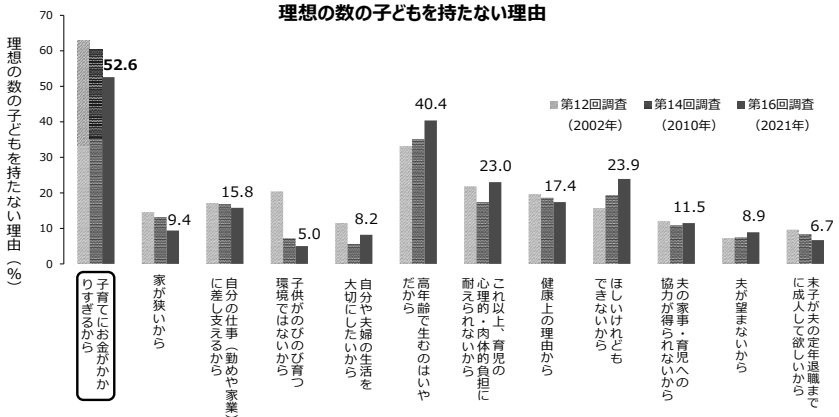

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）
（注）対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。グラフ上数値は第16回調査結果。

人口減少・少子高齢化⑤

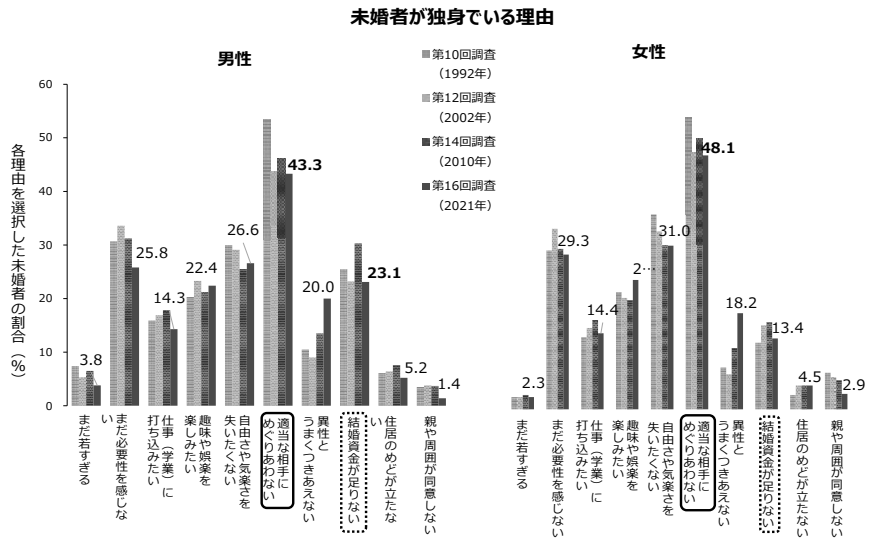

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）
（注）対象は25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身に留まっている理由（３つまで選択可）としてあげているかを示す。グラフ上数値は第16回調査結果。

地域社会の変化

○ 人口減少は都市部よりも小規模な市町村においてより急速に進むと予測されています。

地域ごとの人口推移

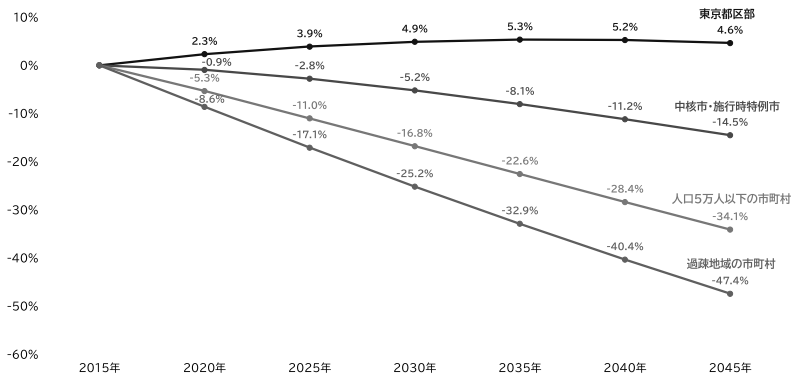

（注）福島県内の市町村を除く 1,682 市区町村（778 市、東京 23 区、713 町、168 村）を対象。

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

我が国財政の構造的な悪化①

○ 令和５（2023）年度予算では、税収は69.4兆円と見込まれ、平成２（1990）年度決算（60.1兆円）と比較すると約1.2倍となっています。

国の一般会計税収の推移

30

我が国財政の構造的な悪化②

○ 我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われています。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

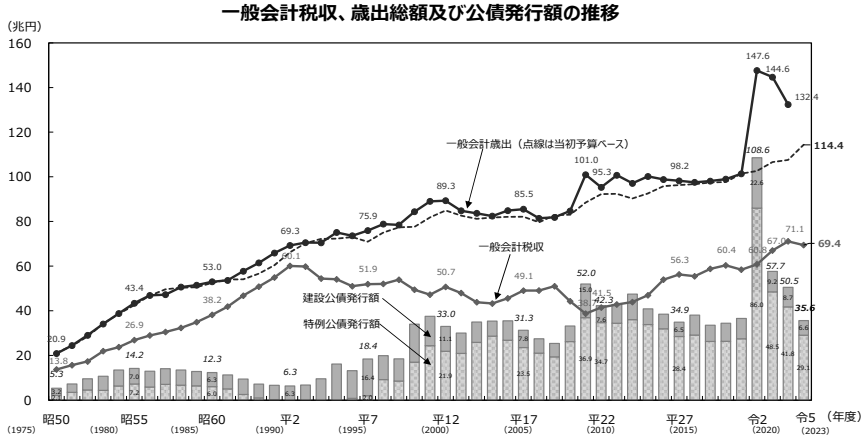

（注１）令和４年度までは決算、令和５年度は予算による。点線は令和４年度までは当初予算、令和５年度は予算による。
（注２）公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注３）令和５年度の歳出については、令和６年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入れ3.4兆円が含まれている。

31

我が国財政の構造的な悪化③

○ 普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和５年度末には1,068兆円に上ると見込まれています。

普通国債残高の累増

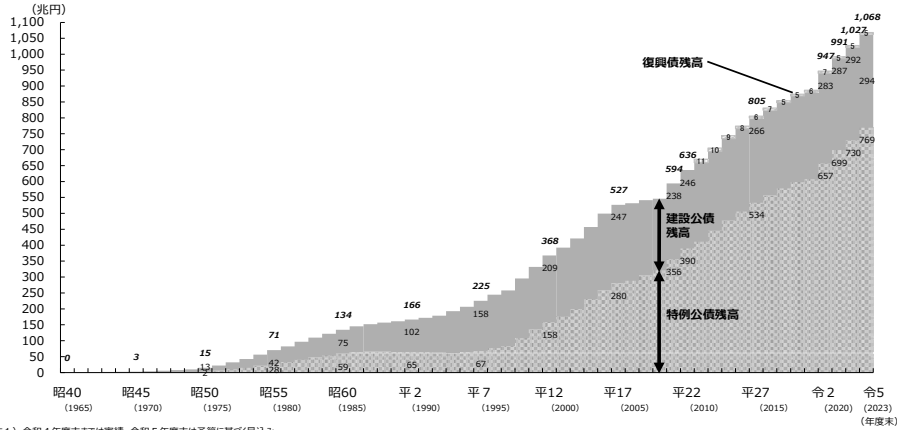

（注１）令和４年度末までは実績、令和５年度末は予算に基づく見込み。
（注２）普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債及びGX経済移行債を含む。
（注３）令和５年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は1,043兆円程度。

我が国財政の構造的な悪化④

○ 特例公債の発行から脱却することのできた平成２年度以降の普通国債残高の累増について見てみると、
・ 歳出面では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加が
・ 歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが
主要因となっています。

普通国債残高の増加要因

平成２年度末から令和５年度末にかけての普通国債残高増加額：約897兆円

歳出の増加要因 ： ＋約666兆円

税収等の減少要因 ： ＋約82兆円

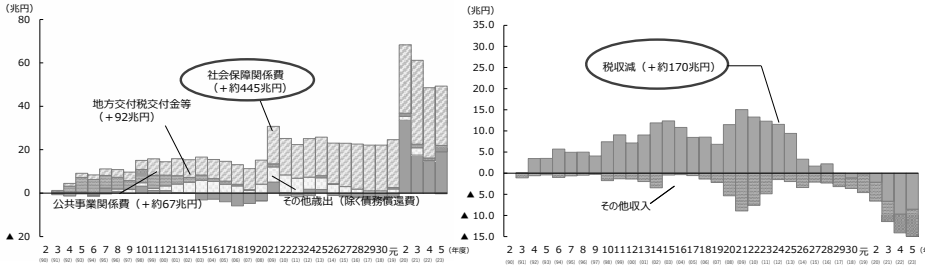

（注１）令和４年度までは決算、令和５年度は予算による。ただし、令和５年度歳出額には、令和４年度から令和５年度への繰越額を含む。
（注２）復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を普通国債残高からは除くとともに（令和５年度末で4.9兆円）、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの（7.6兆円）を除いている。
（注３）税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである（増減が残高の増加に影響しない）ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分（地方の財源不足補てん部分等）を歳出の増加要因として計上している。
（注４）平成２年度の収支差分は、債務償還費を除いた歳出から公債金以外の歳入を引いたもの。

我が国財政の構造的な悪化⑤

○ 特例公債の発行から脱却することのできた平成２年度当初予算と比較すると、令和５年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債でまかなっています。

平成２年度と令和５年度における国の一般会計歳入・歳出の比較

（単位 ： 兆円）

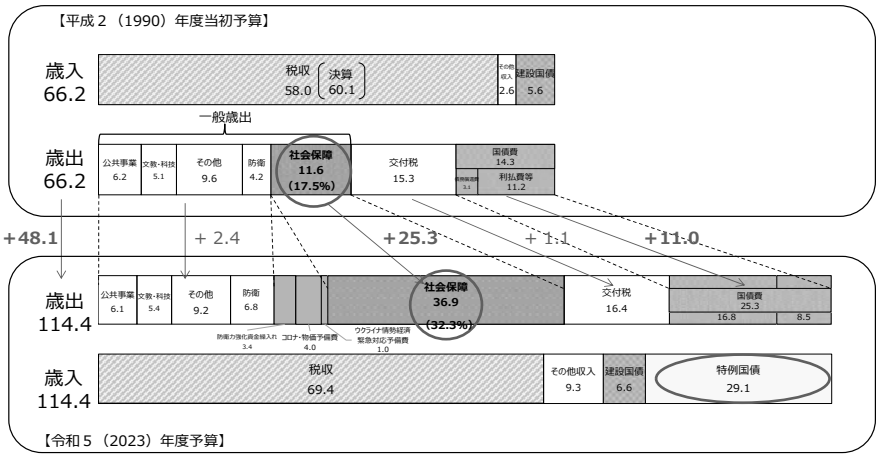

（注）括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。

我が国財政の構造的な悪化⑥

○ 政府の総支出はOECD諸国の中でやや低い水準となっており、その内訳を見ると、社会保障以外の支出は低く、社会保障支出は、高齢化を反映して中程度となっています。一方で、租税収入や財政収支は、OECD諸国と比較して、低い水準となっています。

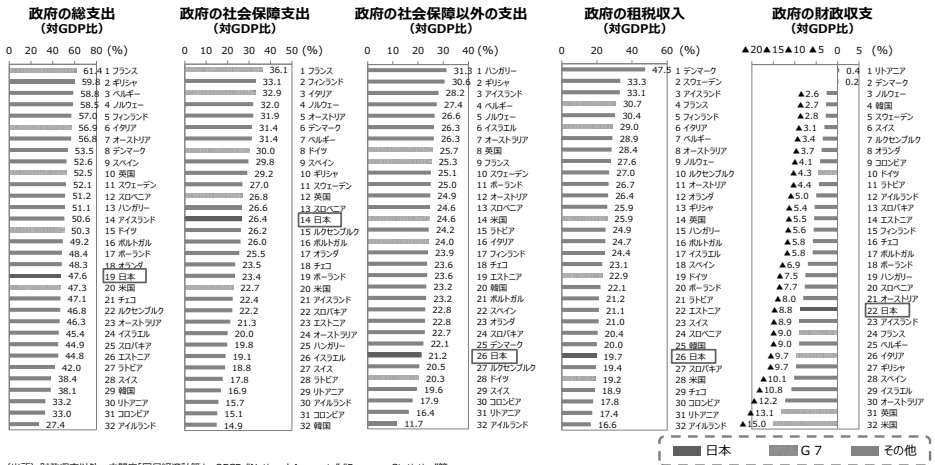

（出所）財政収支以外：内閣府「国民経済計算」、OECD “National Accounts” “Revenue Statistics”等、
財政収支：OECD “Economic Outlook 113”（2023年６月７日）
（注１）日本は2020年度実績値。オーストラリア、アイルランドは2020年実績値（コロンビアは2019年実績値、リトアニアは2017年実績値）。それ以外の国は推計による2020年暫定値。
（注２）数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本の財政収支には社会保障基金を含まず、米国の財政収支には社会保障年金信託基金を含まない。

我が国財政の構造的な悪化⑦

○　我が国の財政収支は、他の主要国と同様に平成20年（2008年）秋のリーマンショックの影響による悪化から改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応のため、令和２年（2020年）以降は大幅な赤字となっています。

（%）

暦年	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)	平28 (2016)
日本	▲ 8.6	▲ 8.0	▲ 8.2	▲ 7.5	▲ 7.2	▲ 5.9	▲ 4.6	▲ 4.8
米国	▲ 14.1	▲ 13.0	▲ 11.5	▲ 9.7	▲ 6.1	▲ 5.5	▲ 4.8	▲ 5.7
英国	▲ 10.3	▲ 9.2	▲ 7.4	▲ 8.1	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.5	▲ 3.3
ドイツ	▲ 3.2	▲ 4.4	▲ 0.9	0.0	0.0	0.6	1.0	1.2
フランス	▲ 7.2	▲ 6.9	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.6	▲ 3.6
イタリア	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 2.6	▲ 2.4
カナダ	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.3	▲ 2.5	▲ 1.5	0.2	▲ 0.1	▲ 0.5

暦年	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)
日本	▲ 4.1	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 8.8	▲ 5.8	*◢ 5.6*	―
米国	▲ 4.8	▲ 6.4	▲ 6.9	▲ 15.0	▲ 12.1	▲ 4.2	―
英国	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 13.1	▲ 8.0	▲ 5.2	*◢ 4.8*
ドイツ	1.3	1.9	1.5	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 2.6	*◢ 1.8*
フランス	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 3.1	▲ 9.0	▲ 6.5	▲ 4.7	*◢ 4.8*
イタリア	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 1.5	▲ 9.7	▲ 9.0	▲ 8.0	*◢ 4.1*
カナダ	▲ 0.1	0.4	▲ 0.0	▲ 10.9	▲ 4.4	▲ 0.8	*◢ 0.4*

財政収支の国際比較（対GDP比）

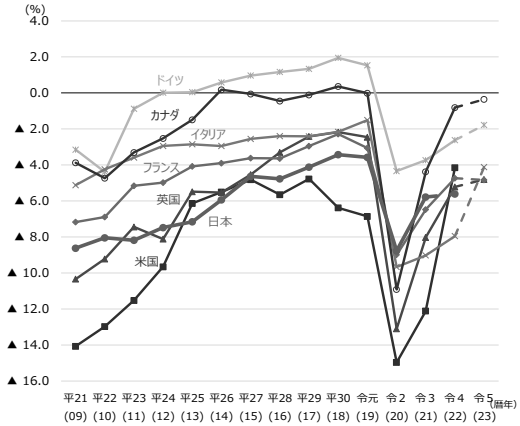

（出所）OECD “Economic Outlook 113”(2023年６月７日)
（注１）数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。
（注２）日本は2022年、それ以外の国々は2023年が推計値。ただし、日本及び米国については2023年の推計値は掲載されていない。

我が国財政の構造的な悪化⑧

○　債務残高の対GDP比は、Ｇ７諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

債務残高の国際比較（対GDP比）

＜全世界における順位（172ヵ国・地域中）＞

1	マカオ	0.0%	158	フランス	112.6%
2	香港	1.9%	159	カナダ	115.1%
⋮			⋮		
70	韓国	51.3%	164	米国	126.4%
⋮			⋮		
108	ドイツ	68.6%	169	イタリア	149.8%
⋮			170	スーダン	187.9%
113	中国	71.8%	171	ギリシャ	200.7%
⋮			172	日本	255.4%
154	英国	108.1%			
⋮					

※ 数値は令和３年（2021年）の値。

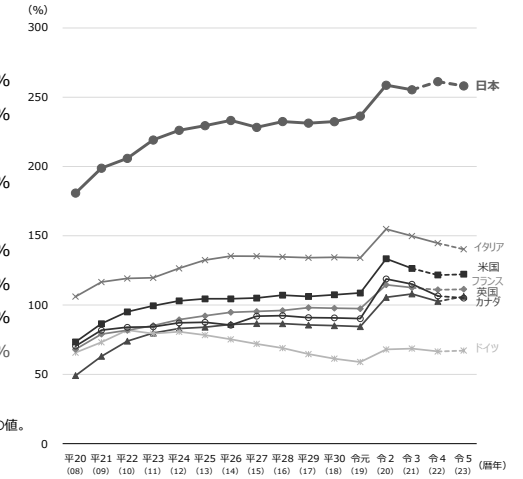

（出所）IMF “World Economic Outlook” (2023年４月)
（注１）数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注２）日本、米国及びフランスは、2022年及び2023年が推計値。それ以外の国は、2023年が推計値。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目　　次

地方財政・地方税制の現状と課題

目次……73
（1ページ）総論：地方財政・地方税制の現状と課題……74
（2ページ）地方財政の果たす役割……74
（3ページ）地方財政計画の歳出の推移……75
（4ページ）地方財政の借入金残高の状況……75
（5ページ）地方財政の財源不足の状況……76
（6ページ）令和6年度の地方財政の課題……76
（7ページ）国・地方の税源配分について……77
（8ページ）国税・地方税の税収内訳（令和5年度地方財政計画額）……77
（9ページ）地方税収（地方財政計画ベース）の推移……78
（10ページ）令和4年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）……78
（11ページ）主要税目（地方税）の税収の推移……79
（12ページ）人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算額）……79
（13ページ）地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築……80
（14ページ）各論①：個別地方税制の現状と課題……80
（15ページ）1．地方法人課税……81
（16ページ）法人課税の概要……81
（17ページ）法人事業税の外形標準課税の概要……82
（18ページ）外形標準課税対象法人数・割合の推移（全国）……82
（19ページ）持株会社化と外形標準課税の対象範囲の関係……83
（20ページ）令和5年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）……83
（21ページ）2．固定資産税……84
（22ページ）固定資産税の概要……84
（23ページ）固定資産税の仕組み……85
（24ページ）負担水準の均衡化のイメージ……85
（25ページ）令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）……86
（26ページ）商業地等の負担水準の状況……86
（27ページ）据置ゾーンによって生じる不公平……87
（28ページ）3．森林環境税・森林環境譲与税……87
（29ページ）森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計……88
（30ページ）森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準……88
（31ページ）森林環境譲与税の取組事例集（令和4年度実績）……89
（32ページ）4．車体課税……89
（33ページ）車体課税（地方税）の課税イメージ……90
（34ページ）電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方……90
（35ページ）各論②：地方税務手続の電子化等……91

（36ページ）地方税務手続のデジタル化のあゆみ……91
（37ページ）eLTAX（エルタックス）について ……92
（38ページ）地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移 ……92
（39ページ）eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大 ……93
（40ページ）地方税統一QRコード（eL-QR）の活用による地方税の電子納付について ……93
（41ページ）地方税統一QRコード（eL-QR）のイメージ ……94
（42ページ）地方税関係通知のデジタル化……94
（43ページ）地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について ……95

地方財政・地方税制の現状と課題

第７５回　租税研究大会

令和５年９月２０日

総務省 自治税務局長　　池 田　達 雄

＜目次＞

総論：地方財政・地方税制の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

各論①：個別地方税制の現状と課題

１．地方法人課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

２．固定資産税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

３．森林環境税・森林環境譲与税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

４．車体課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

各論②：地方税務手続の電子化等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

（1ページ）

総論 ： 地方財政・地方税制の現状と課題

（2ページ）

地方財政の果たす役割

○ 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
○ その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

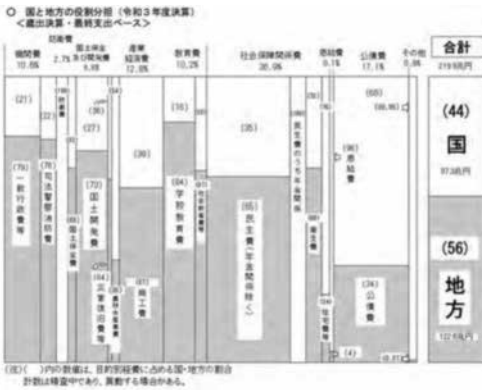

国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等 （用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（3ページ）

地方財政計画の歳出の推移

○ 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
○ 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。
○ 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。

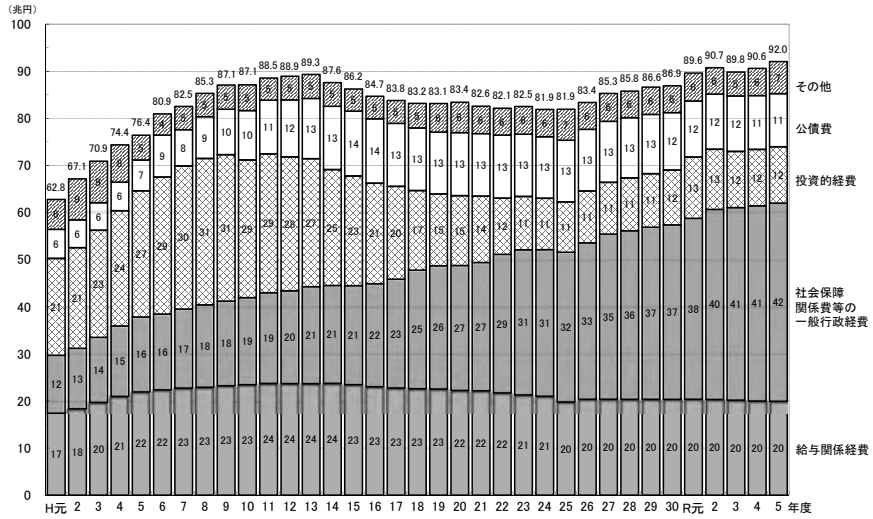

3

（4ページ）

地方財政の借入金残高の状況

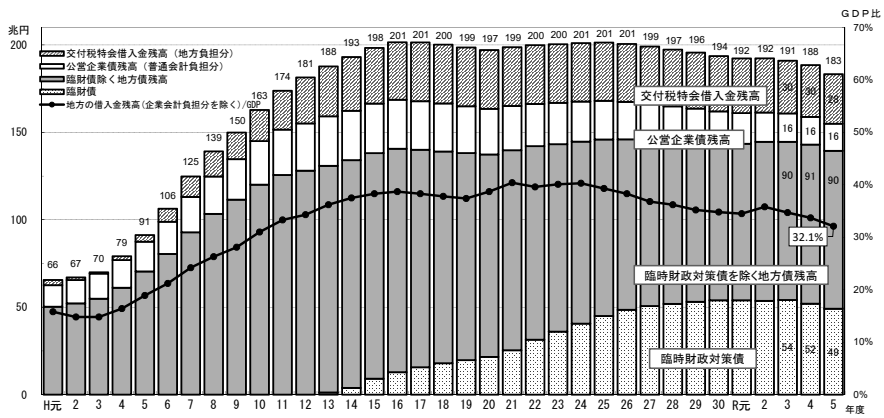

※1　地方の借入金残高は、令和３年度までは決算ベース、令和４年度及び令和５年度は地方財政計画等に基づく見込み。
※2　ＧＤＰは、令和３年度までは実績値、令和４年度は実績見込み、令和５年度は政府見通しによる。
※3　表示未満は四捨五入をしている。

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況　（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	20

4

（5ページ）

地方財政の財源不足の状況

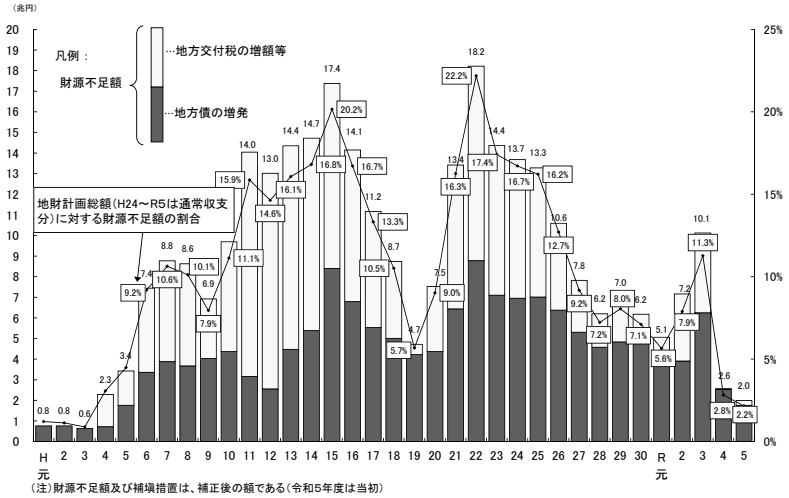

（注）財源不足額及び補填措置は、補正後の額である（令和5年度は当初）

5

（6ページ）

令和６年度の地方財政の課題

【通常収支分】

１．活力ある多様な地域社会の実現等の重要課題への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、地方団体が、DX・GXの推進、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性をいかした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

２．地方の一般財源総額の確保等

(1) 社会保障関係費等の増加が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

(2) こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組むことができるよう、「こども未来戦略方針」等を踏まえ、地方財源を適切に確保。

(3) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行を抑制。

(4) 地方分権推進の基盤となる地方税の充実確保とともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組。

３．地域ＤＸの推進と財政マネジメントの強化

(1) デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードの利活用拡大等による住民サービスの向上のための取組の推進や自治体情報システムの標準化・共通化、地域課題の解決に資するデジタル実装の全国展開などにより、地域DXを推進。

(2) 公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、水道・下水道の広域化や公立病院経営強化プランの推進等による公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

6

（7ページ）

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出（令和3年度決算）

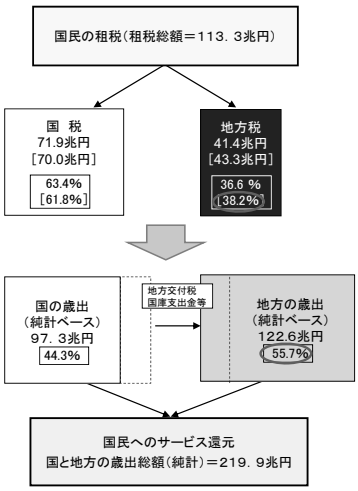

（注）精査中であり、数値が異動することがある。

（注）地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

（注）国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含まない。
［ ］内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含めた金額。

◎地方の税源・歳出配分の推移

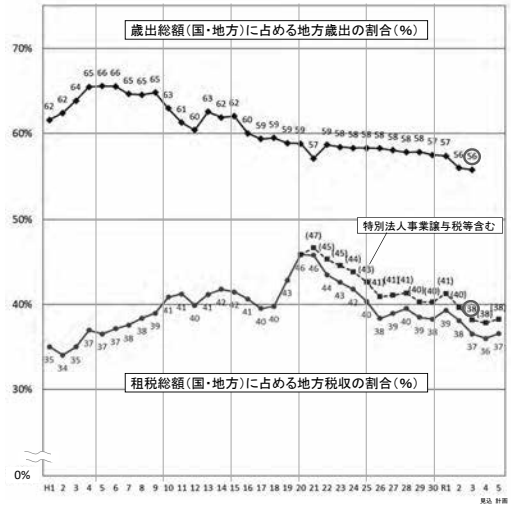

（注）令和3年度までは決算額、令和4年度は決算見込額（令和5年7月時点）、令和5年度は地方財政計画額である。

7

（8ページ）

国税・地方税の税収内訳（令和５年度地方財政計画額）

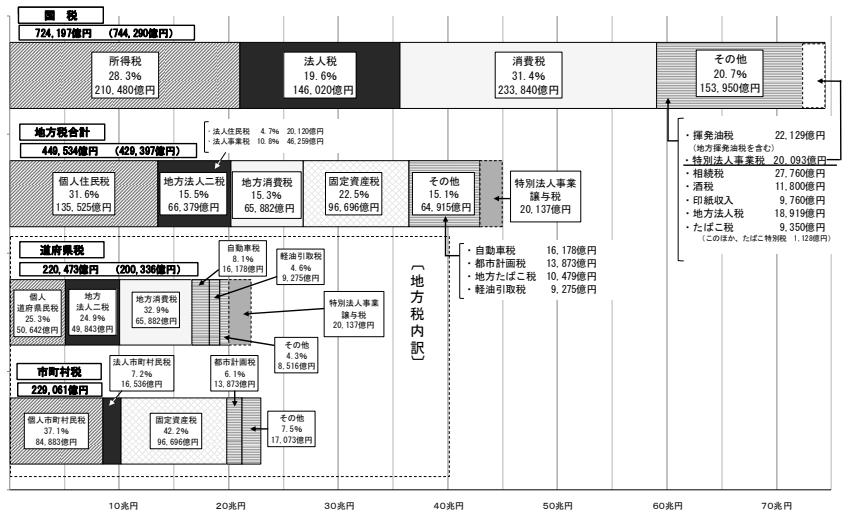

（注） 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
3 国税は特別法人事業税を含まず、地方税は特別法人事業譲与税を含む。（）内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額である。
4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

8

（9ページ）

地方税収（地方財政計画ベース）の推移

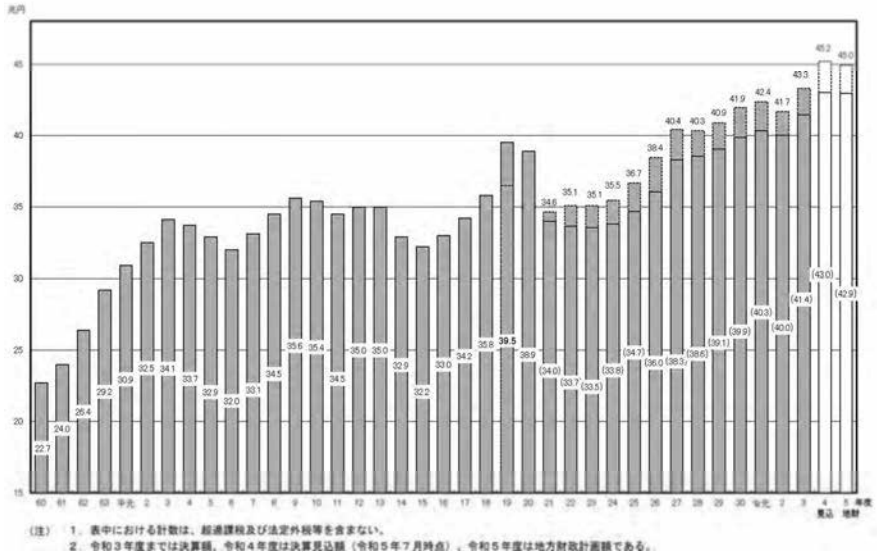

（注）１．表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
２．令和３年度までは決算額、令和４年度は決算見込額（令和５年７月時点）、令和５年度は地方財政計画額である。
３．括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税（～R1）及び特別法人事業譲与税（R2～）を除いたものである。

9

（10ページ）

令和４年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）

（単位：兆円）

	令和3年度 決算額 ①	令和4年度 地財計画額 ②	令和4年度 決算見込額（令和5年7月） ③	対R3決算 (③－①)	対R4地財 (③－②)	令和5年度 地財計画額
個人住民税	13.4	13.2	13.6	+0.2	+0.3	13.6
地方法人二税（特別法人事業譲与税を含む）	8.2	8.3	9.1	+0.9	+0.8	8.7
うち特別法人事業譲与税	1.9	2.0	2.2	+0.3	+0.2	2.0
地方消費税	6.2	5.9	6.4	+0.2	+0.5	6.6
固定資産税	9.2	9.4	9.5	+0.3	+0.1	9.7
その他	6.3	6.4	6.6	+0.2	+0.1	6.5
地方税計（特別法人事業譲与税を含む）	**43.3**	**43.3**	**45.2**	**+1.9**	**+1.9**	**45.0**
地方税計（特別法人事業譲与税を除く）	41.4	41.3	43.0	+1.6	+1.7	42.9

（注）１．令和4年度決算見込額（令和5年7月）は、地方公共団体からの速報値を集計したものである（最終的な決算額とは異同が生じることがある）。
２．表中の計数は、超過課税分、法定外税等を含んでいない。
３．計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

10

（11ページ）

主要税目（地方税）の税収の推移

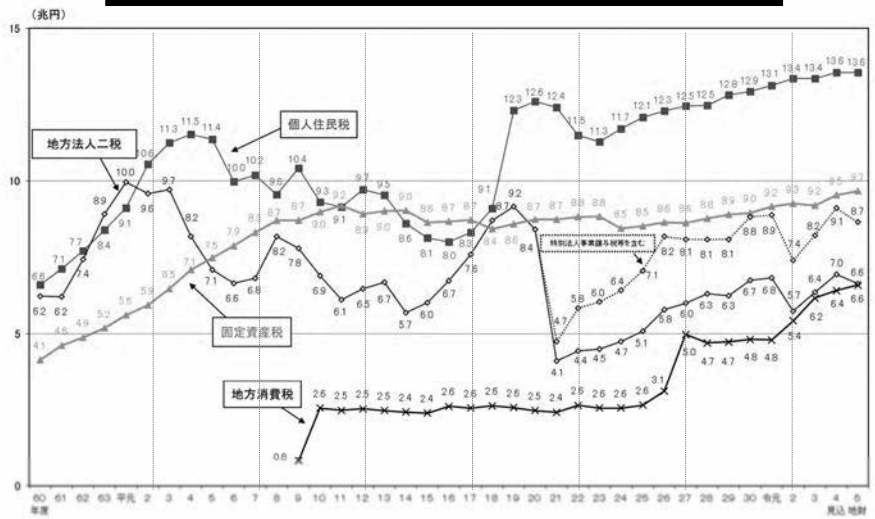

（注） 1. 表中における計数は、超過課税を含まない。
2. 令和3年度までは決算額、令和4年度は決算見込額（令和5年7月時点）、令和5年度は地方財政計画額である。
3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を加算した額。

11

（12ページ）

人口一人当たりの税収額の指数（令和３年度決算額）

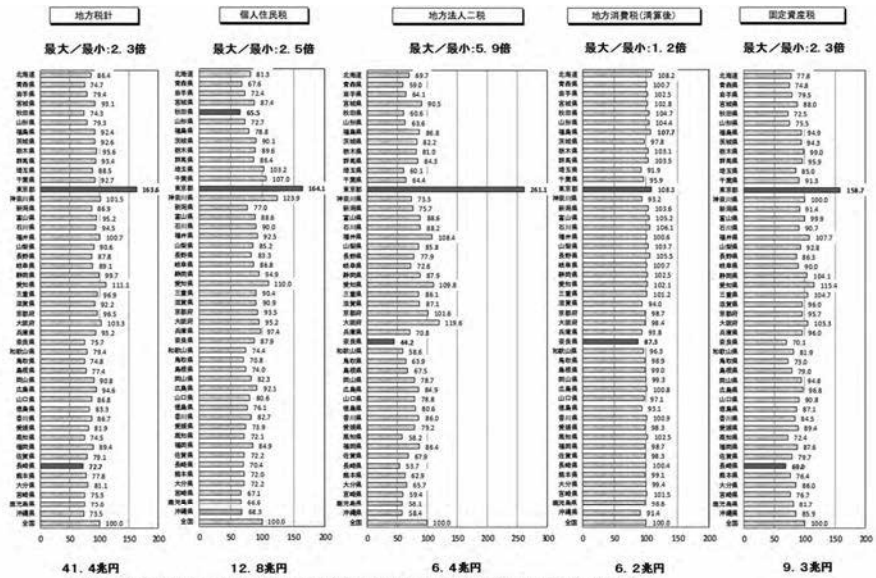

（注1）上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
（注2）地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。

12

（13ページ）

地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築
充実確保
偏在性の縮小
安定性
平成9年度
地方消費税の創設 ※消費譲与税を廃止
16年度
外形標準課税の導入
16～19年度
三位一体の改革
・3兆円の税源移譲（所得税→住民税）　・個人住民税所得割の比例税率化
※平成16～18年度は所得譲与税
20年度
地方法人特別税・譲与税の創設
（法人事業税5→一部国税化、H26縮小、R1廃止）
26年度
地方消費税率引上げ（1%→1.7%）
法人住民税法人税割の
一部交付税原資化
27～28年度
外形標準課税の拡大
※森林環境税の課税は令和6年度から
令和元年度
森林環境税・譲与税の創設
地方消費税率引上げ（1.7%→2.2%）
法人住民税法人税割の
更なる交付税原資化
特別法人事業税・譲与税の創設
（法人事業税5→一部国税化）
13

（14ページ）

MIC
各論①：個別地方税制の現状と課題
14

（15ページ）

1. 地方法人課税

15

（16ページ）

法人課税の概要

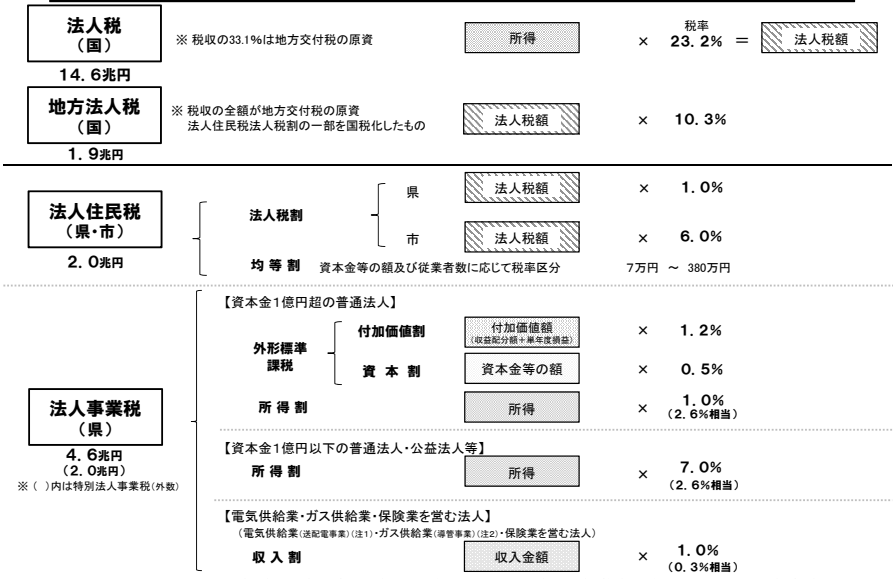

（注1）小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業については、資本金1億円超の普通法人は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人等は収入割及び所得割による。
（注2）導管事業以外の事業については、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の者については他の一般の事業と同様。

※ 税収はRS収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。
※ 税率の括弧内は、特別法人事業税相当分の税率（外数）。

16

（17ページ）

法人事業税の外形標準課税の概要

○ 外形標準課税は、資本金１億円超の普通法人に対して、平成16年度に導入。
○ 平成27年度及び28年度に、成長志向の法人税改革の一環として、外形標準課税の割合を拡大。
⑯～㉖　２／８　⇒　㉗　３／８　⇒　㉘～　５／８

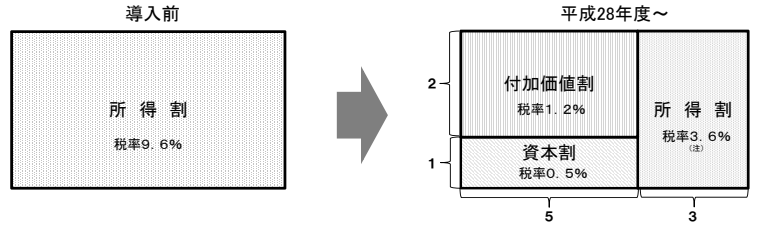

（注）特別法人事業税相当分を含む。

付加価値割

付加価値額 ［＝ 収益配分額（報酬給与額※＋純支払利子＋純支払賃借料） ＋ 単年度損益］ × 1．2%

※雇用安定控除（収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除）有り

資本割

資本金等の額※ ［＝ 法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める金額 ＋ 無償増減資の加減算］ × 0．5%

※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」を課税標準とする。

17

（18ページ）

外形標準課税対象法人数・割合の推移（全国）

○ 外形標準課税の対象法人数、その割合とも、平成18年度をピークとして減少傾向が継続。
○ 平成18年度と比べて令和３年度は、数では約１万社の減少、割合では２／３に減少。

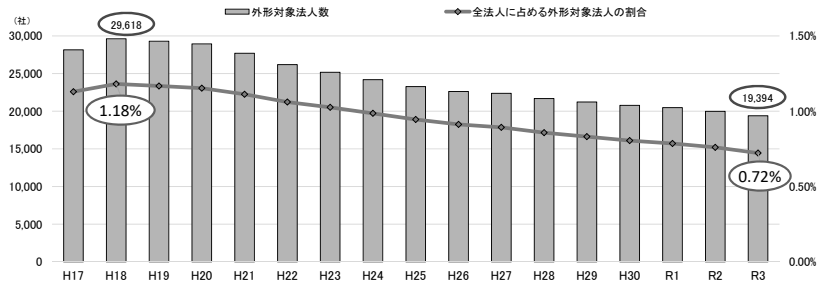

（単位：社）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全法人数	2,492,935	2,507,171	2,509,668	2,510,465	2,489,828	2,468,869	2,453,772	2,453,748	2,462,474	2,479,271	2,506,528	2,527,342	2,553,409	2,582,032	2,605,974	2,629,728	2,685,308
うち外形対象法人数	28,158	29,618	29,301	28,943	27,702	26,196	25,176	24,194	23,275	22,624	22,380	21,681	21,225	20,780	20,474	19,989	19,394
外形対象法人数の割合	1.13%	1.18%	1.17%	1.15%	1.11%	1.06%	1.03%	0.99%	0.95%	0.91%	0.89%	0.86%	0.83%	0.80%	0.79%	0.76%	0.72%

※「道府県の課税状況に関する調」による。

18

（19ページ）

持株会社化と外形標準課税の対象範囲の関係

○ 持株会社化・分社化によって、資本金1億円以下の子会社を設立した場合、組織再編の前後で企業グループ全体の姿はほとんど変わっていないにもかかわらず、外形標準課税の対象範囲が縮小。

（イメージ）

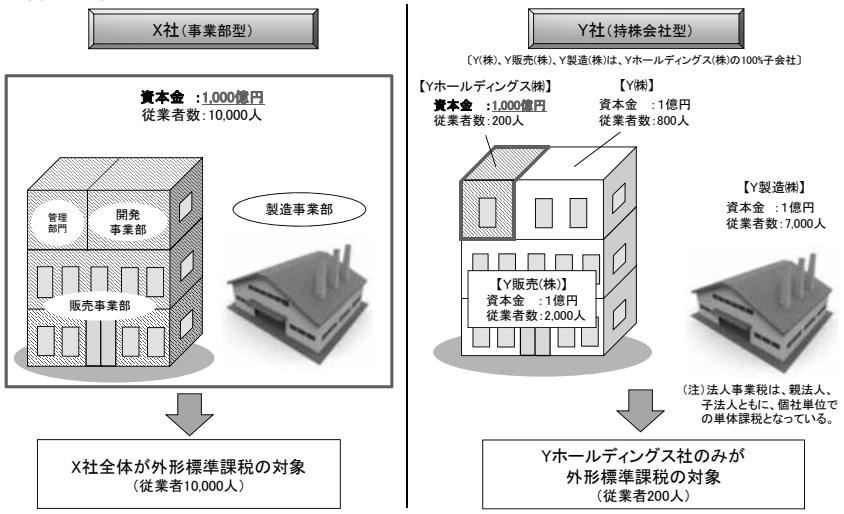

19

（20ページ）

令和5年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）

令和４年12月16日
自由民主党
公明党

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方

４．経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

（３）外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金１億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金１億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約３分の２まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を１億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

20

(21ページ)

2. 固定資産税

21

(22ページ)

固定資産税の概要

○ 固定資産税は、シャウプ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
○ 固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
○ どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

区　分	固　定　資　産　税
１．課税客体	土地、家屋及び償却資産 （土地：1億8,076万筆、家屋：5,877万棟）
２．課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）
３．納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 （土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税） （土地：4,155万人、家屋：4,237万人、償却資産：483万人）
４．課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は３年ごとに評価替え（令和３年度が評価替え年度） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
５．税　率	標準税率　1.4%
６．免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
７．賦課期日	当該年度の初日の属する年の１月１日
８．税　収	９兆2,345億円（土地3兆5,120億円、家屋3兆9,378億円、償却資産1兆7,846億円）

※1　税収以外のデータは、令和４年度実績。
※2　固定資産税の制限税率（2.1%）は、平成16年度の改正により廃止。
※3　税収は令和３年度決算額。

22

（23ページ）

固定資産税の仕組み

評価額		課税標準額	×	税率	=	税額
固定資産評価基準により算出 ○ 土地・家屋 ３年ごとに評価替えを行い、それ以外の年度は原則据置き。 宅地については、地価公示価格等の７割を目途として評価 ○ 償却資産 毎年評価替え		○ 政策的な特例措置 ＜主な例＞ 小規模住宅用地 ： １／６ 一般住宅用地 ： １／３ ○ 土地に係る負担調整措置 納税者の負担感に配慮し、評価額に対し税負担が低かった土地や、評価額が急激に上昇した土地の場合にも、税負担はゆるやかに上昇させるため課税標準額を調整する措置。		標準税率 1.4%		政策的な特例措置 ＜主な例＞ 新築住宅 一般住宅 （３年１／２） ３階建以上 （５年１／２）

23

（24ページ）

負担水準の均衡化のイメージ

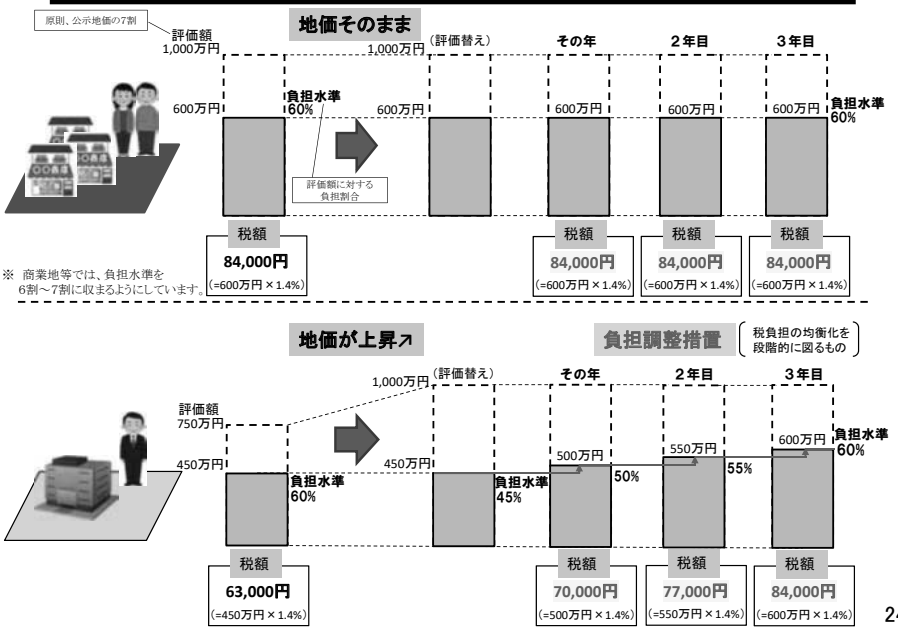

24

(25ページ)

令和３年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

令和２年12月10日
自由民主党
公明党

第一　令和３年度税制改正の基本的考え方

1　ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、３年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、１年前の地価公示価格の７割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成９年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和２年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和２年７月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では５年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和３年度から令和５年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

25

(26ページ)

商業地等の負担水準の状況

○　平成６年の７割評価に伴う負担水準のばらつきは、平成26年度・29年度にほぼ収斂。

○　近年の地価上昇により負担水準は再びばらついている。（※Ｒ３、４のコロナ特例の影響もあり。）

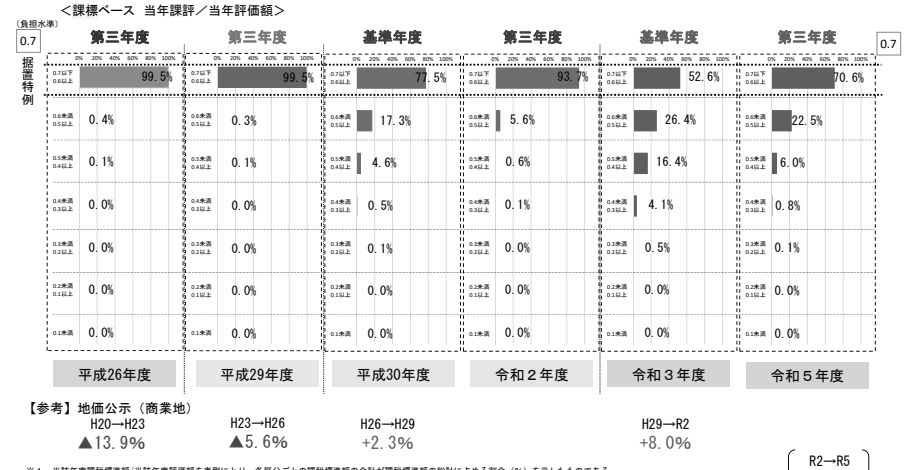

【参考】地価公示（商業地）

H20→H23	H23→H26	H26→H29	H29→R2	R2→R5
▲13.9%	▲5.6%	+2.3%	+8.0%	+1.4%

※1　当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側により、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合（%）を示したものである。
※2　各年度の評価額、課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による（法定免税点以上）。
※3　区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

26

（27ページ）

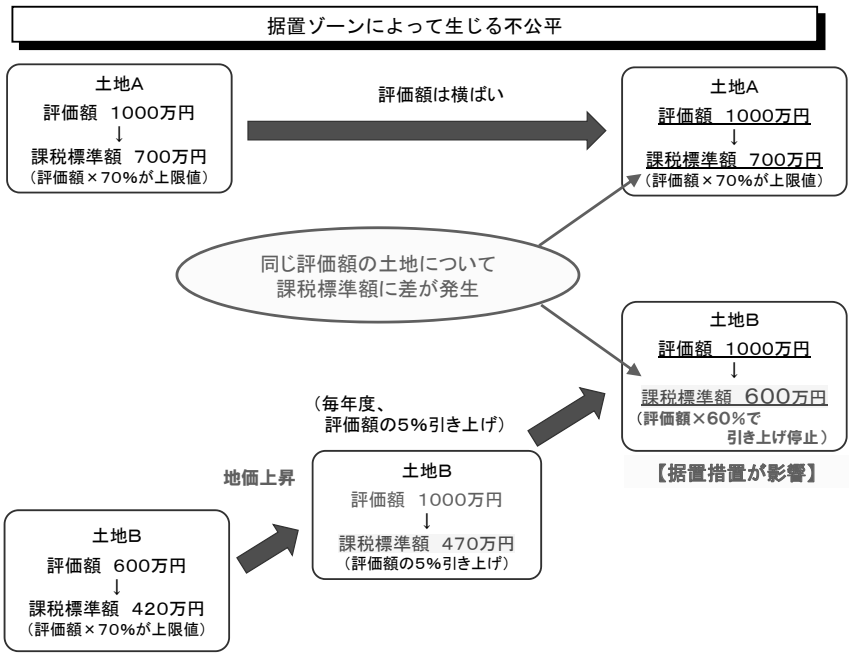

（28ページ）

3. 森林環境税・森林環境譲与税

28

（29ページ）

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

○ パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

○ 税収は、平年度で約600億円。課税までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。

【制度イメージ】

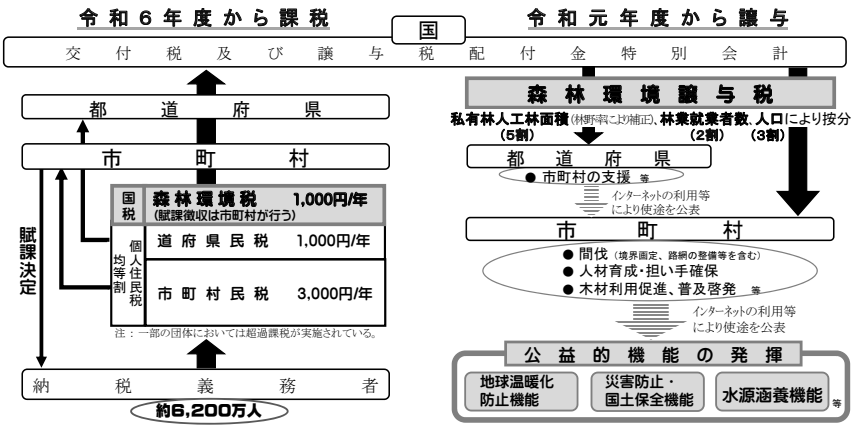

29

（30ページ）

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

○ 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。

○ 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。

○ 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。

（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）

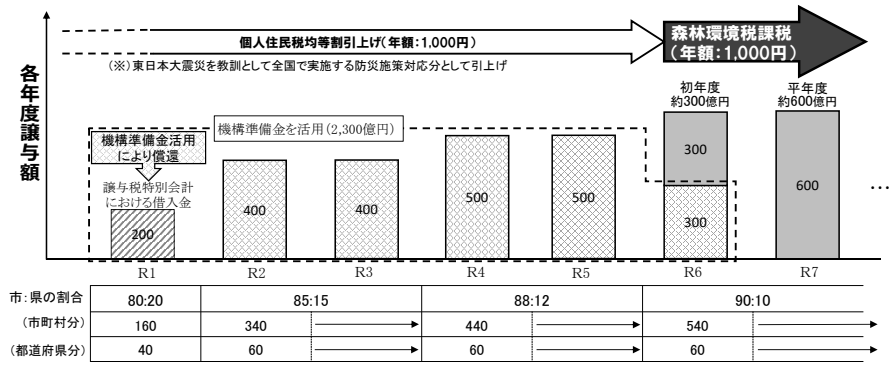

市：県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10
（市町村分）	160	340 →	440 →	540 →
（都道府県分）	40	60 →	60 →	60 →

【譲与基準】

市町村分
- 50% ： 私有林人工林面積 （※以下のとおり林野率による補正）
- 20% ： 林業就業者数
- 30% ： 人口

都道府県分
- 市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1．5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1．3倍に割増し

30

（31ページ）

森林環境譲与税の取組事例集（令和４年度実績）

森林整備

○ 森林経営管理制度に基づく市町村による間伐の実施（秋田県由利本荘市）

由利本荘市は、私有林人工林のうち60%の森林で適切な森林整備が進んでいないことから、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林整備を推進。

【実績】意向調査：4,206ha（事業費7,045千円 ※全額譲与税）、
経営管理権集積計画の策定及び保育間伐：41ha（事業費7,216千円 ※全額譲与税）

〈森林整備前〉

〈森林整備後〉

人材確保・育成

○ 新規就業者の確保（岡山県三咲町）

美咲町では、町内の林業事業者の減少や高齢化等の理由から将来的な林業の担い手不足が課題。町内外からの新規林業就業者の確保と町内への移住・定住に繋げるため、１日林業体験及び林業実務研修会を実施。

【実績】１日林業体験及び林業実務研修会（計17名（町内：3名、町外：14名）参加）
町内の林業事業体への就業（2名） （事業費1,179千円 ※全額譲与税）

〈１日林業体験〉

〈林業実務研修会〉

木材利用・普及啓発

○ 市内小学校の内装木質化の実施（神奈川県小田原市）

小田原市では、地域産木材の利用拡大を図るため、市内小学校の内装木質化を実施。令和4年度は、地域産を活用して、大窪小学校の腰壁や天井、室名札、椅子や机等の木質化を実施。低質材も積極的に活用することで、川上への利益還元、安定的な森林経営に貢献。

【実績】小学校の内装木質化への地域産のスギ・ヒノキ間伐材の活用 34㎥
木質化の意義を伝える学習やワークショップの実施
（事業費30,039千円うち譲与税18,330千円）

〈木質化した図書コーナー〉

〈伝統工芸による室名札〉

〈端材ワークショップ〉

○ 友好都市連携による森林整備（東京都荒川区×福島県福島市）

荒川区と福島市は、地球温暖化対策の推進及び森林の保全や地域交流の促進を目的として、「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定」を令和4年5月に締結し、福島市の市有林の一部に設置した「あらかわの森」において、相互に連携・協力して森林整備を行う事業を開始。

【実績】植樹ツアー 2回（荒川区民の親子20組40名参加）
（事業費3,394千円（荒川区）、485千円（福島市） ※全額譲与税）

〈記念植樹の様子〉

〈植樹体験の様子〉

31

（32ページ）

4. 車体課税

32

（33ページ）

車体課税（地方税）の課税イメージ

車体課税　車体課税はその多くが地方財源（車体課税2.6兆円のうち2.2兆円が地方財源）。

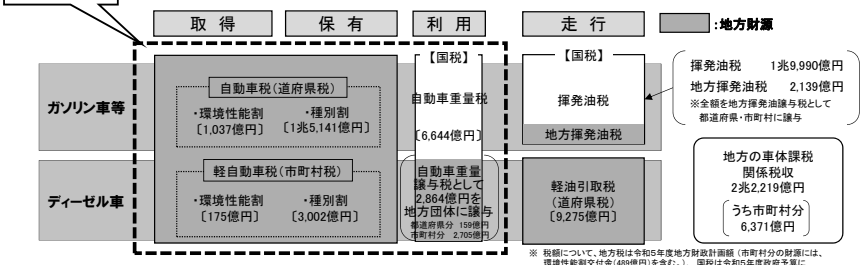

〔自家用乗用車に係る課税のイメージ〕

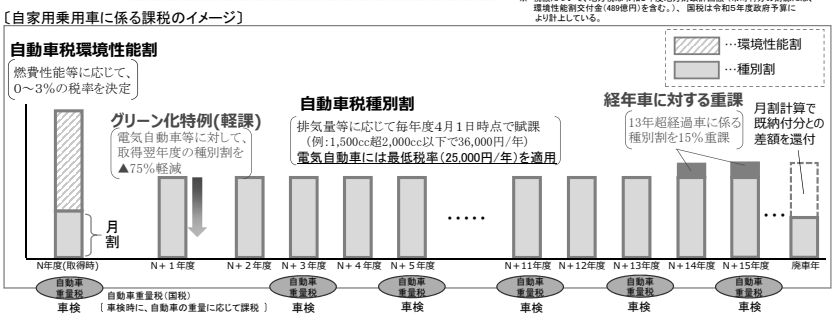

33

（34ページ）

電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方

令和５年度与党税制改正大綱　**（令和４年12月16日、自由民主党・公明党）**

第三　検討事項

４　（略）**自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、**イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、**関係者の意見を聴取しつつ検討する**。

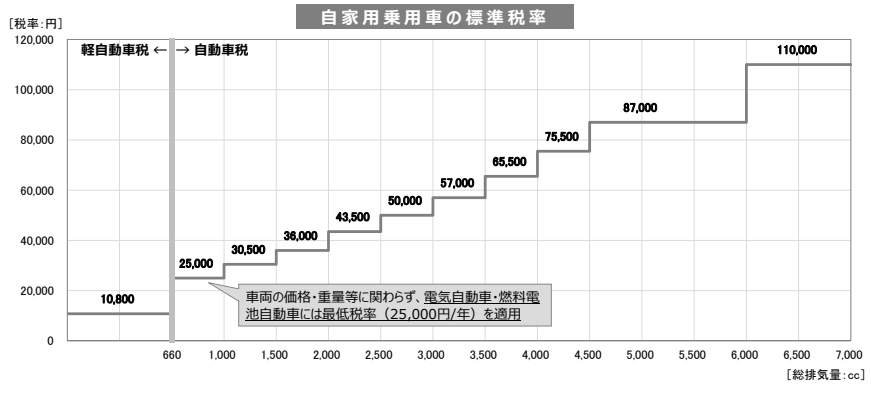

34

（35ページ）

各論②：地方税務手続の電子化等

35

（36ページ）

地方税務手続のデジタル化のあゆみ

	電子申告・申請等	電子納付	国税との情報連携	その他
平成16年度	**法人住民税・法人事業税、固定資産税（償却資産）の申告開始 [H17.1]** ※事業所税も追加［H20.1］			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	**全地方団体がeLTAXに接続**			
			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]	
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		法定調書、扶養是正情報の連携開始［H25.5、H25.6］ 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]	JNKS（自動車税納付確認システム）の運用開始[H27.4] 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化開始[H28.1]
令和元年度	**地方税共同機構の設立 [H31.4]**			
2年度	**大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]**	**地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10]** ※対象は主として法人向けの税目	法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3]	固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1]
3年度	個人住民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）の申告・納入手続の電子化 [R3.10]		財務諸表提出の一元化 [R2.4]	
4年度	**法制上、全ての申告・申請手続へ対象拡大[R4改正]** ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
５年度以降	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	**地方税統一QRコード等を用いた納付開始 [R5.4]** ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大（クレジットカード、スマホ決済アプリ等）		特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化開始[R6.1] 基幹税務システムの標準化［R7年度までの移行を目指す］

36

（37ページ）

eLTAX（エルタックス）について

○ eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
○ 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
○ 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。

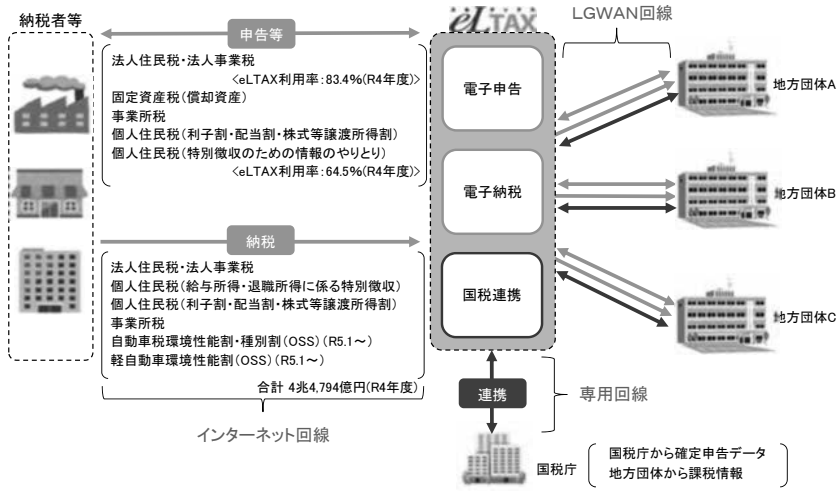

37

（38ページ）

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

○ eLTAXを通じた電子申告利用率は、年々、上昇している。

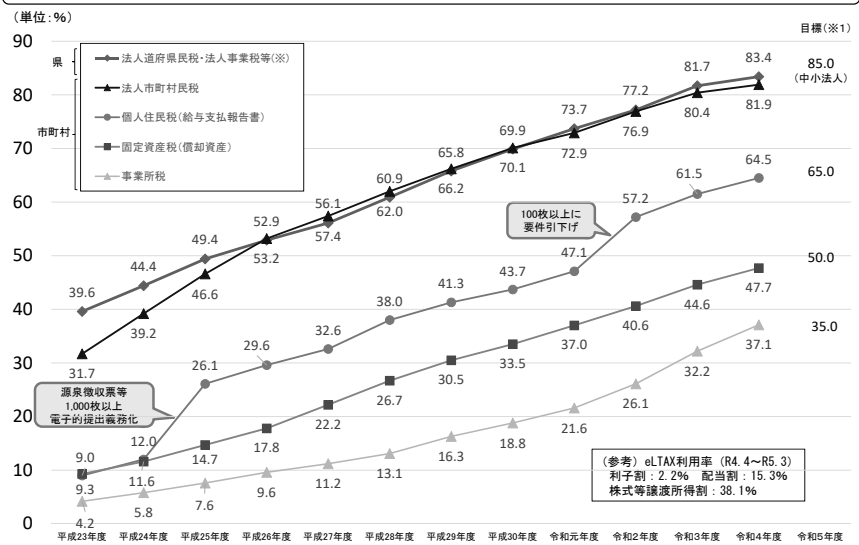

※地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。
※1 目標値は「総務省におけるオンライン利用率引上げの基本計画」で設定した数値。

38

（39ページ）

eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

○ eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定していた。

○ 令和4年度税制改正により、今後は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講じることとした。

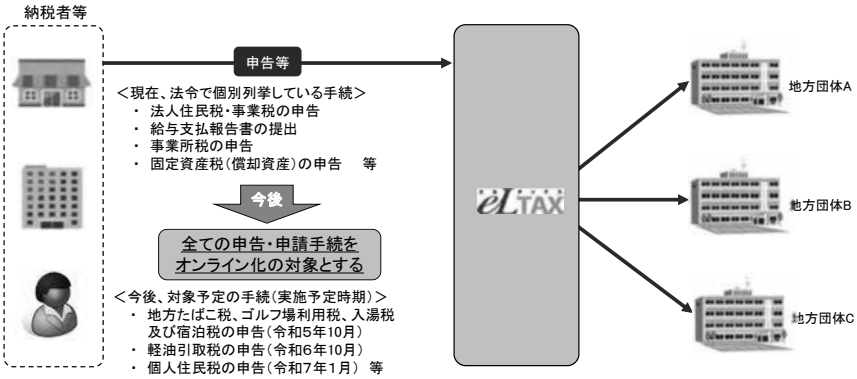

39

（40ページ）

地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

○ 令和5年4月から、地方税の納付について「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入し、
①eLTAX操作による電子納付
②スマートフォン操作による電子納付
③金融機関窓口における納付受付後の事務処理
への活用を開始。
※対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割（他の税目についても、原則活用）

○ また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付（口座引き落とし）やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。

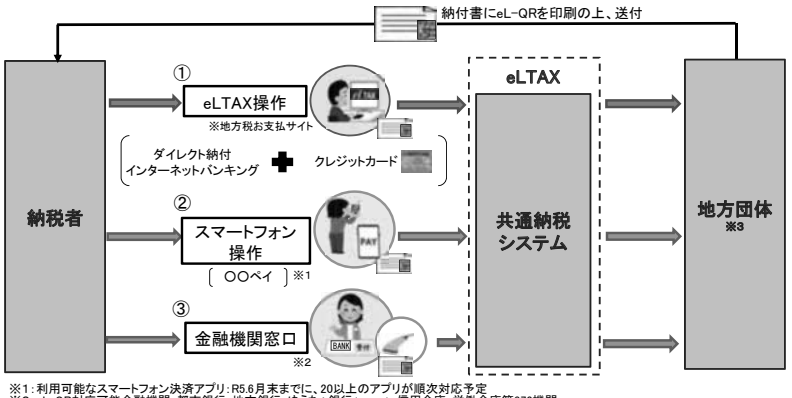

※1：利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.6月末までに、20以上のアプリが順次対応予定
※2：eL-QR対応可能金融機関：都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行(R5.5～)・信用金庫・労働金庫等372機関
※3：eL-QR活用地方団体：1,777団体（47都道府県、1,730市区町村）

40

（41ページ）

地方税統一QRコード(eL-QR)のイメージ

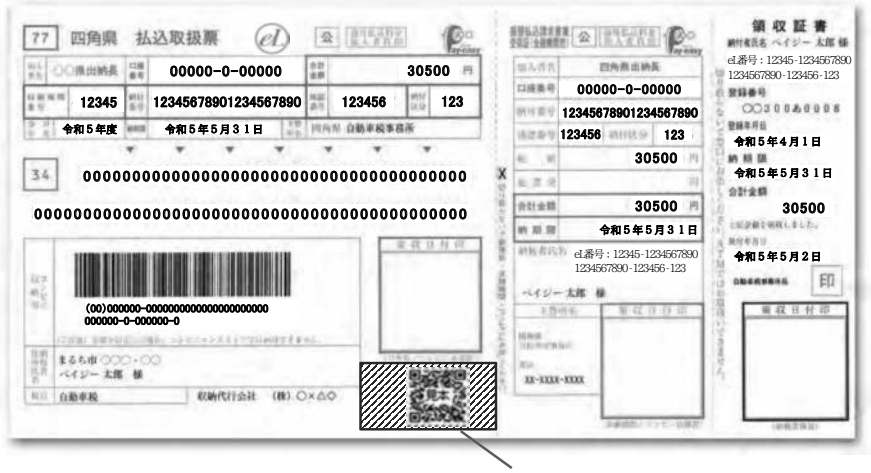

地方税統一QRコード
（eL-QR）

41

（42ページ）

地方税関係通知のデジタル化

【令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月16日自由民主党・公明党）[抄]】

○ 納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX 及びマイナポータルの更改・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。

■地方税関係通知の例

- ○ 納税通知書（課税明細書を含む。）
- ○ 各種証明書（納税証明書や固定資産課税台帳登録事項証明書など）
- ○ 減免決定通知書　等

■地方税関係通知のデジタル化（イメージ）

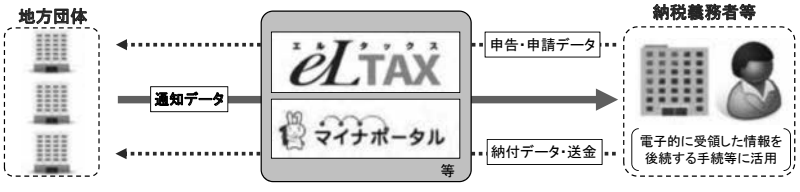

42

（43ページ）

地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について

検討の背景

○ **地方公共団体の公金収納については、現行においても、各地方公共団体の判断により、**指定納付受託者制度（地方自治法§231の２の２）を活用して、**クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等を利用した決済方法を導入することができる**。

○ 他方、**地方税については、これらに加えて全国共通の仕組みとして**納付書に付された**地方税統一QRコード**を読み取ることで、**eLTAXを活用した収納が可能**。

（例えば、事業者が全国に保有する土地等に係る固定資産税について、当該土地等の所在市町村の個別の納付方法に限らず、全国共通の地方税統一QRコードを利用して統一の方法により納付することが可能。）

○ **地方税以外の公金についても、**地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性向上の観点から、**上記の仕組みを活用した収納を可能とすべきとの声**※がある。

※ 全国銀行協会、日本経済団体連合会 等

取組状況

○ **デジタル庁及び総務省が立ち上げた各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議において、eLTAXを活用した公金収納を可能とするための取組方針を令和５年３月に決定**。

【方針の概要】

遅くとも令和８年９月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、地方公共団体等の意見を聞きながら、以下の取組を進める。

① 地方公共団体が、その判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることを可能とするため、**関係法令を改正**。

② **公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAXを活用できるようにすることを検討**。

③ 地方公共団体による公金納付への**eLTAXの活用を促進するために必要な取組を行う。**

④ その他、地方税共同機構における**eLTAXのシステム改修**や**公金収納を行うための体制整備等**、**関係府省庁・関係機関等とともに連携・協力を図って公金収納の実現に向けた検討。**

43